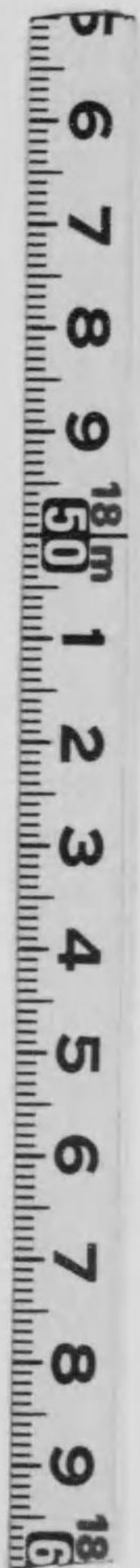
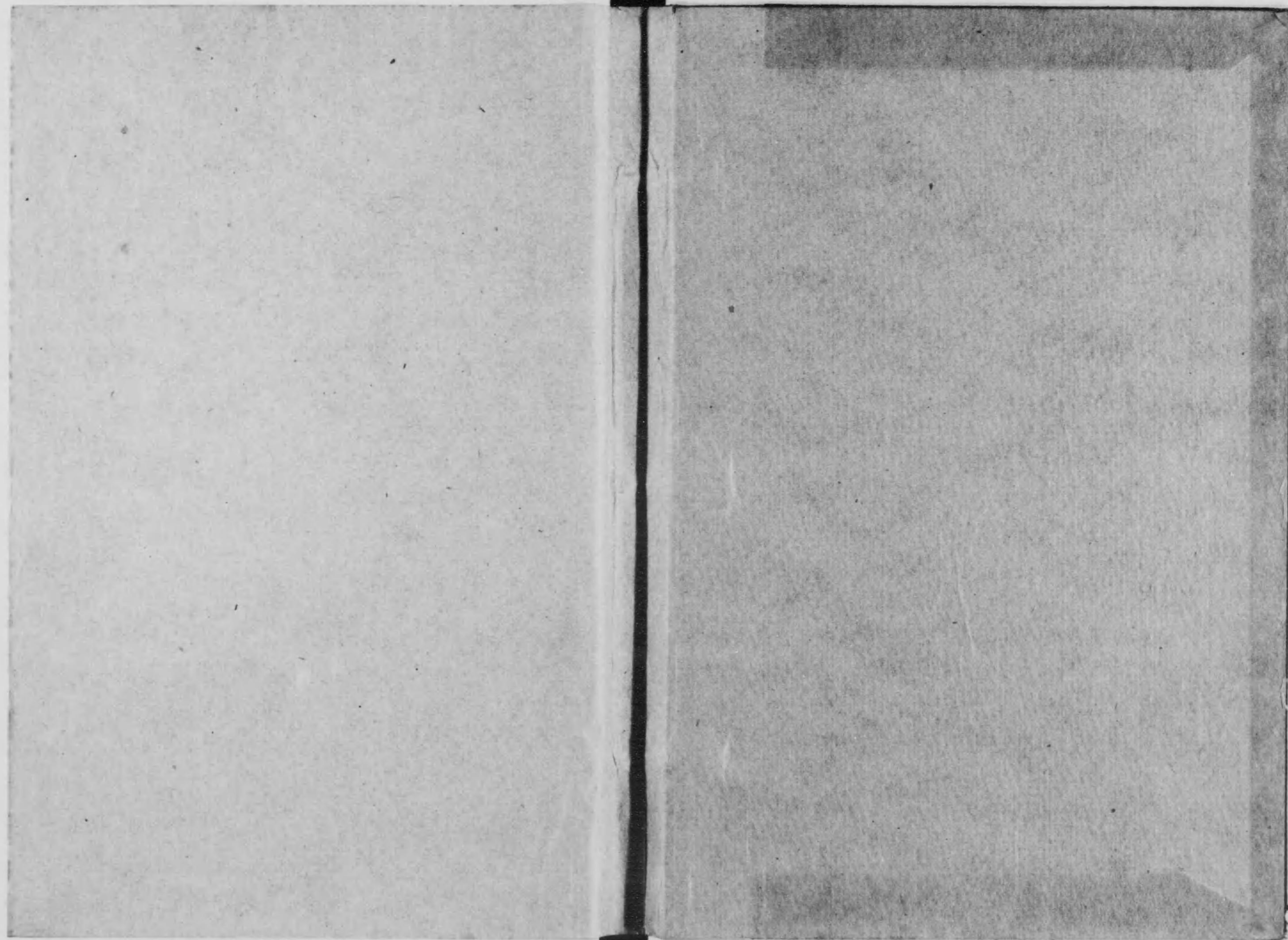


45
372



始





45-3721



王陽明詳傳

京都文科大學教授
文學博士高瀨武次郎著

東京 廣文堂書店發行

大正
4. 6. 10
内交

序

天の人に賦與する豈に公私憎愛の別あらんや、故に維然たる人生、千狀萬態、殆ど量るべからざるが如きも、之を大觀し來れば上下貴賤を論ぜず、苦樂は相半ばし幸福は均一なるを見るべし。人の職分は實に千種萬類なりと雖も一として偉功を奏し芳名を揚ぐるに足らざるはなし、而して大苦の下に大樂あるを見れば則ち天の人に酬ゆる所以の至公至平なるを知らん、試みに古來偉人の行蹟を視よ、辛苦艱難、一難去れば又た一難來り、殆んど寧日あることなし、是れ豈に大苦にあらずとせんや、然れども竊かに自ら其の一言一行の能く天下の氣運を左右し、一舉一動の能く乾坤を震撼するを知らば亦た無上の愉快を感じざる能はざるべし、況んや英名赫々として青史を

照らし、千秋の下、猶ほ人をして景仰措く能はざらしむる者あるをや、是れ豈に人生の一大快事にあらずとせんや、吾輩碌々の徒の如きは走尸行肉、蠢々爾として何等の爲す所なく、飽食煖衣の間に一生を經過し、天賦の職分を怠り、人生の眞義を失ひ、動靜存亡毫も社會に影響することなく、墳土未だ乾かざるに其名早く既に人に忘れられんとす、是れ豈に人生悲痛の極にあらずとせんや、以て苦樂相半幸福均一の妄説たらざるを知るべし、設令ひ震天撼地の大業を爲す能はずとせんも、猶ほ誓つて一事一業を廢せざるべく、芳名を竹帛に垂るゝ能はずとせんも、猶ほ盟つて稗史野乘を照らすを失はざるべし、浮利虚名は固より希求するに足らずと雖も、若し空しく醉生夢死に畢らば神聖なる天職を奈何にせんとするか、惟ふに陽明先

生は所謂大苦大樂の人にあらざるか、身を文臣より起して蓋世の偉勳を建て、烝々たる英名永く千秋を照らす、眞に是れ百世の上に奮つて百世の下、人をして感奮興起せしむるものと謂つべし、先生の終世辛苦に遭逢したるの行蹟は即ち吾人が藉て以て心膽を練磨し、氣象を策振するの龜鑑なり、凡そ聰明敏活にして能く幾微を洞察し、又た能く妙計を案出する者は是れ智の人なり、天真惻怛にして人類の不幸に感憤し、國家の非運に慷慨する者は是れ情の人なり、豪健勇猛にして大節に臨みて動かさず、大敵に當りて懼れざる者は是れ意の人なり、智の人は惑はざるの得ありと雖も時に冷刻に失するを免かれず、情の人は接する者をして欽慕悦服せしむるの長所ありと雖も、時に慷慨激越に馳するを免かれず、意の人は事

に臨て泰然自若たるの利ありと雖も、時に弱者を壓制するの弊あるを免かれず、庸常の人は大抵三者の一に偏長するに止まる者の如し、若し能く其の二者に兼達せんか、必ずや傑士として命世の偉業を成すを得ん、況んや能く此の三者を調和的に發達する者に於てをや、先生は如何なる種類の人に屬すべきか、智の人か情の人か將た意の人か、之を其の事蹟に徵するに、或は智に於て長ずるが如く、或は情に於て長ずるが如く、或は意に於て長ずるが如き所あるは、其れ或は三者の完備する者にあらざるか、夫れ先生の明代の大宗たることは古今諸家の等しく見る所なり、近く之を我邦學者の言に徵するに、齋藤拙堂翁嘗て評すらく、明氏中葉最も王新建を推す、戴銑を救ひ劉瑾に忤ふて謫杖を恤へざりしは吾れ其の氣節を見る、能く

京軍を懷柔して犯さざらしめ以て許泰、張忠の計を沮みしは吾れ其の智略を見る、南中數十年の寇を破定し、宸濠を旬月に平げしは吾れ其の用兵の神を見る、傳習錄五經臆說の諸書は後人の議を免かれずと雖ども、要するに亦た一の見解あり、吾れ其の學問の深きを見るなり、其の餘、騎射の微、筆札の小、一として曉らざるはなし、而して文章雅健、鬱として一代の大宗と爲る、稱して朱明第一の人物と爲すも誰か不可と謂はんと、蓋し適評と謂つべきなり、先生の氣力の豪健なるは是れ其の意志の鞏固なるに由るにあらざるか、思想深遠、武略縱横なるは是れ其の智力の卓越なるに由るにあらざるか、共に語る者之に感奮し、相接する者之に悅服するは是れ其の熱情の發して言語眉睫の間に表はるゝに由るにあらざるか、茅鹿門の先生

を評して「文成公は百世殊絶の人」と曰へるも亦た固より溢美にあらざるなり、抑も人の大業を成すは専ら機に乗ずるに在り、人生の百事皆な以て用兵に比すべくして成敗の機、只だ毫髪の間、に在り、成功に續ぐに成功を以てする者は則ち機を見ること明敏にして之に乗ずること勇壯なるものなり、但し拔群の技倆ありと雖も一點邪欲の念あらば其の舉動や必ず陋醜觀るに足らざらん、先生の傳記を讀む者復た當に其の機を見るに明敏、之に乗ずるに勇壯にして其の心事の高潔なりしを熟察すべきなり、

夫れ英傑の士は刺激を待たずして能く感奮興起すべけれどもも常人豈に能く然らんや、剛毅の士は補助を待たずして能く堅忍不拔なるべけれども庸人豈に能く然らんや、設令ひ英傑

剛毅の士と雖も亦た猶ほ刺激補助を得ば愈々以て勇邁強健なるを得べけん、然れば則ち古來偉人の傳記を讀て其の人物事業を追想し、其の遺書を繙きて其の英靈に感じ神韻に觸るゝの効果は、智愚に由て異なる所を見ざるなり、庸常の士は率ね智識淺劣にして意志薄弱なるが故に其の心志毎に見聞する所に從て動搖變移するを免かれず、是を以て吾人は常に刺激を求め補助を得るの策を講ぜざるべからず、或は當世の傑士に交りて其の言動に鑑み、或は偉人の肖像を掲げて己が敬慕の意を強め、或は先賢の傳記を繙きて己が私淑の意を盛んにし、或は聖賢の遺訓を誦して己が修養の資と爲し、或は哲人の遺愛を玩びて其の氣韻を賞し、或は豪傑の遺蹟を訪て其の雄圖を追憶し、或は英雄の墳墓を弔ひ香を焼き花を獻じて其

の憤魂を慰むる、孰れか精神修養の一助と爲らざらん、若し薄志弱行の徒にして之が適當の刺激補助を缺がんか、放僻邪侈至らざる所なく、遂に一生禽獸と撰ぶ所なきに畢らん、若し慄悍獍猛の徒にして之れが適當の制裁指導を缺がんか、殘虐暴戾至らざる所なく、必ずや社會を毒害するに至らん、先生の傳記の人を感奮せしむるや極めて大なる者あり、情氣の生ぜし時之を讀まば勇氣を生ずべく、邪念の起りし時之を讀まば正義の念に歸るべく、胸中沈鬱せし時之を讀まば灑然洗ふが如く、志氣浮靡なりし時之を讀まば着實と爲るべく、退嬰心の起りし時之を讀まば進取の心を生ずべく、姑息心の浮びし時之を讀まば活動心を生ずべく、厭世の念の起りし時之を讀まば樂天の念に歸るべく、人生不安の念の起りし時之を

讀まば人生の穩健を悟るべく、怨恨嫉妬の心生ぜし時之を讀まば恰も雪片を把りて洪爐に投ずるが如く、浮榮虚譽の念起りし時之を讀まば忽焉として恬澹高潔に歸らん、玄遠空虚に陥らんとする時之を讀まば活用實學に歸らん、支離散漫に流れんとする時之を讀まば簡易直截に歸らん、蓋し先生の一生は極めて多變にして又た多趣なるものなり、其の多變多趣なる所は即ち上述の諸件に於て讀者の刺激補助と爲る所以なり、余は好で古今人物の傳記を繙讀すれども未だ曾て先生の傳記の如く、趣味津々として人をして感奮興起せしむる者あるを見ず、是れ余が不文を顧みず敢て其詳傳を論述せし所以なり、讀者乞ふ文辭の拙劣を責めず、言外に於て先生の流風餘韻に接せらるべし、

例 言

- 一、本書は陽明先生の詳密なる事蹟性行を青年讀者に知らしめんが爲めに之を著はせり、
- 二、先生の學說及び之と比較攻究すべき諸家の學說は附録として之を本書の卷末に掲げたり、
- 三、本書は平易明白を主としたれば引用せる遺文も元來の文に關係せず、意を以て大體の主旨を摘譯したるもの多し、故に其原文を知らんと欲する者は括弧内に示せる書名に就きて之を見るべし、
- 四、書中著明なる事項は每節の初に「見出し」として一層大なる字體を以て之を示せり、且つ人名の右側には大抵一細線を添へて通讀に便にせり、

五、本書纂述に就きて参考したる書類は總て最後に之を示せり、

六、本書纂述の際、文學士虎石惠實君は本書の爲に懇切に閲讀批評の勞を執られたり、因て此ここに特書して感謝の意を表す、

著者誌

王陽明詳傳目次

序

第一篇 王陽明の家系一

遠祖王羲之

高潔灑落四

結論

忠義傳中の人

欲借人間種

第二篇 幼少時代六

奇話

地方的影響

神童

武に志す十七

結論

越の文化八

脈世家と爲らざりし原因二三

權謀十五

學歴

第三篇 志望動搖時代一九

目次

結婚の夕、出遊して歸宅を忘る
詞章練習二三

書法大に進む
諧謔を變じて謹嚴と爲る

再び文藝に志す、第一回落第二六
武功に熱中す二七

第二回落第當時の態度
文藝を去て心性の學に就く

進士及第、夢兆實事に合す二九
神仙家に會す

時務を建言す
遂に詩文の非を悟る

陽明洞に神仙の道を修む三二
禪僧を諭して孝養を遂げしむ

厭世の人、一轉して社會に活動す
始て經世的思想を發表す三六

第四篇 精神鍛練、大悟徹底四〇

遂に聖學を以て己が任と爲す

結論

國勢日に非なり

時事に憤慨して、獄中に投せらる

龍場驛に貶謫せらる四四

將に殺害に遭はん、江中に投すと託言す、絶命詩二首、四六

果然未だ死せず五〇

虎穴に宿す五二

道者に再會して警策を被る、詩二首、遂に意を決して謫に赴かんとす、師父に再會して大に悦ぶ

徐愛等門人と爲る五五
夷人來服
邪黨全滅、正黨再興、謫を免かる

謫居の困苦、大悟の状態、格物致知、心即理、陽明學の曙光、五七
謫居中の門人、知行合一を唱ふ、六〇
龍場を去る、靜坐の説、述懷詩、六二

第五篇 第一講學時期六四

治績

方叔獻等門人と爲る六六

徐愛大に悟る、傳習錄成る

登遊山水と門人教化

講學の盛況六九

省察克治

諸友別を惜む

教導法一變す

仙佛儒を辨す七一

諫迎佛疏を擬作す

結論七三

第六篇 第一靖亂時期七四

潭南の巨賊を平定するの命を受く
奸民を偵知す

流賊を諭す七六
十家牌法七八

論俗四條

討賊

隊伍法を案出す八二

横水の賊を平定す

人を用ふるの妙

巨賊平生の苦心

天縦の武

破山中賊易破心中賊難一〇一

戦後の經營

兵制變更

時雨堂記

信賞必罰

神機八五

愈進撃す

桶岡の賊を平定す八九

三河を征す(池仲容)兵を動かさずして巨賊を誅す九二

殘賊征討

結論

第七篇 第二講學時期一〇四

古本大學

傳習錄上卷成る一〇九

三教同異論

結論

朱子晚年定論

慰勞宴

郷約及保甲法一一一

第八篇 第二靖亂時期一二三

宸濠の權勢(劉養正)

賢妃婁氏 一一八

幸運 一二四

宸濠の三策 一二七

宸濠の大軍發す 一三二

宸濠人を遣はして先生を招く 一三〇

愈宸濠を攻撃す 一三八

諸將を慰勞す 一四六

三奸人に接す 一五四

讒謗を被る 一五八

格物及び學者用力法 一六二

群小の爲に重ねて提音を上つる 一六四

冀元亨の横死

宸濠の舉動を探る 一二六

二烈士(孫燧、許遠)弔詩二首 一二二

征途に上ぼる

征討の準備

宸濠の軍、南康九江を陥る

宸濠、先生の術中に陥る 一三五

宸濠の末路 一四四

一難去て又一難 一四九

辱かしめんとして却て辱かしめらる

進退維れ谷まる

啾々吟を作て人を論す

批評

劉養正の母を祭る

戦後の經營

舒芬弟子と爲る(音樂を論ず)

結論

第九篇 第三講學時期一七一

致良知の教を掲ぐ

門人を白鹿洞に集む一七六

衆説の異同を論ず

君父に對するの情

錦を衣て故郷に歸る

龍山公の誕辰(父子再會、盈成の戒、榮辱の感懷)一八四

龍山公卒し、葬喪の禮を盡す一八七

恩賞の普及を乞ふ

試験官、王學者を排す

講友間の態度を教ふ一九六

心齋弟子と爲る

聽講の盛況一六六

六

陸象山の子孫を録す(陸王二子の關係)一七四

隨_レ意體認_ス天理_ヲ

心の動靜を論ず一七八

神仙養生論一八一

武功を以て新建伯と爲る(恩賞極めて厚し)

禍を避けんが爲めに封爵を辭す

病中面會謝絶の辭

雅懷、彈劾せらる一九一

誹謗續起の原因を問答す(郷愿狂者の辯)

輕傲を論ず

儒老佛三教を論ず一九八

聽講者三百餘人

門人を天泉橋に宴す

入_テ山_ニ養_フ靜_ヲの可否

傳習録を續刻す

壁書して諸生を勵ます二〇九

拔本塞源論二一一

南大吉の致良知的修養の效果二二六

良知と見聞二二九

死後の門人二三三

良知

著書に就ての問答二二七

南大吉門人と爲る

詩人董涇門人と爲る二〇一

敬畏と灑落

聖學は學業に妨なきを論ず二〇五

尊經閣記

致知格物論

良知上より禮を論ず

講學と實務

天地萬物一體觀と良知

惜陰會起る

致良知的修養法

結論

第十篇 第三靖亂時期二三九

出征の拜命

客坐私祝二三一

目次

七

徐樾の禪定を論ず
 氣象人を動す
 同志を督勵す二三七
 文徳の化を懐ふ二四一
 學校を建つ二四六
 學況及び家事を案す二四九
 隨處體認天理と致良知二五二
 同志を勵まし家事を囑す
 歿後の狀況二五五

八
 歡迎の盛況二三五
 士友三百人を會して良知を談す
 經略上の意見
 思田の賊徒鎮定の報告
 餘賊の征討
 咳痢を患ふ
 増城なる祖先の廟を祀る
 終焉此心光明復た何をか言はん二五四
 結論二五七

附録 朱子學と陽明學目次

第一節 心即理二五九

- 一、陸王二子の關係二六〇
- 二、心即理の意義
- 三、心即理と即物窮理(朱王二子の差)二六三

第二節 知行合一二六七八

- 一、知行合一の意義
- 二、知行合一の要旨二七一
- 三、知行合一の疑問及辨解二七四
- 四、知行の眞意義二七八
- 五、王陽明の知行合一と程伊川の知行合一
- 六、王陽明の知行合一とソクラテースの知行合一二八二
- 七、朱王二子と知行の關係二八三

第三節 良知二八五

目次

一、良知の發見

二、良知の體用 二八六

三、良知は固有なり 二九二

四、良知は普遍なり 二九六

五、良知は百行の標準なり 二九七

六、致良知の程度 三〇〇

七、致良知の功夫 三〇二

第四節 心即理、知行合一、致良知の關係 三〇五

第五節 四句教(二種) 三〇九

第六節 朱子の宇宙觀 三一九

甲、理氣一元論 三二〇

乙、太極論 三二四

一、太極は是れ理なり 三二四

二、太極と萬物との關係 三二六

三、理同氣殊 三二八

第七節 王子の宇宙觀 三三二

第八節 朱子の性説 三三七

第九節 王子の性説 三四四

第十節 朱陸及朱王の異同 三四七

上、朱陸二子の異同

凡十箇條

下、朱王二子の異同 三五二

第一、致知格物

其他凡七箇條

以上附録目次終

參考書類 三六〇

王陽明詳傳目次終

文學博士 高瀬武次郎著

王陽明詳傳

第一篇 王陽明の家系

陽明先生名は守仁、字は伯安、姓は王氏なり、其の先は晉(三國魏)の光祿大夫王覽の
後裔に出づ、王覽は本と瑯琊郡の人、曾孫右軍王羲之に至りて山陰(地方)に居
る、(王陽明の年譜)明の洪若水、王陽明の墓誌銘を作て曰く、文成公は龍山、太宗伯公華に出
づ、其の遙々たる遠派を晉の高士王羲之、光祿大夫王覽に推す、其れ之に本づくる
所あるなり、夫れ水土の積むこと厚ければ、其の物を生ずるや必ず蕃(盛)しと以(も)ある
なりと。

遠祖王羲之 蓋し人情皆な己れが祖先を追慕し、其の言に服し、其行に鑑み
て志氣を鼓舞すること少しとせず、王羲之の陽明先生を去ること千有餘歲、遠か
らずとせず、然れども王氏の系譜中、其の最も世に顯はれて、崇敬欽仰すべき者は



王羲之の右に出づる者なし、而して先生誕生の地方に、王羲之の高名噴々として傳はり、先生の家に近く蘭亭あり、蘭亭は王羲之が當時の諸名士を會して風流の遊を爲しし所にして、王羲之の蘭亭序は人口に膾炙する所なり、又た之れに近く王右軍書樓及び王右軍宅趾あり、加之、王羲之が官を去りて後、文人墨客と山水の遊を盡くせる所も亦た歴々として目睹るが如くなれば、王氏を此地方に稱し、且つ文筆の嗜好を絶たざる者、自ら脈絡の之に通ずるあるを感悟せずんば、あらざるなり、余毎に陽明先生の傳を讀み、又た王羲之の傳を讀むとき、獨り徐ろに歎賞すらく、千歳を隔つる所の兩王氏、何ぞ其れ風骨言動の髣髴たる所あるやと、惟ふに陽明先生が王羲之の風を得るは、高祖追慕に由るもの多く、父祖の遺傳家訓も亦た或は之を助くる者あらんか、王羲之より二十三世にして、迪功郎(名)王壽に至る、抑も陽明先生の遠祖が果して年譜及び墓誌銘に記する如く、晉の王覽たりしや否やは固より今日確定し得べき所にあらず、且つ又た遠く千有餘歳を隔てたる高祖を稱するは、少しく誇張に過ぐるに似たれども、積善の家に餘慶ありと曰ふにや、名家の後裔にして千歳の血統を繼げる者、其例絶無にもあらざれば、今

は斷然該記事を眞として筆を起せり、

忠義傳中の人 王壽は山陰の逕溪より移て餘姚に居り、遂に餘姚の人と爲れり、王壽の五世の孫王綱は明史の忠義傳に載す、綱字は性常、善く人を鑑識し、文武の才幹あり、誠意伯劉基と友として善し、嘗て劉基に語りて曰く、老夫山林を樂む、足下異時志を得るも、世縁を以て我を累はすこと勿れと、然れども劉基其の才を知れば、其の後、王綱を明の太祖に薦む、洪武四年王綱徵されて京師に至る、時に年七十二歳にして齒髮猶ほ少壯の如し、太祖見て之を異とし、試問するに、當時の治道を以てして、之を兵部郎に擢んづ、時に潮州の人民亂を爲す、是に於て廣東省參議に任じて、兵糧を監督せしむるの命あり、王綱親む所の人々に語て曰く、吾が生命此の事に盡きなんと、蓋し死を決して事に赴けるなり、書を以て家人に訣れ、子彦達を携へ、單舸に乗じ往て潮州の亂民を諭し、之を鎮撫す、還て增城に至りしとき、海賊曹眞に捕へられ、賊の謀主たらんことを勸めらる、綱之を諭すに、禍福を以てして曰く、汝何する者ぞ、今や天子詔を下して地方の僭亂を削平す、汝宜しく良民と爲りて太平を享くべし、奈何ぞ亂を爲して自ら誅死を取るべけんやと、

賊怒る、遂に其の害に遇ふ、子彦達時に年十六、且つ哭し且つ罵り、我を併せて殺せと云ふ、賊謂へらく、父は忠にして子は孝なり、之を殺すは不祥なりと、遂に之を釋せり、彦達乃ち羊の革を綴り、綱の屍を裹て歸へれり、二十四年、御史郭純、王綱横死の事を朝廷に奏聞したれば、王綱の廟を増城に立てしむるの詔あり、是を陽明先生五世の祖と爲す、王彦達は父の廢を以て官を得べかりしかども、父の慘死を痛みて終身仕へず、秘湖漁隱と號せり、

高潔灑落 王彦達は先生の高祖王與華を生む、王與華は禮易の二經を精研し、嘗て易微數千言を著はす、永樂年間に朝廷詔して遺逸せる高士を擧げしとき、王與華は召さるれども仕へず、自ら遁石翁と號す、先生の曾祖王世傑、人之を呼て槐里子と爲す、明經の科を以て大學に入學し、後ち卒す、先生の祖王天叙、竹軒と號す、魏嘗齋、瀚は嘗て竹軒公の傳を作りて、其の環堵蕭然、雅歌豪吟、胸次灑落なるを叙し之を晉の陶淵明、宋の林和靖、希逸の人品に比せり、竹軒公の著はす所に竹軒稿、江湖雜稿ありて世に行はる、竹軒公は翰林院脩撰に任せらる、竹軒公より以下兩世は皆な嘉議大夫、禮部右侍郎を贈られ、追て新建伯を贈らる、先生の父王華、字は

德輝別に實庵と號し、晩に海日翁と稱す、嘗て龍泉山中に讀書せしを以て又た稱して龍山公と爲す、

欲借人間種 郷に富豪あり、龍山公の名を聞き、迎へて其の家園に至て館に留らしむ、忽ち一夜、美姫の其館に至るあり、龍山公驚き避く、美姫曰く、相訝る勿れ、我は乃ち主人の妾なり、主人子なきに因て種を郎君に借らんと欲するのみと、公曰く、主人の厚意を受けて此館に留る、豈に此の不義の事を爲すべけんやと、姫即ち袖中より一扇を出して曰く、此れ主人の命なり、郎君但だ扇面の字を看て當に之を知り給ふべしと、公扇面を視れば果して主人の親筆、五字を書して曰く、欲借人間種と、公筆を援て五字を後に添書して曰く、恐驚天上神と、遂に顔色を勵まして之を拒絶す、姫恨々として去る、此一事既に以て龍山公の高潔の士たるを見るべし、

成化十七年、進士及第第一人(第二)を賜はり、仕て南京吏部尙書に至り、進て新建伯に封せらる、龍山公は常に山陰地方の山水佳勝なると、又た先世の故郷たるとを思ひ、復た餘姚よりして越城の光相坊に移りて之に居れり、而して猶ほ餘姚に在

りし時、成化七年辛卯鄭氏を娶り、翌年陽明先生を生む、陽明先生嘗て室を四明山の陽明洞に築く、洞は越城を距ること東南二里餘に在り、因て學者咸な陽明先生と稱するなり。

結論 抑も陽明先生の父祖の行狀は今之を審にするを得ずと雖も、其の知り得べき些少の事蹟は即ち利慾に澹泊にして輒もすれば山林巖窟に入らんとし、而も聰敏果決、能く事理を辨析し、義氣憤慨、能く公道に盡瘁するの風是れなり、遠く之を王義之に見るも、近く之を王綱、秘澗、漁隱、遁石翁、槐里子、竹軒公、龍山公に見るも略、先生一生の向ふ所を指示し得るが如し、特に祖母岑氏及び父龍山公の訓育は先生の方向を定むるに與かりて力ありたるを見るべし。

第二篇 幼少時代

凡そ異日偉大の人物と爲り、德聲功名千歳を照らす者と雖も、其の童兒の時に當りては固より人の注意を惹くべき奇異なかるべく、設令之れありたりとするも、人多くは之れに注意せず、況んや之を詳細に記載する者あらんや、然れども凡て

人が社會に立ちて活劇を演ずるの頃は、既に、其養成を卒へたる時代なれば、幼時は却て其素養時代にして最も緊要なる所なりとす、世人が大人物に就きて其幼時の資性、少時の言行の他に異なり、常人に卓出せしものありしや否やを知らんと欲するは、人情止み難き所なれども、之が詳密正確なる事蹟を得るは頗る難事に屬す、陽明先生の幼時の如きも今之を審かにするを得ず、其の傳はる所の數件も或は附會に近く、或は誇張に過ぎて信を置き難きものあり、請ふ左に其の稍、正確なる一斑を述べん。

明の憲宗の成化八年九月三十日、先生浙江省紹興府餘姚縣(此所に姚江あり故に)に生る、古來偉人の降誕に就きては種々奇異なる説話を附すること多く且つ其の幼時高僧に目せられ觀相士に評せらるゝことは、殆ど古來偉人傳として載せざるはなきが如し、是れ其の人の事業を大にせんが爲めに、其世を遠ざかるに隨て、偉人の倍偉大と爲り、或は遂に人間以上の威靈を具ふるが如き者あるに至る所以なり。

奇話

先生の生るゝとき、初め太夫人鄭氏娠むこと十有四月、祖母岑氏は神人

の緋衣あかきを着け玉を腰にし、雲中に於て奏樂そうがく鼓吹しつゝ、兒を送り來て岑氏しんに授くと夢む、岑氏驚き寤さめて已に赤兒の啼聲なみを聽く祖父竹軒公之を奇異とし、乃ち命名して雲と曰ふ、郷人其の夢を傳聞し生れし所の樓を指さして瑞雲樓と曰ふ、先生五歳まで言はず、一日群兒と共に戯れしとき、高僧あり之に過ぎて曰く、好良の童兒惜むべし命名に依て道い破はぶらると蓋し雲いてふ名に負まけて言ふ能はずとするなり、竹軒公之を悟り、雲を改めて守仁と名く、乃ち能く言いふと、惟ふに祖母の夢、祖父の改名稍々たんくわ詭怪くわいに類するが如きも是れ唯た偶中暗合と見て可ならん、吾人が特に知らんと欲する所は先生の幼時の教育なりとす、

越の文化

吳越の地、古へ稱するに足るものなし、春秋の末年に至り、吳王夫差、越王勾踐こうせん交々こま興りて覇を稱すと雖も、文運は未だ開けざりしならん、然れども其地氣候温暖、五穀豐饒、陂池灌漑くわんがいの利、絲布魚鹽いその饒は、西北諸州の及ぶ所にあらず、然れば一度文運開けんか、其進歩は極めて速かなるを得ん、抑も越の隆興は東晉の世に在り、唐に至りて倍々繁盛に赴き、南宋に及では已に地の狭きを苦むに至れり、爾來年と共に繁殖し文化も亦た愈々普及せり、

地方的影響

且つや、越の山水素と佳勝を以て稱せられ、風流翰墨かんぼくの士、此に遊ぶもの絶えず、先生此地に生れて、已に四圍の状況に感化せられ、内は則ち祖先の遺風、已れの心を感發するものあり、加之、資性英邁えいまい、淵達を以てすれば、學て成らざるなく、行ふて達せざるなき、豈に偶然ならんや、江南の橋も江北に移さば、枳かちと爲ると云ひ、居は氣を移し、養は體を移すと云へるは、聊か誇張の言に似たれども、夫の進化論者が生物進化の迹を探求して、適者生存、不適者不生存の實證を擧げ以て地方的影響の大なるを説くを見れば、固より妄誕もうたんの言ならざるを知る、人は萬物の靈長にして餘他の生物と異なる所あり、且つ各々其の自由意志を以て行動すと雖も、外圍の状態に循環して生存するに至りては、則ち一なり、其の循環すと云ふは、則ち變化を受くるの謂にして、獨り形體のみならず、復た精神にも影響するなり、若し史傳家たる者、事實の蒐輯しゅうけつを以て能事畢れりとすれば、則ち止む、苟も其因を求め、其源に溯りて、其素地すじを尋ねんと欲すれば、地方的性質を參酌考量せざるべからず、夫れ支那大陸の廣漠たる、南地の風土氣候を以て北地に比すれば、極て大差あるを見るべし、北地は氣候寒烈、磽瘠たいせきにして、屢々水旱の災害あり、元

山嶽やま巖いわとして聳え、濁水汪洋として流る。佳卉けいひ香草少なく、好鳥鳴禽こうきうめいきん希れなり、北人が古來耐忍たいにん克己こくきの性に富み、其の文化の質朴しつぱくにして實際的なるは多く衣食住に奔走して深思遠想に馳するの餘裕なかりしが故なるべし、南地は氣候温暖、土地肥沃、其天は晴朗、其の水は清澄、其氣は新鮮、其山水風光は明美にして、又た花卉けいひ鳴禽めいきんに富む、杜牧が漢江の風景を詠じて、溶々漾々白鷗飛、綠淨春深、好染衣こうせんいと曰へる以て其一斑を想見すべし、斯かる天恵に沐浴せる南人は衣食住に心を勞すること少くして安逸を貪り、其性流蕩放肆りゅうたうほうしにして規律準繩の外に馳するの風あり、其の思想の如きも北人の質實なると異りて頗る浮華なるの傾向あり、蓋し其天賜の産物豊富にして精神を高遠に馳するの餘裕ありたればなり、支那古來特に六朝間の文學に就きて之を徵するも亦た知るべし、越の地たる亦た南方に偏在して一時文化の中心と爲れり、虛無玄遠なる老莊思想は普ねく四方に行はれしと雖も、其旺盛を極めしは實に南方に在りしなり、後世江左の晋人が老莊の微旨に得る者多かりしは決して偶然ならざるなり、而して陽明先生やうめいせんせいが南方的影響を被て稍、恬澹靜退てんたんじやうたいの傾向ありしことは其の出處進退の際再三遠く塵俗を離れて山

林巖窟に入らんとせしに徴して明かなり、且つ佛老に溺れしが如きも亦た厭世的思想の發露と見るべきなり、又た當時周圍の事情は朝廷に奸臣跋扈はくこして賢臣を黜ちゆう、ぞけ地方に盜賊蜂起して國運日に衰ふるの時なれば厭世の念を長するは亦た免かれざる所なり、而して先生の言行往々之を示すものあるが如し、
厭世家と爲らざりし原因 然り而して先生が遂に厭世家と爲らずして能く進取活動の人と爲り實用活學の祖と爲りしは全く左の三種の原因に依らん。

一、家庭の忠孝的訓育の深厚なりしこと

二、文武に兼達し時局に必須の人物たりしこと

三、豪健明敏にして事理を見るに明かなりしこと

先生の家庭教育は極めて善良にして先生の性行を薰陶くんたうすること甚だ多し、特に忠孝の二道は其の最も意を用ひし所なり、而して先生が厭世の人と爲らざりしは主として忠君孝親の念に依れり、特に祖母岑氏及び父龍山公に對する孝親の一念は先生を引て活動社會に止めし最大原因なりとす、其證は三十一歳、三十六歳、

三十七歳、四十九歳の傳記及び歸省を請へる數通の書に在り、忠君の念が活動的原因と爲りしことは南方征討の際、君命を奉じて身命を忘れし事等に徴して明かなり、第二の原因は先生が文武兩道に於て縱横の雄才を抱き、寇賊蜂起の世を鎮靖するに必要欠くべからざりしこと是れなり、而して時の兵部尙書(陸軍大臣)王瓊が先生を推薦し之を愛重したるが如きは先生をして厭世の念を抑へて偉功を建てしめし所以なるべし、第三原因は先生の氣象豪健にして沈思幽靜のみに甘んずること能はざると、智力明敏にして佛老の非を洞察し、人生の眞意義を知るに明かなりしこと是なり、

神童 七八歳の頃、一日先生竹軒公が嘗て讀過せし所の書を暗誦す、公訝て之を問ふ、先生曰く阿祖の書を讀むを聞く時、聲を聞て已に默記せりと、其神悟率むね此の類なり、成化十七年龍山公は進士第一、甲第一人(後文に所謂狀元即ち鬼科高第なり)に擧げられ、北京に宦す、翌年龍山公は竹軒翁を越より迎へて之を奉養せんとす、翁因て先生を携へて北京に行く、先生年纔かに十一、翁道に金山寺に過ぎり、客と共に酒を飲み、興酣はにして詩を賦せんと擬し、未だ成らず、先生傍らより賦して曰く、

金山一點大如拳、打破維揚水底天、

醉倚妙高臺上月、玉簫吹徹洞龍眠、

座客大に驚き異む、復た命じて蔽月山房の詩を賦せしむ、先生復た口に隨つて應じて曰く、

山近月遠覺月小、便道此山大於月、

若人有眼大如天、還見山小月更濶、

座客竹軒公に謂ふて曰く、令孫の詞才凡ならず、想ふに他日定めて當に文章を以て名を天下に成すべしと、二首の詩固より觀るべき者なしと雖も十一歳の作として頗る驚歎すべからずや、且つ其の主意の理窟的特に物理學的なる所、該小詩人の特性を示すものならん、後人此詩を採りて狂詩選に入る、是れ亦た已むを得ざる所ならん、十二歳の時、北京に在て塾師に就く、先生豪邁不羈、肯へて專心誦讀せず、潛かに出づる毎に群兒と共に戯れ、大小の旗幟を製し、群兒に付して四面に持立せしめ、自ら大將と爲り中に居て指揮し、左旋右轉する略、戰陣の勢の如し、龍山公、先生の行爲の放肆にして屢、準繩を逸出するを見て常に憂を懷く、唯だ祖

父竹軒公獨り先生の麒麟兒たることを知れり、

或日、同學生と俱に北京の市場に遊び雀兒を賣る者を見て之を得んと欲す、雀を賣る者與ふるを肯んせず、先生之と争ふ觀相士ありて來る、一たび先生を見て驚て曰く此子他日大に貴からん、當さに非常の功名を建つべしと、乃ち自ら錢を出して雀を買ひ以て先生に贈り、因て手を以て其の頭を撫して曰く、吾れ汝の爲めに相せん、後ち須らく吾が言を記憶すべしと、其語に曰く、

鬚拂領

其時入聖境

鬚至上丹臺(上部)其時結聖胎

鬚至下丹臺(下部)其時聖果圓

又た囑して曰く、汝當さに讀書自愛すべし、吾が言ふ所は將來必ず應驗あらんと、言ひ終つて遂に去りぬ、先生其の言に感じ、此れより後ち潛心誦讀し、書に對する毎に輒ち靜坐凝思し、學力日に進めり、支那に於て偉人が觀相者の評目を得ること、殆んど常態にして異とするに足らず、而して又た此等の説話は固より事蹟を輕重するの力なし、先生嘗て塾師に問ふて曰く、天下何事を以て第一等の事と爲

すや塾師曰く、崑科高第、親を顯はし名を揚ぐることを尊父の如きは乃ち第一等の事なりと、先生疑ふて曰く、崑科高第の人は時々之れあり、豈に是れ人間第一流の事ならんやと、塾師曰く、汝の見に據れば何事を以て第一と爲すや、先生曰く、唯だ讀書して聖賢を學ぶは方さに是れ第一等の事ならんと、父龍山公之れを聞き、笑て曰く、汝は聖賢に倣はんと欲するかと、斯かる氣象は先生終身の言動に於て屢々見る所なり、而して豫言は畢生の針路と爲り、充分に實現せられたるを見るなり、先生十三歳にして母太夫人鄭氏卒す、喪に居り哭泣甚た哀む、

權謀 父に寵する所の小夫人(先生の庶母)あり、先生を待つに禮を以てせず、先生心中常に平かならず、一日市上に遊び、鴉鳥一羽を縛して賣るものを見る、先生錢を出して之を買ふ、復た銀五錢を懷にして一巫媼(祈禱を爲す人)に贈り、授くるに一計を以てし、庶母に見ゆるとき當に此くの如くすべしと云ふ、而して先生歸り、鴉鳥を以て潛かに庶母の床被中に匿す、庶母床被を發けば、鴉鳥は逸出し、屋を遠つて飛び口に怪しき聲を爲せり、小夫人大に懼れ、窓を開きて之を逐ふ、良々久うして方さに飛び去りぬ、俗間野鳥の室に入るを忌む、況や鴉鳥は則ち惡聲の鳥なり、見る者

以爲らく、是れ不祥ならん、且つ又た床被中に伏す、曲房深戸、重帷厚衾なるに、何れよりして入れるか、豈に之れ大怪極異の事ならずやと、先生は房中の驚訝の聲を聞き、佯つて知らざるが如くし、入つて其故を問ふ、小夫人乃ち此の怪異の事ありしを述ぶ、先生曰く何ぞ巫者を召して之を問はざると、小夫人是に於て人をして巫姫を召さしむ、巫姫は門に入り則ち言ふ、家に怪氣ありと、既に小夫人を見て、又た言ふ夫人の氣色甚だ佳ならず、當に大災害の至るとあるべしと、小夫人告るに床被を發きて鴉鳥を得たるの怪異を以てす、巫姫曰く、吾れ當に之を家神に問ふべしと、則ち香燭を具し、小夫人に命じて下拜せしむ、神木を索めて之を焚き終りしとき、巫姫乃ち詐て鄭夫人の附體に託して言て曰く、汝は我が兒を待つに禮なし、吾れ天神に訴へて將に汝の生命を奪はんとす、彼の怪鳥は即ち、我が化せし所なりと、小夫人信とに以て眞と爲し、跪拜すること無數、罪に伏し過を悔い、今後再び敢て兒を虐待せざるを言ふ、良久うして、巫姫蘇生して曰く、適さに先夫人を見るに意氣甚だ怒る、將に怪鳥に託して汝の生魄を啄ばまんとす、幸に夫人の罪に伏し過を改むるを誓ひしを以て方さに纒かに屋簷に昇りて去ると、小夫人此れより

先生を待つに深く意を加ふ、先生尙ほ幼童なるも其の智謀權略此くの如し、

武に志す 先生十四歳にして弓馬を學習し、心を兵法に留め、韜鈴の書を読

む、嘗て曰く儒者は兵を知らざるを思ふ、孔子曰く文事あれば必ず武備ありと、方今區々章句の儒、平時叨りに富貴を竊み、詞章を以て太平を粉飾するも、事に臨み變に遇はば手を束て策略なし、此れ通儒の羞づる所なりと、翌年父の同輩に従ひ出で、居庸三關(上中下三關あり)に遊ぶ、乃ち山川の形勝を縦觀し、慨然として四方を經略するの志あり、諸夷の種類村落を詢ひ悉く備禦の計策を聞き、胡兒の騎射を逐ふ、胡人敢て犯さず、一月を経て始て北京に返る、

一夜夢に伏波將軍の廟(漢の馬援は伏波將軍に封ぜらる、故に名く廟は梧州に在り)に謁し、夢裡に詩を賦して曰く、

卷甲歸來馬伏波 早年兵法鬢毛皤

雪埋銅柱雷轟折 六字題詩尙不磨

蓋し私かに馬伏波の軍功を慕尙するの餘に出でしならん、時に地方水旱の災あり、盜賊、機に乗じて亂を爲し、畿内に石英、王勇の盜あり、陝西に石和尚、劉千斤の亂

あり屢城池を攻め破り府庫を劫掠す、官軍之を收捕すること能はず、先生龍山公に言ひ諸生を以て上書し、前漢の終軍の故事に倣ひ、願くば壯卒一萬人を得て彼等寇賊を削平し以て海内を鎮靖せんと、龍山公曰く汝は狂を病むか、諸生妄言す、死罪を取らんのみと、先生乃ち敢て言はず、是に於て心を講學に專にす、

學歷 先生十一歳より六年間北京に在りて遊學せしも、其間の消息今詳かに知るを得ず、然れども先生が德聲叔父を送る詩の序に、守仁は德聲叔父と共に家君龍山先生に學ぶとあるを見れば北京僑居中に塾師の外、家庭に於て別に學ぶ所ありしが如く又儲柴墟に答ふる書に、往時僕は王寅、劉景素と同一大學に遊ぶとあるに據れば又た嘗て大學に遊びしことあるが如し、但其時の課程等は今之を知るに由なし、然れども先生の修學は終身廢せざる所にして何れの時を修學時期と區別するは頗る難事に屬す、蓋し一息猶ほ存すれば學途に廢すべからずと云ふものは是れならん、行狀に初は任俠に溺れ、再び騎射に溺れ、三たび詞章に溺れ、四たび神仙に溺れ、五たび佛氏に溺れ、正徳丙寅元年始て正に聖賢の學(教儒)に歸す、と云ふ、所謂先生の五溺一歸正とは是を稱するなり、而して十六七歳の頃、劍に

仗つて遠遊し、四方を經略せんとせしは初溺、任俠、再溺、騎射の時期なりしならん、
結論 先生幼時の學歷及び言動は以上に略述したるの外、今復た之を詳かに知るに由なし、觀來れば一箇年少氣銳の青年、其の言動の無邪氣にして豪放なる、其の嗜好の雜多にして異常なる、到底凡庸の生涯を遂ぐべき人にあらざるを推定し得べし、加之、先生の家庭は累世の遺風として高潔を尙とび倫常を重んせり、先生か言行の多く孝親忠君の根本より出て來れるが如きは明かに訓育の力に由れるを見るなり、既に卓越せる資性を以て完全なる家庭の薰陶(くんとう)に成長す、美ならざらんと欲するも豈に其れ得べけんや、乞ふ之を先生の一生に徴せん、

第三篇 志望動搖時代

本篇に述ぶる所は先生年十七歳より三十四歳に至る、十有八年間の言動なり、此間に於ける先生は銳氣餘りありて思慮未だ熟せざる者の如く、見る所を試み、聞く所を學び、接する所に感し、觸るゝ所に動き、百方轉展して自己の志望を確定するに煩悶(はんもん)せり、或は宋儒格物の學を爲して科舉場裏の人と爲り、或は神仙養生の

術を學て陽明洞中の人と爲り、或は六韜三略の奧義を究めて攘夷の策を立て、或は國家經綸の熱情を披瀝して邊務八事を建言し、或は饒舌諧謔を制して謹嚴寡默と爲り、或は詞章記誦を去て聖學實踐に志し、或は世を離れ遠く去らんと欲して一片孝親の念に繋がる、先生此時若し孝親一縷の念なかりせば世外の人と爲り了れるや久し、是れ變動中の最大變動なりしならん、先生の一生は變化に繼くに變化を以てしたれども未だ此の十有八年間の如く甚しきはあらず、故に之を題して志望動搖時代と爲せり。

結婚の夕出遊して歸宅を忘る 孝宗の弘治元年先生十七、郷里餘姚に歸り遂に江西に往きて親戚の家に假寓す、七月夫人諸氏を洪都より娶る、夫人は即ち江西省の布政使參議諸養和の女なり、故に先生は其の官署に假寓せしなり、「三十にして室あり」の古代の風習に比すれば頗る早婚に似たれども、當時の風習大抵此の如くなりき合昏の日、先生偶、間行し、許旌陽の鐵柱宮に至る、宮は道教の宮觀にして佛教の所謂寺院の如し、殿側に於て一道者に遇ふ、龐眉皓首、盤膝靜坐す、先生之を叩きて曰く、道者は何れの處の人ぞ、道者は對へて曰く、我は蜀人なり。

吾が道の伴侶を訪ふに因て此こに至れりと、先生、其の姓を問ふ、對へて曰く、吾れ幼より外に出て姓名を知らず、世人我が時々靜坐するを見て我を呼て無爲道者と曰ふと、先生其の精神健旺にして、談聲洪鐘の如きを見て以爲へらく是れ必ず得道の人ならんと、因て叩くに神仙養生の術を以てす、道者曰く、養生の秘訣は唯だ靜の一字に過ぐるものなし、老子の清淨、莊子の逍遙の如し、唯だ清淨にして而後ち能く逍遙するなりと、因て先生に教ふるに導引の法、仙家養生の方法、所謂避穀喰霞、呼吸法の種類なりを以てす、先生恍然として悟る所あり、乃ち道者と共に閉目對坐し、一對の檣木の如し、日の已に暮るゝを知らず、寢食を並せて俱に之を忘る、諸養和、使者を遣はして遍ねく先生を探索せしむるも之を得ず、翌日天明に至り先生に鐵柱宮中に遇ふ、先生終夜對坐して尙ほ未だ移動せず、使者乃ち諸養和の命を以て之が歸宅を促がす、先生道者を呼て別を告ぐ、道者曰く、珍重せよ、珍重せよと、蓋し先生豪邁跌宕にして、規矩繩墨に箝制せられざること今に至り猶ほ變せざるなり、我邦尾崎愚明翁嘗て人に語りて曰く、「陽明先生年十七にして夫人諸氏を娶る、愈よ結婚の夕と云ふに、先生家に在らず、爲に其夜は華燭の典を舉

ぐる能はざりき、諸養和公人を四方に遣はして其行迹を搜索し、漸にして山中に或道者と論談しつゝありしを發見せり、先生曰く、昨夕將に家に歸らんとする時、幸にして山中に此道者と邂逅し、談論偶佳境に入りて、餘事を忘却し、終に卿等を煩はすに至れりと、吾れ此一事を想見する毎に未だ曾て無上の愉快を覺えずんばあらざるなり」と、凡そ吾人一事に當り興來り神往きて塵事を忘却するに至れば其愉快蓋し己に無上ならん、常人合套の夕は率ね勿々周旋、一事を執る能はず、何んぞ飄然家を出で、道者の宮を訪ふの餘裕あらんや、先生が禮法の下に拘束せられざるは己に屢之を言ひたれども、結婚の夕に出遊を試みて歸宅を忘るゝが如きは蓋し其の甚しきものなり、余は之を讚する能はざれども、先生が無上の愉快を得たると、且つ其常人と異なる所あるを認め得たり、

書法大に進む 諸養和の官署中に紙を蓄ふること甚た多し、先生日に取て書法を學ぶ歸るの頃、數箇の紙之が爲めに空し、書法大に進む、先生嘗て學者に示して曰く、吾れ始め書法を學ぶとき古人の法帖を對模し、字形を得るに止まれり、其の後ろ筆を舉げて輕しく紙に落さず、思を凝らし慮を靜にし形を心に擬し、之

を久うして始て其の法に通ず、既にして程明道先生の遺書を讀むに言へるあり曰く、「吾れ字を作るに甚だ敬す、是れ字の好きを欲するに非ず、只だ此れ是の學のみ」と、既に字の好き(上出)を欲するに非んば又た學ぶ所は何事ぞや、是れ熟慮すべきなり、乃ち古人は時に隨ひ事に隨ひ只だ心上に在りて學ぶことを知る、若し此心精明ならば字の好きも亦た自ら其の中に在らんと、聞く者歎服せり、後ち學者と講學法を論ずるにも多く此を舉げて例證と爲せり、今日我邦に傳はる所の先生の法帖を見るに其書法、豪宕横逸、猶ほ先生の氣象の如し、嘗て聞く書は心畫なり」と、眞なるかな言や、

詞章練習 翌年先生十八歳、諸夫人と俱に餘姚に歸る、途上、廣信府の上饒縣に至り、道學者婁一齋、諒に謁す、一齋語るに宋儒の格物致知の義を以てし、且つ謂へらく、聖人は必ず學で至るべしと、先生深く以て然りと爲す、是れより奮然として聖賢と爲るを求むるの志あり、先生餘姚に歸りて以來、又た深く詞藻に志し、交を文人詩客の間に訂す、是れ行狀に所謂「詞章に溺る」の時期なるべし、然れども當時の消息は今より審にすべからず、但先生が縦横自在の詩文を作り、意の向ふ所、筆

も亦た之に随ふを得て、自家の意見を主張するの利器たらしめしを見れば、詞藻の練修も亦た尋常一様ならざりしを知るべし、而して先生の文は中年までは特に辭藻に注意したれば、句法用字嚴明なりしも、中年以後の文は主意を貫徹するのみに止まり、毫も文章に意を注がざりし故、後人か取て以て法と爲すべきは中年以前の文を好しとす、其趣味津々として理致に富めるは晩年の作なること固より言を待たず、之を要するに先生は自ら一個の文章家を以て甘んずる者にあらずれども、明代屈指の文豪たることは亦た言はずして明かなり、其文は主として蘇東坡を學びしが故に極めて流暢明快にして毫も滯滞の迹なく、思想湧くが如く文字富贍、豪邁跌宕(たると)の氣象、格幅に横溢せり。

諧謔を變じて謹嚴と爲る 明年龍山公は外艱を以て餘姚に歸る從弟王冕、王階、王宮及び妹婿、牧に命じて先生と與に經義を講究せしむ、先生晝は則ち此の四子に對して業を課し、夜は則ち諸經子史を搜り取て之を讀み多く夜半に至る、四子は先生の學力の日に進むを見て嘗て及ばざるを愧づ、後ち之を知て曰く彼は己に心を舉業(官吏と爲る試験)の外に遊ばしめ聖賢を學ばんとす、吾等何ぞ及ば

んやと、先生平日諧謔豪放を好み人と應接するに極て磊落簡易を以てす、一日之を悔い遂に嚴然端坐して言語を省く、平素灑落饒舌なる者が俄然謹嚴沈黙の人と爲りたれば、傍人知友未だ之を信せず、先生色を正うして曰く、吾れ昔時放逸す今や過を知れり、適伯玉は行年五十にして四十九の非を知れりと云ふ、何ぞ其れ晚きやと、自後四子も亦た漸く容儀を慎むに至れり、先生の襟度極めて濶大にして灑々落落たるの風は終身殆ど變れることなかりき、加之、先生か英邁濶達にして辯舌爽快なりしは四方の俊傑をして競ふて其門に向はしめし一原因たりしが如し。

弘治五年先生二十一歳、祖父竹軒翁北京に卒す、父龍山公、其喪を奉じて以て郷里に歸る、是秋、先生初て浙江省の郷試に赴く、成績表を揭示するに及で先生、孫忠烈、燧、胡尙書、世寧、と三人同く擧げらる、其後ち二十九年を経て、寧王宸濠の變に當りて胡世寧は其の奸を發き、孫燧は其難に死し、先生は其亂を平げたり、人以て奇と爲せり。

再び文藝に志す、第一回落第 是歳先生、宋儒格物致知の學を爲す、先

生始め父龍山公に北京に侍し、徧なく朱子の遺書を求めて之を讀む。一日、程伊川の衆物必ず表裏精粗あり、一草一木皆な至理を含む」と謂へるを思ふ。官署中に竹林多し、乃ち竹を取て之を格め、其理を沈思するも得ず、之が爲めに遂に疾に遇ふ。是に於て先生自ら聖賢は定分ありて妄りに希ふべからざるを知り、乃ち世俗に隨て文辭章句の學に就く。是れ又た立志上一時の變遷なり。此の格物の一事を以て先生の性理學を窺ふに未だ甚だ深からざりしが如し。蓋し伊川の語を知て未だ伊川の意に達せず、妄りに竹を取て形而上の理を求む、之を得ざるも亦た宜なるかな。朱子學者多く之を擧げて陽明先生を誹る、然れども更に思へ、陽明先生の心即理、心理合一の主意より見れば、到底伊川の語を首肯すること能はざるなり。但し先生の當時の思想は果して如何なる進度に在りしや、猶ほ疑ふべきあり。明年春、試験に會して落第す。知人皆な來りて慰諭す。宰相李西涯、韓東陽、時方さに文壇の主盟と爲り、先生の詞才に服す。戯れて曰く、汝今歳の試験に及第せざれども、來年の試科には必ず狀元最優等登第と爲らんと。試に來科狀元の賦を作らしむ。先生、筆を執りて立どころに就く。諸老驚て曰く、天才、天才と。退て先生の才を忌

む者あり、曰く、此子、上第を取らば眼中我輩なからんと。

第一回落第當時の態度 其後ち三年再び試験に會し、果して忌む者の抑ふる所と爲り、復た合格せず。時に同寓の友人に、落第を以て恥と爲して憂ふる者あり。先生之を慰めて曰く、世人は登第せざるを以て恥と爲す。吾は落第を以て心を動かすを以て恥と爲すと。識者先生の精神修養の深きに歎服せり。先生餘姚に歸て詩社を龍泉山寺に結ぶ。是時に當つて致仕方伯魏瀚雄才を以て自ら豪吟放遊す。先生と共に龍泉山に登り、或は對奕し、或は聯詩す。佳句あれば、輒ち先づ先生の爲めに之を得らる。乃ち謝して曰く、老夫當に三舍を避くべしと。先生の詩文の才以て知るべきなり。

武功に熱中す 先生二十六歳北京に寓す。當時邊陲騷亂、急報頻りに至る。舉朝倉皇、將才を推擇すれども應ずる者なし。先生嘆じて曰く、朝廷武官擧用の制度ありと雖も、僅かに騎射擊刺の士を得るに止まりて、鎗略統馭の將才を收むべからず。平時武を講せずして、倉卒の用に備へんと欲す。難いかなと。是に於て情を武事の講究に留め、凡そ兵家の秘書は精研熟討せざる莫し。賓客宴會に遇ふ毎に

輒ち果核を聚め陣勢を爲し、開闔進退の法を指示す、後日征討に偉勳を建るの素養蓋し既に此時に成れるなり、一夕威寧伯王越の佩ぶる所の寶劍を解て先生への贈と爲すと夢む、既に覺め喜て曰く、吾れ當に威寧伯が斧鉞の任を以て功名を竹帛に垂るゝに效ふて吾が武功の志遂ぐべしと。

文藝を去て心性の學に就く 翌年先生尙ほ北京に在り、念ふ辭章藝能

は以て至道に達するに足らずと、是に於て聖學講究の師友を天下に求むるも又た數遇はざれば、心竊かに惶惑を懷けり、當時朱晦庵の語録を讀み、反覆玩味す、又た朱子が宋の光宗皇帝に上つるの疏を讀むに言へるあり、曰く、「敬に居りて志を持するは讀書の本と爲す、序に循ふて精を致すは讀書の法と爲す」と、乃ち悔て謂へらく、吾れ前日探討博しと雖も未だ嘗て順序に循ふて以て精を致さず、宜べなるかな得所なきや、又た其の順序に循て精を致さば漸次融會を得るも、然かも物理と吾心と終に判れて二と爲るが若しと、沈澁既に久く舊疾復た作る、是に於て益々聖賢は自ら定分ありて妄りに希ふべからざるを審かにす、偶々道士の神仙養生の術を談するを聞き遂に世を遺れて山林に入るの意あり、蓋し行狀に

「瀟神仙」と云へるは此時の前後を指せるならん、

進士及第、夢兆、實事に合す 弘治十二年先生二十八歳猶ほ北京に寓

す、春、廷試に會し、南宮第二人(及第第二等)に擧げられ、二甲進士出身第七人(第七等)、觀政工部の職を賜はる、未だ及第せざる時、威寧伯王越遣くるに劍を以てすと夢みしが、既に及第するや恰も好し、命を受けて潯縣に往き、威寧伯の墳を築造することを監督す、先生赴任の道中少しも肩輿を用ひず、日に唯だ馬に乗る、偶、峻坂を過ぎるに因て馬驚き、先生地に墜ちて血を吐く、從者轎を進むるに聽かずして猶ほ馬を用ふ、蓋し此を以て自ら馬術を練習するなり、既に威寧伯の子弟を見て先大人用兵の法を問ふ、其家の子弟之を言ふこと甚だ悉くす、先生乃ち兵法を以て造墳の役夫を部署す、凡そ役に在る者は更番休息せしむ、力を用ふること少く功を見ること多し、依て工事速成を得たり、其家金帛を贈りて謝儀と爲す、先生固辭して受けず、乃ち一寶劍を出し相贈りて曰く、此れ先大人の佩びし所なりと、先生其の夢と相符合するを喜び遂に之を受く、是れに依て愈々武功の念を強くせるありしと云ふ、

時務を建言す 造墳の工事畢りて復命す、復命の日、星變あり、朝廷懼れて詔

を下して直言を求む、又た達虜(名賊の)の猖獗(しやうけつ)にして邊を犯すを聞くに及び先生乃

ち邊務八事を建白す、其の言極て剴切(くわいせつ)なり、其要に曰く、(陽明全集書卷九に在り)

一、曰、蓄材以備急

二、曰、舍短以用長

三、曰、簡師以省費

四、曰、屯田以足食

五、曰、行法以振威

六、曰、敷恩以激怒(激怒心)

七、曰、捐小以全大

八、曰、嚴守以乘弊(弊を撃つ)

と是れなり、以て先生が時事を洞察するの一端を見るべし、明年先生二十九歳、刑部雲南清吏司主事の職を授けらる、是れ先生最初の任官なり、
神仙家に會す 翌年先生三十歳命を奉じて江北の囚人を審査記録して、冤罪者を放免する所多し、民皆な先生の處置の公平を稱す、事畢りて九華山に遊び、遊九華賦を作る、今の陽明全集に在り、無相、化城の諸寺を歴覽し、到れば必ず宿を經たり、是時道者蔡と云ふ者蓬頭にして堂中に踞坐し、衣服敝陋(へんろう)の若く狂の若し、先生心に其異人たるを知る、蔡善く仙術を談じ、待つに客禮を以てす、先生自ら

神仙學び得べきや否やを請ひ問ふ、蔡首を搖かして曰く、汝は尙ほ未しと、暫くありて先生左右を屏(しやう)ぞけ去り、蔡を引て後亭に至り、再拜して復た之に請ひ問ふ、蔡復た首を搖かして曰く、尙ほ未しと、先生懇請して已ます、蔡曰く、汝自ら尊敬禮を盡くせりと謂へども、我れ汝を看るに唯だ一箇の官屬にして心に未だ名位を忘れず、唯だ甚だ神仙を喜ぶのみと、先生大に笑て別れ去る、遊て地藏洞に至り、山巖の巔(いたゞき)に一老道者ありと聞く、姓名を知らず、老松の落葉に坐臥し、火食を餐(く)はず、先生之を訪はんと欲し、乃ち巖險を攀(た)ちて直に山巔に至る、道者正に熟睡す、先生其の傍に坐し、手を以て其の足を撫摩す、之を久うして其の睡方さに覺む、先生を見て、驚て曰く、此の如き險路、如何にして此に至るを得しやと、先生曰く、吾は長者と共に道を論せんと欲する者れば、敢て苦勞を辭せざるなりと、因て備さに佛老の要旨を論し、次て儒を論するに及て曰く、周濂溪程明道は是れ儒家に於ける兩個の好秀才なりと、又た曰く、朱考亭(子朱)は是れ一種の講師なれども、唯だ未だ最上一乗の妙旨に到達せずと、先生其の談論を喜び之を愛惜し、盤桓(はんくわん)して舍つる能はず、次日再び往て之を訪ふ、其人已に他處に移り去れり、其の時に先生一詩を賦し

て曰く、

路入巖頭別有天

松毛一片自安眠

高談已散人何處

古洞荒涼散冷烟

又た後ち先生述懐の句中に「會心の人遠し」と云ふの歎聲あり、蓋し該道者を追慕せるの句なり、

遂に詩文の非を悟る 弘治十五年三十一歳北京に至て江北の囚人審査

記録の事を復命す、京中の舊交の諸名士俱に古體に模擬するの詩文を作るを以て相尙とび、詩文の社を立て來て先生に入社を約せんとす、先生之を辭し且つ歎じて曰く、吾れ焉んぞ有限の精神を以て無用の虚詩空文を爲らんやと、其後ち遂に朝廷に上疏し病を告げて官を辭す、書中に去歲三月忽ち虚弱咳嗽の疾を思ふと云ふの語あり、蓋し病氣の爲めに静養を望みしなり、

陽明洞に神仙の道を修む 遂に郷里越に歸り室を四明山の陽明洞中

に築く、洞は四明山の陽明(洞)に在り故に陽明と曰ふ、先生其の風景雅致を愛して此に隱居す、因て世人稱して陽明先生と曰ひ自らも亦た號して陽明と曰ふ、嘗て

結婚の當夜鐵柱宮に對談せし道者の言を思ひ出だし、乃ち神仙導引の術(養生法)を行ふ、蓋し陽明洞は里人が呼びて神仙の聚會所と爲す所、先生が此洞中に入りて静坐するは惟ふに其の厭世的分子の發露せしものなるべし、余已に先生が幾分か支那南方特有の地方的性質を具へ、動もすれば塵世を避けて遠く山林に入らんとすることを言へり、其性は未だ強烈ならずと雖ども、若し道家佛氏に傾注して止まずんば遂に世外の人と爲りたらんも未だ知るべからざるなり、

厭世の人一轉して社會に活動す 然れども後ち漸く悔悟して曰く、此

れ唯だ精神を簸弄するものにして正道に非るなりと、之を屏け去りぬ、既にして復た身心静かなること久しくして遂に世の塵網を脱離し超然として世外に出でんことを思ひしも、唯だ祖母岑太夫人与父龍山公と念に在りて恩愛の情を忘るゝこと能はず、轉展躊躇して未だ決する能はず、之を久うして忽ち又た悟りて曰く、此孝は人間の第一念にして早く孩提(赤子)の時より生ず、此念にして若し去るべくんば必ずや人間の種性を斷滅せん、此れ吾が儒家の佛老二氏を排斥する所以なりと、乃ち復た思へらく三教の中唯儒を至正と爲すと、是に於て翻然とし

三四
て復た當世に立て事業を爲すの志あり、乃ち行狀に所謂正徳丙寅(元年)始歸正聖賢之學と云へるものは蓋し其の悔悟の後ち三年に在り、若し此時先生にして幼時家庭の薰陶を缺き孝親の念厚からざりせば遂に人倫の要道を滅ぼし人生の眞義を失つて世外の人と爲りたらん、幸にして祖母岑氏、家嚴龍山公の訓育優渥にして先生天賦の美性を保存せるありて、復び正道に歸るを得たり、蓋し孝悌は人倫の根柢を爲すと此の一事に依るも亦た知るべきなり、此より以後二十餘年間は眞に先生一生の黄金時代なり、蓋し先生は進取の氣象に富み事功に熱するが如きも元と塵外に飄逸して靜坐沈思を希ふの風あり、故に謀ること成らざることなきも、時に或は神仙を懐ふことあり、加ふるに頃々咳嗽の疾に罹り頗る憂ふる所あり、乃ち神仙養生の法を求め、又た佛氏を参考して安心立命の地を尋ねんとせり、行狀に佛氏に溺ると云へるは則ち此時を指せるならん、先生は一生間片時も修學を廢せずと雖も其修むる所一ならずして、或は道家に入り、或は佛氏に入る、而して儒教は先生が曾て離れんと欲して離るゝこと能はざりし所なれども、字義訓詁の末學の如きは固より願はざる所にして、從來の經歷より推測する

ときは所謂儒佛道の三教を打つて一團と爲せるが如き思想を懐くに至るべきこと自然の勢なりとす、然れども先生は幾くもなくして仙釋二氏の非なることを悟るに至りたり、蓋し二氏を修むるの結果は其の豫期と相反せしを以てなり、禪僧を諭して孝養を遂げしむ、明年遂に錢塘の西湖に遷りて靜養す、西湖の邊、名山勝水、古刹幽居多く、屢異人ありて之に棲居す、先生遍歴遊覽して之に遇ふ所あるを冀ふ、一日、虎跑寺に往て遊覽す、禪僧あり、靜坐三年、一語を發せず、一物を見ずと聞き、先生往て之を訪ふ、禪機を以て之を喝して曰く、這和尚、終日、口巴巴、甚麼を説くや、終日、眼睜々、甚麼を看るやと、其の僧驚き起ち、禮を作して先生に謂て曰く、小僧言はず視ざること已に茲に三年なり、檀越(猶檀)却て言ふ、口巴巴、甚麼を説くや、眼睜々、甚麼を看るやと、此れ何たる説ぞや、先生曰く、汝は何處の人ぞ、家を離るゝと、幾年ぞ、禪僧答へて曰く、吾は河南の人にして、家を離るゝ十餘年なりと、先生曰く、汝の家中に親族幾人ありや、僧答へて曰く、唯だ一老母あり、未だ其の存亡を知らずと、先生曰く、又た老母を愛慕するの念を起すや否や、僧答へて曰く、愛慕の念を起さゝること能はずと、先生曰く、汝既に愛慕の念を起さゝること

と能はずんば、終日言はずと雖も心中已に自ら説く、終日視すと雖も、心中自ら看るなりと、僧猛省し、自ら合掌して曰く、檀越の言、妙論なり、更に詳密の開示を望むと、先生曰く、親子の恩愛は天性なり、人豈に能く之れを斷滅せんや、汝追慕の念を起さざることを能はざるは即ち是れ眞性の發現なり、終日獨坐すと雖も、徒らに心情を亂るのみと、縷々老母を愛養すべきの理を説く、言未だ畢らざるに僧大に感泣して曰く、檀越、説き得て極て善し、小僧明日早天より家に歸て吾が老母を省養せんと、次日先生再び往て之を訪ふ、寺僧曰く、今朝早天、擔を負て郷里に歸省せりと、先生歎じて曰く、人性の本善此僧に於て驗すべしと、是に於て益々心を聖賢の學に潜む、先生自己が一片孝親の念の爲に世を去るに至らざりしを推し及ぼして、禪僧を誨へ諭し、僧をして郷里に還りて父母に事へしむ、蓋し孝悌は自然の性に發して遂に没すべからざるものなり、然り而して先生は却て後日又た遁世を企てんとして、隱士に孝親の説を以て諭されたるを見れば、其の世に立ち聖學に歸するの念は未だ堅固ならざるものに似たり、

始て經世的思想を發表す

弘治十有七年先生三十三歲、巡按山東監察

御史陸偁、先生の英名を聞き使を遣はして招聘を致し、迎へて山東省の郷試を主とらしむ、先生乃ち聘に應じて往き、穆孔暉を得て解元(優等及第)と爲す、孔暉は後ち名臣と爲れり、此時山東省の郷試録は皆な先生の手筆に出づ、其の試問には、明朝禮樂の制、老佛が正道を害するは聖學の明ならざるに由る、「綱紀の振はざるは名器甚だ濫るるに由る」、「人を用ふると甚だ急ならば效を求ると甚だ速なり、及び「封土を分ち」、「戎兵を清め」、「夷狄を禦ぎ」、「訴訟を息む」等を議せしむ、皆な時事に適切な問題なり、郷試録出で、世人皆な先生の經世の學あるを窺ひ知れり、惟ふに先生の文章は中年に於て其極に達し、晩年に及ては唯だ達意を主として修辭に意なかりしが如く、稍、粗雜の感なき能はず、然れども思想學術の進歩は日一日より深遠なりしが故に、其論旨の精微は固より晩年の作を推さざるを得ず、山東郷試録序は世人が先生作中の秀逸と稱する所、載せて陽明全集に在り、就て見るべし、遂に聖學を以て己が任と爲す 九月兵部武選清吏司主事に改任せらる、先生北京に往きて赴任す、當時學者皆な詞章記誦の末技に瀆れて復た身心實用の學の何たるを知らず、先生首として講學の事を唱へ人をして先づ必ず聖人

と爲るの志を立てしむ、聞く者漸く覺りて興起し、贊を執りて門に及ばんとを願ふ者あり、是に至り志を專にして徒に授け學を講ず、然れども當時師道久しく廢れし後なれば皆な先生を目して異を立て名を好む者と爲す、唯だ翰林庶吉士洪、甘泉、若水は深く先生に契合し、一見して交を定め、終日相與に談論し、共に聖學を唱明するを以て事と爲し、遂に莫逆の友と爲り、是より終身變することなく、後ち先生没せし時若水之が墓誌銘を爲れり、(陽明全書附録に在り)先生當時詩あり、贈陽伯と題す、其の詞に曰く、

陽伯即伯陽

伯陽竟安在

大道即人心

萬古未嘗改

長生在求仁

金丹非外待

謬矣三十年

于今吾始悔

結論 此に至て先生の方針殆んど定まれるに似たり、從來三十餘年の星霜は實に種々の變遷に遭遇しつゝ、經過したれども、皆な自己が嗜好の變化のみなれば未だ以て充分に先生の心力を窺ふに足らざるなり、或は任侠に溺れ、或は騎射に溺れ、又は詞章に溺れ、又は神仙に溺れ、若くは佛氏に溺れ、若くは遠く世を遁れ

て山林に入らんとしたることありて、自己が方向を一定するに苦みしと雖も、極めて平穩にして多くは成功に續ぐに成功を以てしたれば、心中必ずや愉快を感ずること少からざりしならん、其の世路の險難に遭逢し行路の艱苦に手指を染めしは實に今後二十餘年間に在りとす、先生の一生五十有七年長らすとせず、其間の變遷も亦た多からずとせざれども如何なる境遇に投ずるも裕如晏如として之に處し之を樂で遂に美菓を結びしは、先生が衆人に超絶するの資性ありしに由らん、抑も先生の資性は所謂多血質と謂はんよりは、寧ろ神經質と謂つべし、然れども世間普通の神經質の人の如く、憂慮憤慨に過ぎて、爲めに自己が守るべき本分を失するが如きの弊なし、卻て灑々落落々能く諧謔し能く談笑して衆を容るるの襟度ありしは毎に先生の行爲に於て見る所なり、忙中に閑日月あり、苦中に樂天地ある、是れ以て度量の超凡と爲すに足るべし、其の聰明叡敏なるや如何なる難事に逢着するも之を爲して力に應ずることを得、如何なる難關に遭遇するも之に當りて遂成すべからざるはなし、故に少壯より百事に接觸して其の才幹を試みんとしたるなり、或は國家の事に關し、或は一身の事に係りて、能く察し能

く處して未だ曾て蹉跌あることなかりき、且つ其の意思力も頗る強健にして百難を冒して撓まざるの概あり、蓋し先生の資性非凡なると從來諸般の經驗を積み來りて、能く事物の表裏深淺の程度を測り、内外の刺激に應じて自己の心力を注用するの節度を悟り得たるに由れり、今後に於ける先生は殆ど純然たる聖學の徒にして、敢て或は迷溺の失あることなし、既往三十餘年間は素養の時代にして、其の能力を實驗するは實に將來二十餘年間に在りとす、請ふ此より先生活動の狀態を看せしめよ。

第四篇 精神鍛練、大悟徹底

本篇に述ぶる所は先生三十五歳二月建白書を上まつりて獄に投せられしより三十九歳二月龍場驛を去るに至る凡そ四年間に於ける言動なり、此間は僅々四年に過ぎざれども先生が千辛萬苦に遭遇して自己の精神を鍛練し、遂に大悟徹底して安心立命の基礎を得たる時期なれば、吾人が最も熟讀玩味すべき所にして、其の興味も亦た津々として盡きざるものあらん。

國勢日に非なり 初め明の太祖は歴代の弊害に鑑みて宦官(宮中の侍臣)の政事に與かるを嚴禁せしめられたれども、燕王棣位を篡ふに及びて宿將舊臣の己れに服せざる者あるを疑ひ、宦官の先づ内應せしを徳とし、厚く之に信任せしより彼等寢く政權を左右し、英宗の時先きには王振あり、後ちには曹吉祥あり、英宗の子、憲宗の時には汪直あり、憲宗の後ち、孝宗を経て武宗に至り宦官劉瑾政事を專にし、賢人を斥け、大に朝政を亂だせり、宦官威權を弄してより奸佞なる朝臣争ふて百姓に重税を課し、以て宦官に結托せしかば、人民嗟怨して所在に盜賊起り、直隸、山東、河南、湖北、湖南の地殆ど寧日なし、當時の識者、上は朝廷の弊政を憤り、下は流賊の猖獗を憂へたり、陽明先生の如きも亦た實に上下に向つて深く心力を勞したるの一人なり、弘治十八年、孝宗疾大に漸みし時、内閣の臣、劉健、李東陽、謝遷等を召し、健が手を執り、後事を託して宣はく、卿等の王事に辛苦する、朕は備さに之を知る、東宮年幼にして逸樂を好む、當に之に教へて、書を讀ましめ、輔導して徳を成さしむべしと、健等感泣して遺命を受く、孝宗崩じ、武宗位に即くに及び、嘗て東宮に在りし時、隨侍せる劉瑾、谷大用、馬永成、張永、魏彬、羅祥、丘聚、高鳳は八虎の稱を得

て専ら事を用ひ、國事日に非なり。劉健、謝遷、韓文、李夢陽交々起つて之が罪を論じ、典刑を正さんことを乞ふ。密謀の機早く断せず、偶事漏る。瑾等其黨と俱に帝の前に至り、御座を環り跪つきて哭訴して曰く、臣下敢て主上を誦することを爲すは、司禮監其人無きに由ると。帝其言を聽き却つて瑾に命じて司禮監を掌どらしむ。是より威權全く瑾が手に落ち、威福を恣にし、勢力中外を傾く。瑾志を得て韓文の職を褫ふ。劉健、謝遷、劉大夏遂に事の成すべからざるを見て皆官を去り、獨り李東陽は劉瑾と舊交ありしを以て官に留れり。

時事に憤慨して獄中に投ぜらる。正徳元年、南京の科道官戴銑、薄彦微等朝廷に上疏して宦官劉瑾等を彈劾して言へらく、皇上政を新にす、宜しく君子を親み小人を遠さくべし。大臣を輕斥し、閹寺(宦官を)を任用すべからずと。劉瑾之を聞き怒て誣奏して曰く、戴銑等の上言は甚だ狂妄なりと。遂に銑等を詔獄に逮繫せしむ。先生時に兵部主事に官せり。時事を目撃して憤慨禁する能はず。率先して諫疏を朝に上まつりて之を救ふ。其略に曰く、臣聞く君仁なれば則ち臣直なりと。今銑等は職諫司(諫議)に居り言論を以て責任と爲す。其言論にして若し善な

らば宜しく嘉納して施行せらるべし。或は其の言論の不善なるが如きも亦た宜しく包容隱覆し以て忠讜(直)の路を開かるべし。然るに今や赫然として令を下して拘囚せしめらる。陛下に在りては少く懲戒を示し、後日の輕舉を誡むるに過ぎず。怒て之を絶ち給ふには非るなり。而かも下民の無知なる是れに依て妄りに疑懼を生せり。臣竊かに之を惜む。是よりして後ち宗廟社稷の安危に關する大事ありと雖も、人亦た將に口を緘ちて言はざらんとす。陛下は聰明超絶なり、苟も一念此に及ばば寧んぞ寒心し給はざらんや。伏して願くは前旨を追回し、銑等をして舊に仍りて職に供はり、陛下太公無我の仁を擴め、改過不吝の勇を明かにし給はば、聖德遠邇に昭布し、人民胥な悦ばん。豈に休らずやと。諫疏朝廷に入り、又た劉瑾の怒に觸る。亦た先生を捕へて詔獄に下し、已にして廷杖(杖)四十。瑾又た心腹の人をして罰杖を監督せしむ。罰杖を行ふ者特に力を加ふ。先生罰杖を被り既に氣絶して復た蘇生す。先生獄中に情を抒ふる者十四首あり、皆な痛憤を極む。今其の二首を採録す。

見月

屋罽見明月、
 旁皇涕沾裳、
 月光如流水、
 奄忽踰飛揚、
 盈虛有天運、

還見地上霜、
 匪爲嚴霜苦、
 徘徊照高堂、
 逝者不可及、
 嘆息何能忘、

客子夜中起、
 悲此明月光、
 胡爲此幽室、
 來者猶可望、

幽室不知年、
 清光自虧滿、
 朱閣出浮雲、
 中夜獨悲嘆、
 來歸在何時、
 淚下長如霰、

夜長晝苦短、
 佳人宴清夜、
 高歌正凄婉、
 良人事遊俠、
 年華忽將晚、

但見屋罽月、
 繁絲激哀管、
 寧知幽室婦、
 經歲去不返、
 蕭條念宗祀、

龍場驛に貶謫せらる 尋て貴州省貴陽府龍場驛々丞(村長の)に(調(左遷せ)せらる。時に先生三十五歳、龍山公時に禮部侍郎と爲りて北京に在り、喜で曰く、吾

が子、忠臣と爲て名を青史に垂るゝを得たり、吾が願足れりと、明年三十六歳、先生將に龍場に赴かんとす、劉瑾、又た心腹の人を二路に遣はして、先生の後を尾し、其の言動を伺察せしむ、先生既にして杭州府に至り、夏月大暑に値ふ、先生又た勞苦を積で病を致す、乃ち暫らく勝果寺に息ふ、

將に殺害に遣はんとす、江に投す、先生居ること兩月餘、一日午後方さに廊下に納涼す、僮僕皆な外に出づ、忽ち二卒あり、矮帽低襟、捕吏の狀を爲す、腰下に刀を帯び、口に北地の語を吐く、突然外より來り、先生に謂つて曰く、官人は是れ王主事(先生を)なりや否や、先生應へて曰く、然り、吾は兵部主事王守仁なりと、二卒曰く、余等、言の相告ぐべきありと、乃ち先生を引て門外に出だし、之を挾さみて同行す、先生何くに往くやと問ふ、二卒曰く、唯だ進み行かば則ち知るあらんと、先生方さに病中に在り、辭するに歩むこと能はざるを以てす、二卒曰く、強めて進むべし、道は遠からず、我等左右より相扶けて行くも可なりと、先生已むを得ず、其の爲す所に任かす、約んど行くこと一里許にして、背後に復た二人追ひ馳せて至るあり、先生其の面貌を顧るに、頗る相熟知するに似たり、二人曰く、官人(先生を)我を

識るや否や、我等は即ち勝果寺の鄰人沈玉、殷計なり、素より官人は則ち當世の賢者なるを聞く、平時敢て面謁を請はざりしも、適官の捕卒ありて官人を挟み去ると聞く、恐らくば官人に利あらざらん、特に此に追ひ至りて官人の落着を看んとすと、是に於て二卒色を變じ、沈、殷二人に謂つて曰く、此れ朝廷の罪人なり、汝等何んぞ親近するを得んやと、沈、殷二人曰く、朝廷已に其官を貶謫す、又た何を以てか重ねて罪を加ふべけんやと、二卒先生を扶けて又た行く、沈、殷二人も亦た之に従ふ、天色漸く黄昏ならんとす、江邊の一室室中に至る、二卒密かに、沈、殷二人に謂つて曰く、吾等實に主人劉公の命を奉じ來て王公を殺さんとす、汝等干渉する勿れ、速に去るべしと、沈玉曰く、王公は現今の大賢、其をして及下に死せしむるは亦た慘ならずや、且つ屍を江中に遺さば必ず我が地方を累はさん、此事決して行ふべからずと、二卒曰く、汝の言も亦た一理ありと、乃ち腰間に帯びたる青色の細繩一條、長さ一丈餘なるを解き、先生に授けて曰く、汝の自ら縊れ死するを許す、何如んと、沈玉又た曰く、繩上の死は及下の死と其慘虐同一なりと、二卒大に怒り、各々拔刀を手にして聲を厲まして曰く、此事完からずんば我以て主人に復命すべき

なく、亦た必ず我が主人の手に死せんと、殷計曰く、足下必ず怒を發せざれ、王公をして夜半自ら江中に投じて死せしめ、且つ屍を全うせしめば、又た我が地方を累はさず、足下も亦た以て使事を終へ歸りて主人劉公に報じ得べし、豈に妙ならずやと、二卒相議して低語し、少頃ありて乃ち刀を收めて鞘に入れて曰く、此くの如くんば庶幾くば可ならんのみと、沈玉曰く、王公の生命、此夜に盡きん、吾等且らく酒を買て共に飲み其をして酔て而して悲惨を忘れしめんと、二卒も亦た之を許す、乃ち先生を室中に封鎖す、先生、沈、殷二人を呼て曰く、我今夕固より必ず死せん、當に一たび家人に報じ吾が屍を收ることを煩はすべしと、二人曰く、尊家に報せんと欲せば必ず官人(尸)の手筆を得て方に書信に准すべしと、先生曰く、吾が袖中偶、白紙あり、筆なきを奈何せん、二人曰く、吾れ當に酒家より之を借るべしと、沈玉は一卒と共に同く市中に往て酒を買ひ、殷計は一卒と共に先生を門外に守る、少頃ありて酒を買ふ者已に至り、一卒門を開く、身邊各自杯を帶ぶ、沈玉滿酌して先生に獻じ、覺えず涙下る、先生曰く、我れ朝廷の罪を得たり、死は自ら吾が分なれば、吾れ自ら悲まず、汝何ぞ必しも我が爲めに悲まんやと、杯を引き一飲して盡

くす、般計も亦た一杯を獻す、先生復た之を飲む、先生酒量甚だ廣からず、辭して曰く、吾れ飲むこと能はず、既に厚情を受く、幸に遠客に轉呈せよ、吾れ尚ほ家信を作らんと欲すと、沈玉筆を以て先生に授く、先生白紙を袖中より出し、筆を授りて詩一首を寫す、其の詩に曰く、

學道無成歲月虛 天乎至此欲何如

生曾許國慙無補 死不忘親恨有餘

自信孤忠懸日月 豈論遺骨葬江魚

百年臣子悲何極 日夜潮聲泣子胥

先生吟興未だ盡きず、再び一首を作る、

敢將世道一身擔 顯被生刑萬死甘

滿腹文章寧有用 百年臣子獨無慙

涓流裨海今真見 片雪填溝舊齒談

昔代表冠誰上品 狀元門第好奇男

二詩の後、尚ほ絶命辭を作り、亦た紙後に篆書十字を作りしと云ふ、先生既に入

水の決意を示す、沈玉、般計之を二卒に報す、二卒本と文字を解せず、但だ先生の揮筆健にして少しも停まらざるを見て、相顧みて驚嘆し、以て天才と爲す、先生且つ寫し且つ吟す、蓋し之を以て酒を勧め、醉はざるを得ざらしむるなり、四人互に相酬勸し、各々酩酊す、將に夜半に及ばんとす、雲月朦朧、二卒酒興に乗じて、先生の水に投ずるを逼る、先生先づ二卒に向ひて、其の屍を全うするの恩徳を謝し、然る後に徑ちに江岸に至り、沈、般二人を顧みて曰く、必ず我家に報せよと、言訖つて沙中より歩して江に下る、二卒一たび來れるとき、醉甚し、二たび來れるとき、江灘の潮已に濕ほして追従するに便ならず、乃ち岸上に立ち、遠く之を望む、物の水に墮つるの聲あるを聞くに似たり、謂へらく、先生已に投ずと、一響の後、寂然として聲なし、立つこと多時、猶ほ心を安んずるを得ず、遂に歩々下灘を探り來る、灘上に脱たる履一足あり、又た紗製の頭巾の水面に浮ぶあるを見て曰く、王主事果して死せりと、二物を取つて以て去らんと欲す、沈玉曰く、一物を留めよ、後ち此所に來る人々之を見て、王公の入水を知り、傳説して京師に至らば、亦た汝等復命の時の證據と爲るべしと、二卒曰く、此の言誠に理ありと、遂に履を棄て、只だ紗巾を携へ

去る。

却説前に外出せる彼の僮僕、勝果寺に歸りて先生を見ず、之を主僧に問ふも亦に知らずと云ふ、乃ち徹夜提燈ちやうてんを持して各處を搜索さうさくするも影をも見ず、時に先生の弟王守文は郷の試験の爲めに省（杭州の）に在り、從僕往て出來事の顛末を守文に報す、守文之を官に言ふ、省中の屬吏及び、本寺の僧侶四出して探索す、時恰も沈、殷二人も亦た來て守文を尋ねて事狀を報するに遇ふ、守文絶命辭及び二詩を受け、果して其兄の親筆なるを認め得て痛哭甚だ悲む、未だ幾ばくならずして又た人あり、江邊の二履を拾ひ得て官に報す、官其の履を以て守文に付與す、衆人喧傳して以て先生眞に溺死せりと爲す、守文は先生の書信を家郷に送る、先生の一家驚駭がくたん、龍山公人を遣はして江邊履を遺せるの處に到り、漁舟に命じて屍を捜らしむ、數日を経るも得る所なし、門人之之を聞く者悼惜せざるはなし、唯だ徐愛言ふ、先生必ず未だ死せざらん、天、陽明先生を生じて千古の絶學を再興せしむ、豈に此の如き小事に死せしめんやと、

果然未だ死せず 果然先生未だ嘗て水に投せず、世人多くは既に断然溺死

せるものと爲し、二卒も亦た必然使事を終へたりとして安心せり、抑も初め先生獨り江邊に往き雙履を脱ぎ留めて證據と爲し、又た紗巾しやきんを脱ぎて水面に抛ち、却て石塊を取て江中に向て投す、黄昏の後ち遠觀甚だ分明ならず、二卒但だ水に投するの聲を聞て眞偽を知らず、則ち能事畢れりと爲す、但だ二卒の知らざるのみならず、沈玉、殷計も亦た其の未だ死せざるを知らず、先生却て江灘に沿ふて去り、其の已に遠きを度り身を岸坎きしのりの下に藏かくくし、次日一箇の商船に赴おもむく、船夫其の履なきを憐あはみて草履を以て之に贈る、七日の後ち行て舟山島に至り、其夜復た一船に乗す、偶、颶風大に起るに遇ひ一晝夜にして一處に到る、岸に登て之を問ふ、乃ち是れ福建省の東北界なり、巡海の兵船、先生の狀貌の商人に似ざるを見て、疑て之を拘留す、先生曰く我は是れ兵部主事王守仁なり、罪を朝廷に得るに因て、廷杖を受け、貶して貴州省龍場驛々丞と爲らる、自ら罪の重きを念ふて断然引決死すとせんと欲し、身を錢塘の江中に投じ、死するを得ずして又た此に至ると、巡兵亦た奇遇に感じ、酒食を以て之を款待くわんたいし、乃ち一人を馳せ往て有司役人に報せしむ、先生事の官府に涉り身を脱する能はざるを恐れ、潜かに遁る、

虎穴に宿す 是れより山徑無人の處に従ふて狂奔すること三里餘にして、一古寺に至る天已に昏黒なり、乃ち寺門を叩きて投宿を請ふ、寺僧素より禁約を設て夜客を宿泊せしめず、寺傍に野廟あり、廟は久しく廢頽す、虎其床下に穴す、嘗て行客の知らずして誤つて此廟に宿し、虎の啖ふ所と爲りし者ありき、先生既に寺に入るを得ず、乃ち就きて野廟の中に宿す、饑疲已に甚し、香案の下に於て熟寝す、夜半群虎廟を遠て環行し大に吼ゆ、而かも敢て内に入ることなし、天明くるころ四邊寂然たり、寺僧夜半の虎聲を聞いて以爲へらく、夜來投宿の客は已に虎腹に葬られたらんと、相與もに廟に入り其の財囊を取らんとす、先生夢尙ほ未だ醒めず、僧疑つて死人と爲し杖を以て徴しく其の足を撃つ、先生寤然として起つ、僧大に驚て曰く公は常人に非ず、然らずんば豈に虎穴に入つて傷かざる者あらんやと、先生茫然として知らず、問ふ虎穴は安くにか在る、僧答へて曰く、即ち此の神座の下是れ虎穴なりと、蓋し廢頽せる神廟の虎穴と爲れることは信すべく、虎穴たるを知らずして野廟に宿するも亦た猶ほ信すべし、然れども群虎咆哮する曠野に僧寺ありしことは終に信すべからず、疑ふらくは後人猛虎を附會して記事を

神怪ならしめしならん、是に於て、寺僧、心中驚異し反つて先生を迎へて歸り朝餐を喫せしむ、

道者に再會して警策を被る 朝餐を喫し終つて先生偶、殿後に至る、先つ一老道者ありて坐す、先生の來るを見て即ち起ち相訝つて曰く、貴君は無爲道者を識るや否やと、先生之を熟視すれば即ち二十年前、鐵柱宮中に見し所の道者なり、容貌儼然として宛然數日前の如く、毫髪を差へず、道者曰く、前きに二十年の後ち海上に相見んとを約せり、公を欺かざるなりと、蓋し偶然にして豫言の中れるならん、先生甚だ喜ぶ、恰も他郷に親友に遇ふが如し、因て與もに對坐談論す、先生問て曰く、我れ今、逆臣劉瑾の爲めに怨まる、幸に餘生を脱したれば將に姓を隠し名を潛め遁世の計を爲さんとす、知らず、何の處にか以て身を容るべきか、望み乞ふ指教せられんことをと、道者曰く、汝は親の在るにあらざるか、萬一人ありて汝、死せずと言は、逆臣劉瑾の忿怒、汝の父に及び、誣るに「北は胡に走り南は越に走る」(反して逃)と云ふを以てせば何を以て自ら辨明すべきか、汝、進退兩ながら據るところなしと、因て一詩を作りて先生に示す、詩に曰く、

二十年前已識君
君將生命輕毫髮
寰海已知誇令德
英雄自古多磨折

今來消息我先聞
誰把綱常重一分
皇天終不喪斯文
好拂青萍建大勳

先生其の孝親の言に服し、且つ其の策勵の意に感じ、乃ち意を決して誦所に赴かんとす、是れ則ち先生が孝親の念に依て厭世の念を抑へし第二次なり、是こに於て先生も亦た筆を執りて一絶を殿壁に題す、詩に曰く、

險夷原不滯胸中
夜靜海濤三萬里

何異浮雲過太空
月明飛錫下天風

困難悲痛の極、却て豪健有爲の精神を奮興す、此詩を一誦せば吾人も亦た直に天空海濶の氣象を生せん、先生、道者を辭して行かんと欲す、道者曰く、吾れ汝の旅費の困乏を知ると、乃ち囊中より銀一錠(通貨)を出して贈と爲す、先生、此の臆を得て乃ち問道より武夷山に遊び、鉛山に出で、廣信府上饒縣に過ぎり、復び道學者婁一齋に謁す、一齋大に驚て曰く、先きに聞く、汝、江に溺死すと、後ち復た仁人の爲めに

救はるゝと傳ふ、正に未だ虚實を知らざりき、今日相遇ふを得るは乃ち是れ新文(儒)の大幸あるなりと、先生曰く、某、幸にして未だ死せず、將に誦に往かんとす、但だ恨むらくは未だ老父の顔を一見せざるを、恐らくば老父憂疑して病を成さん、此を以て憂心忡々たるのみと、一齋曰く、逆臣、劉瑾、怒を尊大人に遷し、已に官を貶して南京宗伯(神)に改めたり、汝今や此れ歸省の便道、宜く一見すべしと、先生大に喜ぶ、一齋、先生を留むること一宿、助くるに路費數金を以てす、先生直ちに南京に往き、父龍山公を省す、父子相見ると意外より出づ、恰も枯木の再び花を開くが若し、喜悅何にか譬へん、居ること數日、敢て久く留らず、即ち辭して貴州に往き、龍場驛々丞の任に赴かんとす、從僕三人あり、始て行李の準備を成せり、

徐愛門人と爲る 此時に當て徐愛、蔡宗兗、朱節、冀元亨、蔣信、劉觀時等皆な贊を納れて門人と爲る、先生之を樂む、徐愛は先生の妹婿なり、師弟の關係親密なることは恰も孔子と顔回との如し、今や先生の龍場に赴かんとするに際し、奮然として學に志させり、徐愛は蔡宗兗、朱節と同じく郷貢に擧す、(試驗に)先生、三子に別るゝの序を作て之を贈れり、當時、先生、銳意、學者に講授し、門人地に隨て興起すと

雖も未だ身を挺出して承當し聖學を以て己が任と爲す者あらざりき而して今や徐愛の身を挺んで承當するあり爾後徐愛が先生を補佐すること頗る大なるものあり正徳三年春遂に龍場驛に到れり

謫居の困苦

抑も龍場の地は貴州省の西北に在りて朝廷より派遣せる宣慰使の管轄する所なり萬山叢棘の中蛇虺群を成し魍魎晝現はれ瘴癘蟲毒の艱苦言ふべからず夷人の言語又た皆な鳩舌(不明鳥語)にして辨じ難し言語通ずる者は皆な中土亡命の徒なり居るに宮室なし唯だ土を累ねて窟と爲し其の中に寢息するのみ是に於て先生土俗に教ふるに木を範して塹と爲し木を架して梁と爲し草を刈りて蓋と爲し屋宇を建立す人皆な之に倣ふ始て一方に棲息の所あり夷人又た先生居る所湫隘樸陋なるを以て別に之が爲めに木を伐り室を備へ其の制を宏大にし幾ばくもなくして寅賓堂何陋軒君子亭玩易窩を成す之を總稱して龍岡書院と曰ふ之を圍繞するに檜竹を以てし之に蒔るに卉藥を以てす先生日夕其中に吟諷し漸く夷語を習熟す乃ち之れに教ふるに禮義孝悌を以てし亦た多く他處の夷人特更らに來て講義を聴くものあり先生専心開導し

て略倦怠の色なし久うして先生の家郷の音信を得たり書中に言ふ逆臣劉瑾先生の死せざるを聞き且つ先生の父子南都に相會せしを偵知して益大に悲忌し朝旨を矯め父龍山公を論し退職して郷に歸らしむと先生孝親の念愈盛なるに至れり

大悟の状態

先生曰く劉瑾の忿怒尙ほ未だ解けざるなり吾れ得失榮辱は皆な度外に付すべきも唯だ生死の一念自ら省みるに未だ超脱すること能はずと乃ち居室の後ろに於て石を鑿ちて柳(榕)外を爲り夜々其の中に端坐して心界の靜一を求む胸中灑然として將に身を終へんとするが若く夷狄患難俱に之を忘る但門人從僕其の憂に堪へず屢病を患ふ先生自ら薪を采り水を汲み粥を作りて之を飼なひ又た其の抑鬱を懐かんことを恐るれば輒ち之を和解放散す又た或は詩を歌ひ或は越州の俗曲を製し相與もに諧笑し以て其意に適せしむ因て又た思ふ若し聖人をして此艱難に遭遇せしめば之に處して必ず吾が此の方法よりも一層進める者あるべきか吾今恐らくは格物致知の工夫に於て未だ到らざる所あるなりと一夕夢寐恍惚の間忽然格物致知の奥旨を悟る恰も人の之に

語る者あるが如し、覺えず突然呼躍す、從僕傍睡者俱に驚き覺む、是れより胸中灑々始て豁然大悟の境に入れり、或は先生の此間の消息を記して夢中に孟子が良知の旨を語れりと曰ひ、或は天の聲を聞けりと曰ふ、先生嘆して曰く、聖賢が學に於て美果を結ぶは只だ此の良知の二字を取り用ふればなり、所謂格物とは此(其)を格するなり、所謂致知とは此を致すなり、思はずして得るとは何を得るか、勉めずして中るとは何に中るか、總べて此の良知を出でざるのみ、唯だ其の良知たるや得ることは思に由らず、中ることは勉に由らず、若し徳性の知を捨て、見聞の知を逐は、縦令ひ想ひ得るも亦た水を支流に取つて終に未だ江海に達せざるが如し、是れ一事一物の知に過ぎずして大本根源の知に非ず、之を變化に試みるに終に窒礙あり、必ず孔子の心の欲する所に従ふて矩を踰えざるが如くして方さに是れ良知の全作用を得たるなり、故に入るとして自得せざるなし、是の如くんば又た何んぞ窮通榮辱死生の見あつて以て其の間に參はるを得んやと、是に於て始て知る聖人の道は吾が性中に自ら具備す、吾が前日、理を心外の事物に求めしは大に誤れりと、乃ち默記せる五經の句を以て自ら其の旨を證するに腦

合せざるなし、因て五經臆說(名書)を著はす、蓋し先生が主唱する所の心即理の説は、即ち聖人の道は吾が性にて自ら足れり、嚮きの理を事物に求めしは大に誤れりと云へる一語にて已に盡くせり、猶ほ詳言すれば自己の心性を全うして之を根據標準と爲し外界の事物に理を求むべからずと云ふに在り、故に先生は格物は視聽言動思の五事を正うするに在りと解し、致知は人間固有の良知を致すと解せり、格物致知の解釋は朱子と大に異なる所にして先生特得の見と爲す、先生の斯の悟道は實に陽明學の曙光と謂つべく、是より日一日進歩して遂に斯學を大成するに至れり、

夷人來服 龍場に居ること久うして諸處の夷人も亦た日に來り親み、學者の來遊する者も亦た稍、集る、時に思州の守、某人を遣はし驛に至りて先生を侮辱せしむ、諸夷人共に怒て使者を毆辱す、州守大に怒り之を當道官吏に言ふ、毛憲副(官)は先生をして思州の守に謝免を請はしめ、且つ諭すに禍福を以てす、先生書を致して之に復す、守一讀して大に慚服せり、水西(方地)の安宣慰使も亦た先生の英名を聞き人をして米肉を饒り使令に給せしめ、又た重ぬるに金帛鞍馬を以てす、先生

俱に之を辭して受けず、已にして宋氏の酋長阿賈阿札といふ者あり、宋氏に叛き地方の患を爲せり、先生之を憂へ復た書を以て安宣慰使を詆諷す、安宣慰使悚然として懼れ、所部の兵を率ゐて其難を平げ、民頼て以て寧んせり、夷人先生の高義を傳説して益、敬禮を加ふるに至れり、(先生の復書論書は陽明全書に在り)

謫居中の門人、知行合一を唱ふ、時に正徳三年先生三十七歳なり、明年貴州提學副使、席書、元山も亦た心を性理の學に潜め、素より先生の名を重んじ、時に人を遣はし先生を迎へて貴陽府城に入らしめ、叩くに朱陸異同の辨を以てす、先生、朱陸の學を語らずして之れに告ぐるに其の悟る所の知行合一の説を以てす、是れ先生が知行合一を唱ふるの始なり、元山、疑を懷て去り、明日復た來り、問ふに致知と力行は是れ一層の工夫なるか、或は是れ兩層の工夫なるかを以てす、先生曰く、知行は本と自ら合一なり、分つて兩事と爲すべからず、譬へば某人、孝を知り、悌を知ると稱するが若きは、必ず是れ己に孝悌の事を行ひ終つて方さへ能く知るを許す、又た痛を知るが若きは、必然已に自ら痛み終れるなり、寒を知るは必然已に自ら寒え終れるなり、是の行的主意を知り、是の知的工夫を行ふ、古人

は唯だ世人賢々然として曖昧に行ひ去るが爲めの故に先づ一箇の知を説く所以なり、是れ知行を劃して二と爲すにあらず、若し行ふ能はずんば猶ほ是れ知らざるなりと、且つ五經諸子の語を擧げて之を證明す、元山漸く省悟する所あり、往復數回にして、廓然大悟して謂へらく、聖人の學、復び今日に興れり、朱陸の異同は各一得一失あり、辨詰を事とすることなく、之を吾が性中に求めば本と自ら明白ならんと、遂に毛憲副(地方の長官)と與もに書院を修葺し、身づから貴陽府の諸生を率ゐて師に事ふる所の禮を以て、之に事へ、餘暇あるときは、則ち來て講義を聽けり、邪黨全滅、正黨再興、謫を免かる、正徳五年、安化王、眞鐸反す、劉瑾を誅するを以て名と爲す、朝廷、都御史楊一清、大監張永を遣はし、師を率ゐて之を討せしむ、未だ至らずして、眞鐸己に指揮使、仇鉞の計に陥りて、擒縛せらる、楊一清因て俘を獻じ、陰かに張永に勸め、劉瑾の罪惡を密奏せしむ、張永之に従ふ、武宗皇帝張永の言を聽き、劉瑾の家を族滅し、并に其黨張文冕等を誅す、凡て劉瑾に因て官を得し者、盡く皆な罷め、斥けられ、直諫の諸臣を召して官に復す、先生も亦た是時に至て、貶謫を免かる、蓋し龍場謫居の二年間は、辛苦艱難、嘗め盡くして始て廓然

悟る所あり、己に得喪榮辱の境を超脱し、又た遂に生死の理に貫徹して人事を盡くして天命を俟つとの奥旨に達し、唯だ自己の心性を是れ頼むべく、外物の頼むに足らざるを悟れり、先生が精神の修養茲に至て既に熟し泰然自若、如何なる難事に遭遇するも動くことあることなし、廓然太公にして物來て順應し、明鏡止水の如く、寂然不動、鑑空衡平にして動靜語默を徹して良知の靈明を存せざるはなし、但諺に艱難汝を玉にすと云ふもの寔に先生に於てか之を見る、先生の學徳は片時も進歩せざるなきも、未だ謫居兩年の如く著大の進歩を爲せるは非ず、願ふに此れより以前三十餘年間の素養此機に會ふて一度に効果を結びたるならん、龍場を去る 是に至て先生、江西廬陵縣の知縣に陞るを得たり、行に臨むの際、縉紳士民送る者數千人俱に依依として別を惜むの情あり、先生嘗て龍場に赴ける時、地に隨て講授せしが、今歸るに及て、常德府及び辰州を過るの一路にも、前に講學從遊せし者甚だ衆し、特に門人冀元亨、蔣信、劉觀時輩の俱に能く卓立するを見て、喜で曰く、謫居兩年餘、與もに語る可き者なし、歸途乃ち幸に諸友を得たり、悔ゆるは昔に貴陽府に在て知行合一の教を擧げて、紛々異同、入る所を知るこ

となかりしを、茲來乃ち諸生と共に僧寺に靜坐し、自ら性體を悟らしむ、願ふに恍恍として即く可き者あるが若しと、既にして又た途中より書を冀元亨等に寄せ、て曰く、前きに寺中に在て云ひし所の靜坐の事は坐禪入定を欲するに非ず、蓋し吾輩平日事物の爲めに紛擾せらるゝに因て未だ私欲と爲るを知らずして私欲を行ふ、此を以て、靜坐を以て小學を補ひ放心を收むるの一段の工夫と爲せるのみ、程明道云ふ「纔かに學べば則ち須らく力を用ふるの處あるを知るべし、既に學べば則ち須らく力を得る處あるを知るべし」と、諸友宜しく此の處に於て力を着くれば、方さに進歩あり、異時始て力を得るの處あらんと、蓋し後進輩が空禪に陥り易きを慮るるなり、先生嘗て睡の覺めしとき、懷を寫すの詩あり、其の詞に曰く

紅日熙々春睡醒 江雲飛盡楚山青
 間觀物態皆生意 靜悟天機入窅冥
 道在險夷隨地樂 心忘魚鳥自流形
 未須更覓羲皇事 一曲滄浪擊壤聽

結論

虎穴に入らずんば遂に虎子を得ず、死地に陥らずんば遂に生死の味を

知らざるべし、先生が此の間に閱歴せし辛苦艱難は到底常人の堪ふる能はざる所、故に先生が經驗收得せし所も亦た頗る歎稱すべきものあり、且つ又た此間に於て先生が示せし所の熱誠、節義、耐忍、智略、決斷、修養、安心立命、寬恕等を熟察せば、必ずや得る所あるべし、先生の如き閱歴を再演するは勿論不可能に屬すれども、吾人各自の進路孰れか之を試るに適せざらん、須らく先生の行迹に拘泥せずして、専ら其の精神を取るべし。

第五篇 第一講學時期

抑も陽明先生の講學は一日片時も廢するとなけれども、或は自己修養を主とするの時期あり、或は門人教育に従事するの時期あり、或は征討に従事して講授に專一なる能はざるの時期ありて、其間判然區劃を爲すものなきにあらず、是故に余輩は龍場謫居即ち先生三十八歳の末頃までを以て自己修養の時期と爲し、廬陵知縣赴任即ち先生三十九歳の三月以後四十五歳の九月までを以て第一講學時期と假定したり、蓋し先生が確實に自家の學說を世に發表したるは龍場謫居

以後に在りたればなり。

治績 先生時に年三十九歳既に廬陵縣に至りて政を爲すに刑威を事とせず、唯人心を開導するを以て本と爲す、任に臨みしとき主として老吏に詢ひ各郷の貧富奸良の實を察し、諸種の訴書案上に積るも輕しく斷せず、明代初葉の舊制を稽へ、慎て里正三老(郷里の長老官)を選びて申明亭に坐し、凡そ來り訟ふる者は之をして委曲勸諭せしむ、百姓客氣を盛にして來るも終には訴訟を悔い、涕泣して歸る者あり、是れに由て囹圄日に清く風俗大に變ず、縣に在ること七閱月、告示を發せしこと十有六回、大抵諄々として父老を慰さめ子弟に教へて放蕩淫僻すること勿らしむ、嘗て城中火災多し、因て城中各所に消防機を設け水路を定めしむ、是れに依て火患久しく絶てりと云ふ、先生の任期短かりしと雖も其の施設せし所少からず、後世に及ぶまで先生の施政法に則とれりと傳ふ。

冬十有一月、先生朝廷に入覲して大興隆寺に館す、入京の明日、湛甘泉、儲柴墟等と良知の旨を講ず、時に黃宗賢、綰後軍都督府都事と爲る、儲柴墟、嶺に因て見えんことを請ふ、先生之れと與もに語り、喜て曰く、此學久く絶えたるに、子は何の聞く所

かあると宗賢對へて曰く吾れ粗志ありと雖も實に未だ工夫を用ひずと先生曰く人唯だ志なきを患ふ功夫なきを患へざるなりと宗賢深く其の説に嘆服す按ずるに宗賢は嘉靖元年春に至て贊を執り門人と稱す

十有二月先生を南京刑部四川清吏司主事に陞すの内命あり先生の知己なる湛甘泉講學を廢せんことを恐れて宰相楊一清に言ひ之を北京に留めしむ
正徳六年先生年四十歳なり正月楊一清の奏請を以て北京吏部驗封司主事に改任せらる此時始て朱晦庵陸象山の學を論せり朱陸二子の異同は卷末附録に讓る

方叔賢門人と爲る 二月先生會試同考試官と爲る此間暫くも讀書講學を廢せず門に及で聽講するもの頗る多く時に吏部郎中方叔賢(名は獻夫)と云ふ者あり官位は先生の上に在り而かも先生が學を論じて道體に契合する所あるを聞き遂に下拜して事ふるに師禮を以てせり先生贈るに詩を以てす其の詞に曰く

休論寂々與惺々
却笑慙慙諸老子

不忘由來卽性情
翻從知見覓虛靈

是歳十月文選清吏司員外郎に陞る是年文を作て湛甘泉の講學を勵ます明年先生年四十一歳三月考巧清吏司郎中に陞る弟子益進む門人穆孔暉顧應祥鄭一初方獻科王道梁谷萬潮陳鼎魏廷霖蕭鳴鳳唐鵬路迎林達陳洸黃綰應良朱節蔡宗爨孫珣皆な一時の鏘々たる者其の餘は盡く述ぶるに遑あらず徐愛等も亦た京師に至り同じく業を受けたり

徐愛大に悟る 十二月先生南京太僕寺少卿に陞り赴任の便道に歸省せんとす徐愛は此年祁州に知事たるの任期満ちしを以て京に進み南京工部員外郎に陞る先生と舟を同くして郷里越に歸る先生爲めに大學の要旨を論ず之を聞て踴躍痛快狂するが如く醒めたるが如きもの數日胸中混沌として復た開く仰で堯舜三王孔孟等聖賢を思ふに立言は人各同からざるも其の旨は則ち一なるを悟り得たり先生の徐愛と學を論せしものは今の傳習錄の上卷の初に載する所是れなり故に傳習錄卷首の徐愛の自叙に云ふ愛舊説に因て汨沒したれば始て先生の教を聞き實に驚愕定らず頭を入るるの處なかりしも其の後に既に久しく漸く自身に反省して實踐するを知り然後に始て先生の學は孔門の嫡傳た

るを信ず、是れを捨つれば皆な傍蹊小徑、斷港絶河なり、格物は是れ誠意の功夫、明善は是れ誠身の功夫、窮理は是れ盡性の功夫、問學を道ふは是れ徳性を尊ぶの功夫、博文は是れ約禮の功夫、惟精は是れ惟一の功夫の如き類は皆な最初落々(隔絶)として融合し難かりしも、其後ち之を思ふこと既に久うして手の舞ひ足の蹈むを覺えざりきと、蓋し徐愛は先生を尊親すること最も深く、學を爲すこと最も篤かしり人なり、

登遊山水と門人教化

正徳八年先生四十二歳春二月越に在り、先生初め計るらく、家郷に至らば則ち徐愛と同じく天台雁蕩の山水に遊ばんと、而かも家族親友に纏絆せられて行くこと能はず、五月終に徐愛等數友と與もに期し、黄綰(字は宗賢)を俟ちしも來會せず、乃ち上虞地方より四明山に入り、白水を觀て、龍谿の源を尋て、杖錫山に登り、雪竇に至り、千丈巖に上り、以て天姥華頂の諸峰を望む、遂に奉化より道を赤城山に取らんと欲せしも、適天久しく旱し、山間の水田盡く龜裂す、之を觀て慘然樂まず、遂に寧波より餘姚に還へる、黄綰は書を以て先生を迎ふ、先生復書して曰く、此行相從へる諸友も亦た微しく得る所あり、然れども大に

發明する所なし、其の最も默然せし所(思ふ所に)は宗賢の此行を同うせざりしことのみ、後輩は習氣已に深ければ、元と美質ありと雖も亦た漸く消盡す、此事正に沙金を淘汰するが如し、會金を見る時あり、但、目下未だ必ず得べからざるのみと、先生の此遊は山水の爲めにすと雖も實に、意を徐愛、黄綰二子の教化に注げり、蓋し先生の同志を點化(訓する)する、多くは之を登遊山水の間に於て爲し得たり、

講學の盛況

冬十月滁州の任地に至る、滁の山水極て佳勝なり、先生、馬政を監督す、地僻陬にして官務閑散なり、日に門人と與もに瑯琊(山在州城)、浪泉(即ち大)の間に悠遊す、月夕には則ち龍潭(在龍山)を環つて坐する者數百人、歌聲、山谷に振ふ、諸生、地に隨つて教を請ひ、先生眼前に就て教化す、各自得る所ありて、踴躍歌舞す、舊學の士も皆な日に是所に來り會す、從遊の士の衆きは蓋し此時より始れり

省察克治

孟源問ふ、靜坐中に思慮紛雜するも強ひて之を禁絶すること能はずと、先生曰く、紛雜せる思慮も亦た強ひて之を禁絶することを得ず、只だ思慮萌動の處に就て省察克治せよ、天理精明なるに到て後に各事に付する所の意思は自ら精專にして紛雜の念なし、大學に所謂止る(至善)ことを知て而後に定るこ

とありと云へるものは是なりと蓋し孟源は靜坐に依て雜念の煩累を除去せんと欲せしならん而して先生の諭示は動靜一貫の功夫にして始て能く至善に止まることを得ると曰ふに在り抑も思慮の萌動するは吾人の常態なれば何んぞ之を禁絶制止するの必要あらん唯だ之をして天理に合せしむべきのみ靜坐の功夫も時には益なきに非れども専ら之れに依らば或は枯禪に陥らん、
諸友別を惜む 正徳九年先生四十三歳猶ほ滁州に在り四月南京鴻臚寺卿に陞る滁陽の諸友送て烏衣江に至て別る、こと能はず留て江浦に居り先生の江を渡るを候つ先生詩を以て諸友の歸宅を促がす其詞に曰く、

滁之水

入江流

江潮日復來滁州

相思若潮水

來往何時休

空相思

亦何益

欲慰相思情

不如崇令德

掘地見泉水

隨處無不得

何必驅馳爲

千里遠相即

君不見堯舜與舜

又不見孔與跖對面不相識

逆旅主人多慇懃 出門轉瞬成路人

教導法一變す

五月南京に至る徐愛南京に來りてより同志日に相親む黃

宗明薛侃馬明衡陸澄季本許相卿王激諸儒林達張寰唐愈賢饒文璧劉觀時鄭驥周積郭慶樂惠劉曉何鼂陳傑楊杓白說彭一之朱箴の輩同じく先生の門に聚る日夕に講學琢磨して懈らず客あり評して曰く滁州に在りしより以後遊學の士多く放言高論し亦た漸く師の教に背く者ありと先生曰く吾れ年來世俗の卑猥汚濁なるを懲さんと欲したれば學者を引接するに多く高尚幽遠の一法に就て以て時弊を救へり而るに今學者漸く流れて空遠玄虛に入り超脱新奇の論を爲すを見て吾れ既に之を悔ゆと故に先生南京に於て學を論ずるには只だ學者に天理を存じ人欲を去り省察克治するの實功を爲すことを教へたり、

仙佛儒を辨す

時に王嘉秀蕭惠好で仙佛の學を談ず先生嘗て之を警めて

曰く吾れ幼時聖學を求めて得ず亦た嘗て志を仙佛二氏に篤くせしが其の後ち南夷龍場に謫居すること三歳始めて聖人の端緒を見今や誤つて仙佛に功夫を

用ふること二十年なりしを悔ゆ、夫れ二氏の學は其の妙に至つては聖人の學と只だ毫釐の間あるのみ、故に辨じ易からず、唯だ志を聖學に篤くする者始めて能く其隱微を識別せん、臆測の及ぶ所に非るなりと、蓋し從來の實驗より來れる論斷なり、

正徳十年先生四十四歳、京師に在り、正月上疏して自ら辭職の意を陳す、而かも允されず、蓋し是年兩京官吏考察の例に當りたれば上疏辭職せんとしたるなり、此時に至り再從子正憲を立て、後と爲す、抑も正憲字は仲肅、先生の季叔王易直、兗の孫、西林の王守信の第五子なり、先生年四十四なれども諸弟王守儉、王守文、王守章と俱に未だ子を擧げず、故に龍山公、先生の爲めに王守信の子正憲を撰で之を立つ、時に年八歳なり、

是歳御史楊典、先生を朝に薦めて祭酒に任せんとせしも採用せられず

諫迎佛疏を擬作す

八月、太監劉允、烏思藏に命じ幡を齎らして、諸佛を供

し、佛徒を奉迎せしむ、劉允奏して鹽七萬俵を以て其の經費と爲さんことを請ふ、帝之を許せり、輔臣楊廷和等、戶部省及び諫官の諸公と與もに各疏を上まつりて

之を止めんことを奏請したれども、聽かれず、先生も亦た事に因て忠言を納れんと欲し、佛を迎ふるを諫むるの疏を作り將に上つらんと欲したれども、後ち故ありて中止せり、諫迎佛疏も亦た先生傑作の一なり、陽明全書に在り、是歳祖母岑太夫人年九十有六歳なり、先生恩旨を乞ふて歸省し一見して訣別を爲さんことを思ふ、歸省を乞ふの疏凡そ再び上る、其辭甚だ懇切なりしも、遂に允されず、先生の孝親の念は屢、祖母岑氏の爲に發現するを見る、今や遂に歸省の志を果さず、先生心中の憂懼想ふべきなり、顧ふに是時に當り先生の教學は已に漸く發揚したるが如し、但、先生の學説は本書附録に於て之を論述すべし、

結論 第一講學時期は約七年間に亘りたれば此間に於ける先生の教學は頗る世に宣揚したるべく、傳中にも亦た講授の懇篤、從遊の衆多なるは此時期より始まりと稱するに、今却て寂寥を感ずるは抑も何故ぞや、蓋し先生は既に大悟の人と爲り講授も亦た懇切ならざるに非れども、之を以て赫々たる武功を奏せし後に來るべき第二第三講學時期に比すれば先生の聲望未だ甚だ高からず、世の先生を尊仰するの念も亦た甚だ深からず、是れ則ち第一講學時期の寂寥の感

を免かれざる所以なり、嗚呼是れ人情已むを得ざる所なるか、因てたゞ自ら學を成すこと既に難く、之を人に授くること更に難く、功を建て名を揚ぐることに更に難し、先生の教學は功名の有無に關する所なけれども、世人の先生を見るは多く之に依て輕重を爲すもの、如し、古人曰く道虚しく行はれず人を待て興ると、吾れ今之を先生の講學時期の先後に就て驗するを得たり、且つ此間に講授せる學説は本書附録に於て述ぶるを以て適當とすべきもの多し、是れ又た寂寥の一原因ならん。

第六篇 第一靖亂時期

本篇に述ぶる所は四十五歳十月より四十七歳三月に至る約一年有半に於ける先生の事蹟なり、其の功績の著明なるものは支那南部の亂民即ち横水、桶岡、三洞の巨賊を鎮定せしこと是れなり、先生が武に志ざしてより既に久しと雖も未だ之を實際に應用せしことなかりしが、今や方さに其の技倆を顯はすの機會に遭遇せり、先生は兵を用ふる神の如きも好で之を用ふる者にあらず、故に既に征討

に赴ける後も百方力を盡して干戈を避けんとするの迹あり、就中盧珂を招撫し、池仲容を降し、が如きは其の最も觀るべき所なり、且つ此間を名けて靖亂時期と曰へども先生は猶ほ文教に意を注ぎ、屢門人同志と學を論じたり、所謂右手に劍を持し左手に卷を持するもの先生に於てか之を見る。

漳南の巨賊を平定するの命を受く。正徳十有一年、先生四十五歳、南京に在り、是時に汀漳各郡皆な巨寇あり、故に兵部尙書王瓊特に先生の折衝の才を知り、特に之を擧げて都察院左僉都御史に任し、南潁、汀漳等の地方を巡撫せしむ。十月、便道に因て越に歸省し、岑太夫人及び龍山公に會見するを得たり、是時王思輿は季本に語つて曰く、陽明先生の此行、必ず事功を立てんと、季本曰く、何を以てか之を知る、思輿曰く、吾れ試に之れに觸るゝに動かさず、是を以て知るなりと、六韜三略は已に久しく先生が胸中に熟す、只だ之を用ふるの機なかりしのみ、今や明家漸く衰運に向ひ、流賊は各所に蜂起せり、嚮きに正徳六年、江西省の諸郡大に亂れ、南昌、贛州等皆な賊の割據する所と爲り、横行暴掠、人心恟々として、旦夕を計る能はず、是に於て朝廷、左都御史陳金に命じ、江西省の軍務を總制して之を討

せしむ、陳金乃ち廣西の兵を調發し往て之を伐ち、一時鎮定に歸す、然れども兵士其功を恃みて横暴制すべからず、良民を殘害すること却て群盜に勝るものあり、陳金固より横暴の兵士を制御するの機略なく苟且安を偷む、下民怨嗟し、一日も生を安するを得ず、是れ則ち朝議の先生をして南贛、汀、漳等を巡撫せしめし所以なり、

流賊を諭す 十有二年正月、先生年四十六歳、南贛に赴任せんとし、吉安府萬安縣を過ぎ、流賊數百ありて沿途肆まゝに商舟を劫かすに遇ふ、舟人驚懼し舟を廻らして之を避けんと欲し、敢て復た進まず、先生之を許さず、乃ち商舟數十艘を集め聯結して陣勢を爲し、旗を揚げ鼓を鳴らす、將に進み戦はんとする者の如し、賊軍門の旗號を見、是れ即ち救恤者なるを知りて大に驚き、皆な岸上に羅拜し號呼して曰く、某等は飢荒の流民にして賑濟を求むる者なりと、先生將船に命じ、從容として岸に泊り、中軍官をして令を傳へしめ之を諭して曰く、巡撫老爺（尊稱し先生を指す）は汝等の飢寒に迫るを知る、一たび贛州に到つて後ち官に申請して救恤し各、生活の方法を得せしめん、宜しく散歸して賑濟を待つべし、妄りに暴

舉を企て、戮滅を招く勿れと、賊輩惶懼して俱に解散す、是年正月十六日を以て贛州に到り、施政府を開く、命令を所屬地方に下し、分配賑濟し流民を招撫し、二函を堂前に置き榜を立てて曰く、

求通民情 願聞己過

奸民を偵知す 漳の賊詹師富、溫火燒等は連年寇盜を爲し、其の勢方さに熾なるに因て、先生命を湖廣、福建、廣東の三省に下し、期を刻して進み討つ、是れより先き贛民多く賊の賄賂を受けて之が耳目と爲る、故に官府の舉動未だ形はれざるも賊已に先づ覺る、先生軍門の一老隸、奸狡尤も甚しきを偵知し、直に召して臥室に入れ、之に謂て曰く、人、汝の賊に通ずるを告ぐるあり、汝の罪、已に死刑に相當す、若し能く過を改め、悉く賊に通ずる諸奸民を列舉して我に告げなば、我當に汝の命を救ふべしと、老隸叩頭して罪を謝し、悉く其實を吐き、具さに奸民の姓名を告ぐ、先生乃ち其死を赦し、言ふ所を試るに悉く驗あり、抑も當時諸政治紛淆錯亂し、獨り群盜の横行するのみならず、良民も又た之が防禦に奔走し、良民群盜相混じて殆ど辨別すべからず、故に兵略ある者と雖も直に之を用ふるを得ず、是れ實

に將帥が臨機應變の才略を要する所以なり、而して先生は元と文臣より身を興し、此に始て武事に従ふものなれば、溫柔の治法を案出するは寧ろ其の長所とする所なり。

十家牌法 然れば先生日夜苦心經營の餘り、遂に十家牌の法を發明せり、是に於て嚴に十家牌法を行ふ、其法は十家を編て一牌と爲し、各戸の戸籍姓名年齢容貌職業を列記し、日に一家を輪番とし、門に沿ひ牌を按して審察し、面貌疑べき人に遇へば即時官吏に報じて究治す、若し或は隱匿するあらば、十家連坐するなり、牌法已に成て所屬地遍ねく之を施行す、因て父老子弟に告諭し、父母は慈に、子は孝に、兄弟は友愛に、夫婦唱和し、師弟相親み、長は惠に、幼は順に、朋友相信じ、小心翼翼以て國法を遵奉し、勤勉謹慎以て課税を辨じ、恭敬節儉、以て家業を守り、謙遜温和、以て郷里に安居せしめ、心は公平忠恕を要とし、輕卒に忿争すること勿く、事は含容忍耐を要とし、輕忽に訴訟を興すこと勿く、衆人の利を見ては互に相勸勉し、衆人の害を見ては互に相懲戒し、務めて禮讓の風を興し、以て敦厚の俗を成すべしと曰へり、蓋し十家牌法は我邦五人組の制に等しくして、其法の嚴密なるもの

なり、且つ此時徧ねく人民に諭せる者四條あり、左に之を掲ぐ、

諭俗四條

第一條 善を爲すの人は獨り其の宗族親戚の者、之を愛し、朋友郷黨之を敬するのみに非ず、鬼神と雖も亦た陰かに之を相く、惡を爲すの人は獨り其の宗族親戚の者、之を惡み、朋友郷黨、之を怨むのみに非ず、鬼神と雖も亦た陰かに之を殛す、故に善を積むの家には必ず餘慶あり、不善を積むの家には必ず餘殃あり、

第二條 人の善を爲すを見ては我必ず之を受す、我能く善を爲さば人豈に我を愛せざる者あらんや、人の不善を爲すを見ては我必ず之を惡む、我苟も不善を爲さば人豈に我を惡まざらんや、故に兇人の不善を爲して身を隕し、家を亡すに至りて悟らざる者は其の自ら反省すること能はざるに由る、

第三條 今人、一言の怒に忍びず、或は銖兩の利を争ふて遂に訟を相構ふ、夫れ我れ彼に勝つことを求めんと欲せば、則ち彼も亦た我に勝つことを求めんと欲す、讎々相報いて、遂に家を破り、産を蕩するに至て、禍は子孫に貽る、豈に含忍退讓して郷里をして稱して善人長者と爲し、子孫も亦た其の庇を蒙るに若かんや、

第四條 今人子孫の計を爲し、或は人の業を謀り、人の産を奪ひ、日夜營々として至らざる所なきに至る、昔人謂へらく、子孫の爲めに馬牛を作る、然かも身没して未だ寒えざるに、而も業已に之を他人に屬す、隣家群起して報復し、子孫、反つて其殃を受く是れ殆んど子孫の爲めに蛇蝎を作るなりと、吁、戒むべきかなと、

兵制變更

此の地方には從來、遠路の兵士を調發せしを以て、動もすれば一歲餘を經、消費鉅萬、驕横、制し難く、損ありて益なし、先生乃ち各省に兵備官を使はし、府州縣に令し、其他の驍勇の士を選抜せしむ、之を郷勇と名く、即ち郷閭の義士壯丁より組成せる軍團なり、每縣多きは十人、少きは七八人、大約、江西、福建二省各、五六百名を以て定率と爲し、廣東、湖廣二省は四五百名を以て定率と爲す、其間、魁傑、群に秀で、兵略に通曉する者あらば、拔擢して將官と爲す、募る所の驍勇は各兵備官に隨て駐屯、訓練す、事なくんば、城寨を監守し、事あらば、變に應じて奇計を出すものとす、

討賊 先生、任に至り十餘日にして、經路略々畢る、即ち議して兵を進む、兵、長富村に次まる、賊に遇ふて大に戰ふ、斬獲頗る多し、賊奔つて象湖山に至つて拒守す、我

兵追ふて蓮花石(地名)に至り、賊と戰ひて二將を失ふ、諸將の氣沮む、謂へらく、賊未だ平ぐべからず、援兵を求め秋を待つて再舉すべしと、先生陽はに其説を聴き、進で江州府上杭縣に屯し、宣言して大に三軍を犒ふ、暫らく師を退け、銳氣を蓄へ、援兵の齊しく集るを待つて進撃せんと、密かに使者を遣はし、賊の虛實を窺はしむ、使者回へり報じて曰く、賊又た象湖山に據る、只だ官軍一たび退かば復た出で、劫掠せんと、先生乃ち各軍を責むるに、軍律を失ふの罪を以てし、力を盡して自ら功を立て、罪を贖はしむ、兵を分つて二路と爲し、俱に二月廿九日を以て、其の不意に出で、枚を衝みて並び進み、直ちに象湖山の賊寨を衝く、衆賊死を以て拒戰す、先生親から兵士を監督し、勇を奮つて之を攻む、呼聲天地に震ふ、三省の奇兵間道より崖に攀ぢ木に付き、四面より蟻の如く集る、賊驚き潰えて逃奔し、官軍勝に乗じて追勦す、賊兵大に敗る、先生乃ち諸將をして更に殘賊を討せしめて四十餘巢を破り、詹師富、温火燒等巨賊七十名を斬る、賊屬及び輜重を俘獲すること算なし、漳南數十年の巨寇、是こに至つて悉く平ぐ、二月を以て師を出し、四月に師を班へす、古來成功未だ此の如く速なる者あらず、先生軍を上杭縣に駐む、久く早して雨ふら

ず軍至るの日、降雨三日、百姓大に歡喜す、先生因て行臺の堂に名けて時雨堂と曰ふ、蓋し王師は時雨の如し、の意義に取れるなり、記文は陽明全書に在り。

隊伍法を案出す、先生已に漳南の賊を平定してより深く軍隊の組織に意を用ひ謂へらく、習戰の法は行伍より必要なるはなし、治衆の法は分數より先なるはなしと、此に於て五月始て其の組織を發表せり、其大要に曰く、十五人を編て一伍と爲す、伍に小甲あり、五十人を一隊と爲す、隊に總甲あり、二百人を一哨と爲す、哨長一人、協哨二人を置く、四百人を一營と爲す、營官一人、參謀二人を置く、一千二百人を一陣と爲す、陣に偏將あり、二千四百人を一軍と爲す、軍に副將あり、偏將は定員なく、事に臨んで設く、小甲は各伍中より選ぶ、總甲も亦た小甲中より選ぶ、哨長は千百戸、義官中より選ぶ、副將は以て偏將を罰するを得、偏將は以て營官を罰するを得、營官は以て哨長を罰するを得、哨長は以て總甲を罰するを得、總甲は以て小甲を罰するを得、小甲は以て伍兵を罰するを得、務めて上下相維持し、身臂の指を使ふが如くならしむ、自然に舉動齊一ならしめ、衆を治むると、寡の如し、編選既に定り、伍毎とに一牌を給し、同伍の姓名を備列す、之を伍符と謂ふ、隊毎

とに各々兩牌を置き、字號を編立し、一は總甲に付し、一は本院に藏す、之を隊符と謂ふ、哨毎とに各々兩牌を置き、字號を編立し、一は哨長に付し、一は本院に藏す、之を哨符と謂ふ、營毎とに各々兩牌を置き、字號を編立し、一は營官に付し、一は本院に藏す、之を營符と謂ふ、凡そ征調に遇へば符を發し、號を比して行き、以て奸僞を防ぐ、其の諸の緝養訓練の方、旗鼓進退の節は務めて實用を濟して之を行ふ。

信賞必罰

又た上疏して賞罰を嚴正にして、人心を激勵せんことを請ふ、其の要に曰く、兵士陣に臨んで退縮する者は領兵官、即ち軍前に首を斬る、領兵官にして命を用ひざる者は總兵官、即ち軍前に首を斬る、其の擒斬功あらば尊卑を論せず、一體に陞賞す、賊徒を生擒せば論功行賞決して時を待たず、夫れ盜賊の日に滋きは招撫の甚だ濫なるに由る、招撫の甚だ濫なるは兵力の不足なるに由る、兵力の不足なるは賞罰の行はれざるに由る、乞ふ臣等に假すに令旗、令牌を以てし、便宜に事を行ふを得せしめ玉へ、斯くの如くして兵精しからず、賊滅せずんは重く臣等を罰せらるべしと、又た南靖、漳浦の地を割き、縣廳を大洋坡に建立し、又た巡簡司を添へ立て、協同鎮壓せんことを議す、先生の知己、兵部尙書王瓊は先生の

言を以て然りと爲し、之を上奏して俱に採用し、縣名を賜ふて清平縣と曰ひ、巡撫を改めて提督軍務と爲し、令旗令牌を給し、便宜事を處するを許し、仍て漳寇を平ぐるの勳功を論じて俸一級を加へらる。是れより先生倍々鎮撫の策を講じ、意の如く經略を施すを得たり。加之、先生は平和縣の廳を河頭に設け、河頭の巡檢司を枋頭に移さんことを請ふ。蓋し河頭は諸巢の咽喉と爲り、枋頭は河頭の辰齒なるを以てなり。又た鹽を運輸するの法を請ひ、又た南贛の商税を整理せんことを上疏す。教化も亦頗る普及し、民の善に赴く者日に多し。先生の文徳を先とし、武威を後にするの主旨は終始變せざる所なり。

横水の賊を平定す 横水地方の賊首謝志珊、王督府の方さに漳寇を討すと聞き、乃ち入つて戦具を修め、先づ南康府を破り、虚に乗じて湖廣省に入らんとす。時に湖廣巡撫都御史陳金、疏して湖廣、福建、廣東三省の兵を以て桶岡を挾攻せんことを請ふ。先生曰く、桶岡、横水、左溪の諸賊は三省を害す、其の患は同じと雖も、状態各異れり。湖廣省を論ずれば、則ち桶岡は腹心の疾と爲らん、今、江西省腹心の疾を去らずして湖廣と與もに桶岡を挾攻せんと欲せば、緩急の宜きを失ふ。湖廣

の兵は十一月朔を期して召集せん、今尙ほ十月に在り、横水の賊は湖廣兵、合討の説を聞かば、必ず我先づ桶岡を攻めんと謂はん。又た我兵の未だ集まらず、出師の期尙ほ遠きを見れば、必ず準備せず。若し其の不意に出で兵を進めて、疾く撃たば、以て志を得べし。已に横水の賊を破り、兵を桶岡に移さば、此れ破竹の勢なりと、先生横水を征するの時、涸頭の賊機に乗じて擾亂するを恐る。乃ち告諭一通を爲り、具さに利害を述べ、部下黄表を遣はして池仲容等を招撫せしめ、之に勸めて功を立て、自ら贖はしめ、且つ各、銀布を賜ひ、以て其心を安んせしむ。一時賊黨、論詞の懇誠なるを見て、感動せざるはなし。會長黄金巢等、黄表に隨ひ、各、部下を率ゐて降り、賊を殺し、功を立つるを願ふ。先生好言を以て慰撫し、其の精壯なる者五百人を選で兵と爲し、軍に従て征進せしむ。先生已に出師の期を定め、豫じめ哨隊道を分定し、密かに方略を授け、十路の軍馬、十月七日を以て各哨齊しく發す。

神機 都督院の兵士も亦た同時に發せしむ。號令出づと雖も、門中寂然として、騷擾を聞くことなし。先生は平生贛州の都督院に在りし時、閑暇には諸生と學を其の中に講じ、或は射を習ひ、以て常と爲せり。兵を出すの前一日、諸生と夜坐談論

す明旦に及びて諸生は院門に集り進見せんと欲す、門を守る者、辭して曰く、公は院に進み未だ幾くならずして即ち兵を領して城を出で去る、何くに往きしかを知らず、度るに此際行くこと二里餘なるべしと、其の神機測られざること此くの如し。

人を用ふるの妙

十月九日先生の兵、南康府に至る、人あり部下李正巖、劉

福泰は素と賊に通ずと言ふ、先生は二人を召し、至れば首状を以て之に示す、二人力めて有ることなしと辯す、先生曰く、若し之れあるも姑らく汝の罪を釋さんと、乃ち皆な幕下に留め、罪を戴きて功を立てしむ、晩に李正巖、劉福泰機密の事ありと言ひ、見んことを求む、先生召して密かに之を叩く、二人聲を齊うして曰く、桶岡を攻めんと欲せば必ず十八面地方を経べし、此れ乃ち第一險要の處、嶺峻く道狹し、官軍入ると能はず、今や木工張保といふ者あり、久しく蠻賊中に在り、凡そ柵寨を建立するは皆な其の手に出づ、又た地利を知る、此人を得るに非んば不可なりと、先生問ふ、張保は何くに在るか、二人曰く、天幸なるかな、張保は已に拘留されて轅門の外に在り、未だ招呼を奉せざれば敢て擅まゝに自ら引き入れざりきと、先

生即ち張保を引て直に後堂に至らしむ、先生曰く、聞く蠻賊の柵寨を建つるは皆な汝の手に出づと、汝の罪當に死すべし、張保連りに叩頭し、答て曰く、小人手藝を以て生活を爲し、誤て賊地に入り、一時生を貪り死を恐れて其の驅使を受く、實に已むを得ざるに出づと、先生曰く、我且らく汝を詰責せざらん、但し彼れ寨を立つるの處は必ず險要を選びしならん、汝は彼の中に在れば亦た必ず備さに之を知らん、細かに左右前後大小出入の道を陳ぶべし、賊破るゝの日は功に叙せんと、張保欣然として遂に筆を請て備さに賊寨の状況を陳ぶ、是に於て先生は三人を赦し、卻つて之に官を授く、是れ又た先生の人を活用するの妙術なり。

愈追撃す

十日兵進て南坪地方に至る、是より諸將縱横奮戦して賊巢を破

る、各嚮導回へり報じて言ふ、諸賊預しめ各山絶險に於て寨を立て退守の計を爲す、亦た并に未だ破れざる各巢の兵を聚る者ありと、諸將皆な曰く、桶岡を破るの期は十一月の朔に在り、日已に迫る、奈何せん、先生曰く、此の處、桶岡を去ると尙ほ十餘里、山路絶險なり、三日にして方さに達せん、若し此賊未だ掃ひ盡くす能はずして、兵を桶岡に移さば、前を瞻後を顧みて防備多くして力分る、計の得たる者

に非るなりと、適山を搜る者、一賊を擒にして至る、之を問へば乃ち是れ桶岡の賊の横水に至て状を探りし者、鍾景なり、先生曰く、吾が兵の向ふ所皆な克つ、桶岡を滅すこと只だ旦夕を待つのみ、汝若し肯て吾が麾下に留まりて用を効さば當さに汝の罪を赦すべしと、鍾景叩頭して降を願ふ、先生因て桶岡の地利を問ふ、鍾景之を言ふ甚だ詳かなり、兼て能く横水各巢の通路を識る、先生遂に其の縛を解き賜ふに酒食を以てし、幕下に留む、是に於て令を各營に傳へ皆な兵を分て奇隊正隊と爲し、一は其の前を攻め、一は其の後を襲ひ、霧を冒して疾く趨く諸將奮戦し、十三日にして各諸賊巢を破り、俘斬無數なり、謝志珊は桶岡に通れんと欲して邢珣に擒にせられて來る、先生即ち命じて、轅門に於て其の首を斬て之を梟せしむ、

巨賊平生の苦心 刑に臨て先生問ふて曰く、汝一介の小民、何ぞ衆を聚むること此くの如く多きを得しや、謝志珊曰く、此事も亦た容易に非ず、某平日世上に好男子あるを見ば、或は之を周ひ、其の徳に感ずるを待て、然る後に志望の實を吐て之を告ぐ、樂で従はざるはなし、我が部下に千斤の氣力を負ふ者、五十餘人ありしも、今俱に殺され、手を束て縛に就く、乃ち明天子の洪福なり、又た何ぞ尤めん

やと、因て瞑目して刑を受けぬ、先生他日此事を門人に述べて曰く、吾等學者が朋友の補益を求むるも亦た當に此くの如く注意周到なるべしと、

桶岡の賊を平定す、諸將は勝に乗じて桶岡を攻めんことを請ふ、先生諸將に謂つて曰く、桶岡は天險四塞す、其の出入の路は皆な棧梯を壑に架し、一入之を守らば千人過ぎ難し、唯だ上章の一路の稍平かなるも半月を費やすに非ずんば之れに達すべからず、奔馳の際、彼已に備ふるを知る、近地に移屯し兵を休め、威を養ひ諭すに禍福を以てするに若くはなし、彼れ吾が兵の勝を見れば必ず懼れて降服を請はん、彼れ若し遲疑せば當に進で之を襲ふべしと、乃ち部下李正巖、鍾景を遣はし、二十八日の夜に於て桶岡に往き、藍天鳳等を招き、若し果して降を願はば待つに不死を以てし、期を十一月一日と定めて、歎を和親の證送らしむ、蓋し文徳を修めて懐柔するに力め、妄りに兵を動かさざるなり、願れば涸頭の賊首池仲容は其弟仲寧、仲安と與もに亡命無頼の徒を集め、三洞を占領して之に住し、屢官軍を破る、漸次勢を増し兵を以て遠近の良民を脅かす、壯者は收めて部下と爲し、富者は金銀米穀を借り、抵抗する者あれば焚殺して遺すことなし、龍川の豪族

盧珂、鄭志高、陳英各衆千餘人を聚め郷村を有す、仲容之を招きて黨に入れんと欲す、盧珂等従はず、是に於て互に相仇して殺す、先生、嶺東の兵備官に檄文を傳へ、先づ盧珂等三家を招く、三家遂に約束を奉じ力を出して賊を勦さんことを願ふ、先生之を許して遂に彼等を其の郷村に留め、龍川の縣吏と與もに協同備禦せしむ、仲容深く之を恨む、黃金巢等の出で降るに及で衆賊俱もに官に降るの意あり、唯だ仲容のみ肯んせず、衆賊に謂つて曰く、我等の賊と作ること已に一年に非ず、官府の來招せしことも亦た一回に非ず、官府の言未だ憑信するに足らず、且つ黃金巢の官に至りて後ち果して他説なきを待ち我等は人をして出降せしむるも亦た未だ晚しと爲さずと、十月十二日官兵已に横水を破ると聞くに及で仲容始て惶懼の色あり、適、先生又た黃金巢等をして書を作て往て仲容を招かしむ、仲容乃ち其の黨高飛甲に謂つて曰く、官軍既に横水を破る、必ず勝に乗じ、直ちに桶岡を衝き又た我が涓頭に及ば、奈何せん、高飛甲曰く、前きに王督撫(先生を指す)は曾て人を遣はして招けり、且つ聞く、黃金巢等已に官府の採用を蒙ると、我黨も亦た一人を遣はして出降せしむるに若かず、一には則ち官軍の來攻を緩くし、二には則ち

其の虚實を窺ふべしと、仲容以て然りと爲し、乃ち其弟仲安を遣はし、老若二百餘人を率ゐて來て官府に投降し、衆を隨へ功を立てんことを願ふ、先生、仲安に謂て曰く、汝既に是れ眞に降を納れば本院は即日兵を桶岡の賊に加へん、汝は本院の兵を率ゐて上新地の屯劄に往くべし、桶岡の賊奔逸せば彼に到り心を用て斬殺し首級を持って來り獻せよ、便ち汝の功を賞せんと、上新地は是れ桶岡の西部にして涓頭を去ること甚だ遠し、先生故意に之に往かしめ、其をして歸り難からしむ、外に任用を示して以て其心を安んせしむ、此れは是れ先生の妙計なり、李正巖等は桶岡に至り、先づ督撫(先生也)の兵威を述べ後に招撫の期を述べ、藍天鳳大に喜びて招撫に就かんことを願ふ、方さに其黨を召して此事を議す、横水の賊、蕭貴模、逃れて桶岡に來て天鳳を見て曰く、謝志珊は險を守るを知らず、官軍をして潛かに内地に入らしめたり、是を以て潰敗せり、若し意を加へて防がば百萬の衆ありと雖も豈に能く飛び入らんや、我が地皆な絶險我が收むる所の横水の餘兵尙ほ千餘人あり、桶岡を助て守を爲すべし、奈何ぞ自ら甘んじて死地に就かんやと、驕暴惡むべきなり、先生諸將に令して進ましむ、三十日夜に乗じて各分地に至る、是

夜大に雨ふり翌朝雨猶ほ未だ止まず各軍雨を冒かして入る。天鳳官軍に歎を納れんとして正さに會議中に在り、又大雨を見て官兵の進み難きを料りて、防備を懈る。忽ち官兵大に進むを聞き驚て曰く、王公の兵を用ふる神の如しと、急に兵衆千人を收め、絶壁に據り水を隔て、陣と爲し、以て官軍を拒ぐ。官軍の諸將勇を鼓して進撃し、擒斬無數なり。蕭貴模を陣中に斬る。藍天鳳大に窮して崖より投じて死す。其の首を梟し以て獻す。是に於て桶岡の賊略、盡く、賊巢を破ること數十處。大賊數十名を擒斬し、從賊首級數千人、其他俘獲等甚だ多し。

天縱の武 時に湖廣省の軍營鎮臺は已に參將史春をして兵を統率して前み來らしむ、行て彬州に至り、先生の通報に接して桶岡の賊僕に平ぐるを知り、必ずしも復た遠涉を勞せず、史春大に驚て曰く、向きに湖廣、福建、廣東三省の合征を議し、一年にして尙ほ盡く殄す能はざるを恐れしに、今王都督の兵、朝に進で夕に平ぐ、烈風の秋葉を掃ふが如し、真に天縱の武なりと、十二月、先生凱旋す、師團、南康府に至る、百姓老を扶け幼を携へ、羅拜して言ふ、今日方さに枕に安んじて臥するを得たりと、經る所の州縣の民は各、先生の生祠を立て、遠郷の民は家堂に肖像を

掲げて物を供し、歲時尸祝す。

崇義縣を設く、先生謂へらく、横水桶岡の各賊寨は大猶、庾嶺の間に散在す、地方遠くして號令及ばすと、三縣の地を割き縣廳を建つること及び三處の巡司を増添し、關を設けて保障することを議す、疏上る悉く議を採用し、縣名を賜て崇義と曰ひ、江西省南安府に附し、勅を賜ふて先生を獎諭せらる。

三澗を征す、池仲容、一兵を動かさずして巨賊を誅す、十有三年

戊寅、先生四十七歲、贛州に在り、正月、三澗を征す、澗頭の賊池仲容等は桶岡の藍天鳳已に敗ると聞て愈、恐懼を加ふ、乃ち兵を分ち寨を守り、敵を拒ぐの計を爲す、先生先づ黄金巢等を諭し、密かに部下を遣はし、賊巢の左邊に出で、官軍の到るを俟て、即ち險に據りて賊を遏めしめ、再び盧珂、鄭志高等を諭して準備せしめ、然後に部下黃表を遣はし、澗頭に至り、各酋長を賞勞し、并に其の兵を分て寨を守るの故を詰る。池仲容は辯明すべき詞なく、乃ち詐りて曰く、龍川の盧珂、鄭志高素より我に仇怨あり、今、不時に兵を引て相攻む、若し一たび、兵備を撤去せば、彼等必ず襲撃せん、是れ某等密かに之が防禦を爲す所以なり、敢て官兵に抵抗するに非ずと、遂

に其黨鬼頭王を遣はし、黃表に隨て回報し其の投降の期を寛くせんことを請ひ、當に衆を悉くして出で降り偽號を改めて只だ新民と稱せんと曰ふ、先生陽はに其の言を信じて遂に人をして盧珂等の兵を擅はしまゝにして讎殺せるの實狀を察せしむ、先生鬼頭王に謂て曰く、盧珂等は本院已に檢察せるに狀情罪跡果して眞なるが如し、本院は當に大軍を遣はし往て討つべし、但、須らく道を洵頭に假かるべし、汝等既に降る、先づ我が爲めに木を伐り道を開き以て官軍を俟まちつべし、我れ不日征進せんと鬼頭王回へり報ず、池仲容且つ喜び且つ懼る、喜ぶ所は都督院先の盧珂等を噓いり其の術中に陥れること是れなり、懼るゝ所は其の道を洵頭に取りは是れ好意ならざること是れなり、池仲容復た鬼頭王を遣はして來謝せしめ、且つ建白して曰く、盧珂等は某當に力を盡くして防禦すべし、敢て官軍を動かすこと勿れと、時恰も盧珂、鄭志高、陳英親ちやうから都督院に至り狀を具し、其の事を辯明するに遇ふ、狀中備さに池仲容等の借號して官を設ること、今又た兵を集め遠近各巢の賊會そくを召し、授くるに總兵部督等の官を以てし準備して官軍に抵抗することとを述ぶ、先生大に怒て曰く、池仲容は己に自ら投降す、汝は讎怨を挾ささみ擅はまゝ、

に自ら殺さんとするか、罪已に死に當る又た此の無根の言を爲し、極に乗じて誣陷かくし前罪を掩おほはんと欲するも本院は實を知ること肺肝を見るが如し、池仲容は方さに其弟池仲安を遣はし兵を領し効しほを報じ、誠心歸附せり、豈に復た我に抵抗することあらんやと遂に盧珂の上申狀を裂さき、之を使者に托して出し、再び來て督院を騷擾そわうせば必ず汝を斬らんと曰ひ、却て心腹の參謀をして密かに盧珂等に向て説かして曰く、王督府は汝等の忠義を知る、適、來るに伴いり怒りしは洵頭の賊池仲容等を誘ふて自ら來降せしめんと欲するのみ、汝須らく是れ再び督府に至て告ぐべし、告ぐる時は汝は唯だ罰杖を受くること三十、繫留けいりゆう數旬のみにして方さに池仲容來降の計を遂げ得べしと、盧珂等は此の言に依て又た督院に來て辯明す、先生益、怒り喝かつして盧珂等を縛し首を斬り來り報せよと命ず、命下りしとき衆將俱に叩頭して先生を和慰す、先生の怒猶ほ未だ解けず、盧珂を責むること三十杖ならんとし、喝して吏に令す、池仲安等は幕下に在て盧珂等の自首辯解を聞て心に驚懼を懷きしも先生の兩度激怒を發せしを見るに及で然る後に大に喜び其の黨を率ゐて羅拜し争ふて、盧珂等の罪惡を訴ふ、先生曰く、本院已に審問明

白なり、汝は盧珂の悪事を開陳せよ、吾れ當さに盡く盧珂の家屬を收て斬に處し以て地方を安んずべしと、仲安益喜び信書を作り鬼頭王に付して其兄仲容に報告せり、盧珂等既に監獄に入る、先生又た心腹の部下をして盧珂等を巡閱せしめ、却て暗に督府の眞意を致さしむ、盧珂等感泣して曰く、都督王公は地方の爲めに害を除く、若し我を用ふるの時は肝腦地に塗ると雖も亦た恨む所なからんと、先生又た部下黄表を使はして池仲容を慰めて曰く、督府已に盧珂等讎殺の實情を知る、汝等は此を以て疑を懐くこと勿れと、仲容大に酒筵を設けて黄表を待遇す、黄表曰く、王督府の兵を用ふる神の如くして更に寛宏の大量を具へ、來者は拒まざるなり、故に黄金巢等は既に俱に官職を授けらる、汝等若し王督府の麾下に到らば吾れ當に請ふて重く任用すべしと、仲容拱手して曰く、全く足下の力に倚頼せんと、黄表は頻りに仲容に降を勧めしも遂に疑ふて都督府に行かず、十二月二十日先生の大軍の已に南嶺に還へり、各路の軍馬已に散す、先生乃ち都督の本院に歸り音楽を張り酒宴を設け大に將士を饗應し、城中に諭示して云く、

督府軍門示す、向來寇賊搶攘し、時に出で、劫掠す、官府一兵轉餉して地方を

騷擾し、民は生を聊んせず、今や南安府の賊巢盡く皆な掃蕩して涪頭の新民皆な又た誠心歸化す、地方此れより以て虞なかるべし、民久しく勞苦す、亦た宜しく暫らく休息して歡樂を爲すべし、此時和らぎ年豊かなるに乗じて民間に聽して華燈を張り音楽を奏し、以て一時太平の盛を彰すべしと、

先生又た池仲安を呼で前に至らしめて曰く、汝兄弟誠心歸化す、本院深く之を嘉みす、聞く盧珂は黨與最も衆しと、然りと雖も本身繋がる、其黨は怨を懷き或は汝を襲ひ殺さん不虞の事知るべからず、今、汝を放ちて暫らく涪頭に歸り汝の兄を補助して防守し、汝の兄に傳語し小心嚴備し懈弛して事を失ふとなからしむべしと、仲安叩頭感謝す、先生又た余恩をして仲安を護送せしめ、并に新曆を諸會に頒賜す、諸會大に喜び酒筵を盛にし款を設く、仲安又た督府の兵を散じ民を安んじ及び將校を遣歸するの意を述べて踴躍歡喜す、時に黄表は尙ほ寨内に留りて仲容と會飲す、仲容語て曰く、我等若し早く督府に遇はば正に歸すること久しと、黄表曰く、汝輩新民は禮を知らず、今や官府が汝等を安慰する所以は甚だ厚し、況や又た新曆を頒賜せらる、奈何ぞ安坐して之を受けん、禮を論じ當に親から往て

王督府に拜謝すべしと、余恩旁より勸めて曰く、此の言大に理あり、況んや盧珂等は日夜哀訴して汝の謀反の證據ありと説き、且つ曰く、官府若し仲容を召さば彼情の實を證すべしと、是れ豈に恐るべきの哀訴ならずやと、仲容曰く、若し督府召せば豈に行かざるの理あらんやと、黃表又曰く、今若し督府の召を待たずして先づ往て拜謝し、須らく盧珂等の罪惡を訴ふべし、官府益、必ず汝の他心なきを信せん、盧珂等の罪惡極れり、之を殺すこと必せりと、親信する所の賊會も亦た中より力めて行くことを勸む、仲容以て然りと爲し、乃ち其の衆に謂つて曰く、若し伸を欲せば先づ屈を用ふべきなり、今吾れ暫く屈して後ち大に伸びん、且つ王督府の技倆も亦た須らく親から往て看破すべきなりと、遂に計を定め部下の勇者并に親信する所の者、九十三人を選び、親ら來て先生を見る、仲寧、仲安は本寨に留まり、余恩等先づ馳て歸て之を先生に報す、仲容等は贛州に到り一行の人數を留むるの場を營み、單に親信數人を引き督院に進で先生に參謁す、先生好言を用て撫慰し、其の人數を問ふ、仲容曰く、從者は九十餘人に過ぎずと、先生曰く、既に是れ九十

餘人必ず須らく寛大の方法を撰で安慰すべし、部下に問ふて曰く、何れの處か最も寛廣なりや、曰く、唯だ祥符寺適當なるべしと、先生曰く、直ちに祥符寺に至て居住せしめよと、又た曰く、衆人は今何れの處に在るか、中軍官、仲容が口を開くを待たずして便ち白して曰く、衆人は現に營場に屯すと、先生僞て色を變じて曰く、汝等は皆な我新民なり、來て我を見ずして場を營む、心に本院を疑ふかと、仲容惶恐して曰く、空地に就て休息し、閣下の命を待つ、豈に他意あらんやと、先生曰く、本院今日汝等と洗雪して良民と爲す、容易の事にあらず、汝等は過を悔い自ら新にするを上告す、本院も亦た汝等を扶持する處あるべしと、仲容拜謝して出で祥符寺に至て寓す、先生極て之を優待す、仲容等喜悅望外に出づ、時に閏十二月二十三日なり、參隨等日に衆賊を導て市街を遊行し、各營の官軍、果然散じて歸宅するを見て市街上に燈を張り、戲を設け、宴飲嬉遊、信に以て督府は復た兵を用ひずと爲し、又た密かに獄卒に賂ふて私に往て盧珂等の動靜を窺ふに果して械繫甚だ固し、獄卒又た官府已に命を下して盧珂の家屬を捕縛し、一同究問せられ、不日斬を取らんと曰ふ、仲容大に喜で曰く、吾事今日始て萬全を得たりと、五日を過て仲容等

將に辭し歸らんとす、先生曰く、此の處より涓頭に至る八九日を費す、即今往て家に到り年を越すこと能はず、新春復た來ることを得ず、賀節に跋渉多し、誠に惜むべし、況や、贛州今歳華燈頗る盛んなり、此に在るも亦た寂寥たらず何ぞ正月を以て歸郷を計らざると、賊中の少年、喜で華燈を觀て日々娼家に遊ぶを得、督府の參隨も復た銀錢を彼等に貸す、諸賊皆な欣然として歸るを忘る、元旦に至り、入て賀し禮を行ふ、午後仲容復た入て拜辭して歸郷せんとす、先生曰く、汝は正に謁し尙ほ未だ感賞せざるに、奈何ぞ即ち去るや、二日本院尙ほ未だ暇を得ず、三日當に汝等を慰勞せんと、翌日有司をして酒を祥符寺に送らしむ、參隨官は妓女を携て陪侍す、衆賊歡飲して日を終ふ、預じめ轅門に掲示して曰く、涓頭の新民、池仲容等、次日齊しく軍門に赴き賞を領し、三たび叩頭して即ち出で、齊く兵備道に赴て拜謝すべしと、衆賊歡喜せざるはなし、是夜、先生密かに守備官鄭文に諭示し、令して老練の甲士六百人を發し、分て二十隊と爲し、射圃に伏し、本院の賊首を犒賞するを俟ち、五名毎に一班とし、鼓吹して院門を送り出し、射圃を過ぐれば、則ち甲士の一隊を以て擒にして之を殺すべしと、先生又た龍光を召して命すらく、汝は甲士一

隊を引て衙門の公役に粧ひ、各、利刀を藏くして大門の下に立ち、若し賊黨中に強力にして制し難き者あらば、汝部下の甲士をして相助けしめ、若し事を終らば、汝遙かに我に示して我が心を安んせしめよ、若し他變あらば趨り入て我に報せよと、又た有司に命じ預じめ賞品を備へ、督院内の諸將、常例に隨て列を爲さしむ、亦た密かに中軍官に諭示して本院の號令を待て諸事一齊に手を下さしむ、各官俱に集り、池仲容九十三人を引て督院の前に來り賞物を見て預じめ先づ歡喜す、池仲容等の門に入て禮を爲すとき、先生大に衆賊を賞し、後ち咄嗟池仲容等を誅戮せり、先生計を用て聲色を動かさず、能く積年の豪賊を剪除す、滿城の官民、快と稱せざるはなく、慰勞に備へし物品、一毫も失はず、即ち轉用して有功の甲士を賞し、獄中の盧珂、鄭志高、陳英を出して厚く賞賜を加ふ、時已に午を過ぎ、先生堂を退き忽ち昏倒して地に在り、左右扶け起こせしも、嘔吐止まず、衆官俱に私宅に至て安否を問ふ、先生曰く、連日積勞の致す所、他病に非るなりと、幸に薄粥を食ひ稍、靜坐すること片時、安然故の如し、

破山中賊、易破心中賊、難、

此時薛侃に與ふる書に曰く、即日已に龍南に

抵り明日賊巢に入る、四路の兵皆な期の如く並び進む、賊は必ず破るゝの形勢あり、予向きに横水に在りて嘗て書を楊仕徳に寄せて云ふ、山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難し、區々が鼠竊(賊少)を剽除する何ぞ異と爲すに足らん、若し諸賢、心腸の寇を掃蕩し、以て廓清平定の功を收めば此れ誠に大丈夫不世出の偉績なり、數日來諒とに已に必勝の策を得て捷を奏すること期あり、何の喜か之に如かん、梁日孚は美質あり、誠に共に學ぶべし、解中の事は尙謙(薛佩)を累はす、想ふに煩瑣を厭はざるべし、小兒正憲猶ほ時に督責を賜ふを望む(楊仕徳薛尙謙に)と、蓋し時に尙謙に倚囑して正憲の師と爲し、兼て托するに衙中(所役)の政事を以てせしなり、故に以上の如く云へり。

殘賊征討

十有三年戊寅先生四十七歲、贛州に在り、正月三泐の餘賊を征す、先生檄を發して各路の兵を促がし、正月七日を期して三泐に於て相會し、一同賊巢を破らんとす、先生自ら部下の兵を率ゐて直に下泐の大巢を搗く、是れより先き巢中の諸賊池仲容の書信を得たり、書中に曰く、贛州の兵俱に已に散歸す、都督府之を待つこと甚だ厚し、不日盧珂等を誅すべしと、各巢の人人以て真と爲し、各

自安居して準備を爲さず、初め官兵四路並び進むと聞き、仲容の書信到るなきを怪み、尙ほ以て然りと爲さず、實を聞くに及ぶころ、官兵已に進み賊巢を去ること甚だ近し、一時驚惶して措どころを失ひ、乃ち其の精銳を悉くし、險阻に據り、伏兵を設け、勢を并せて敵を防ぐ、官軍は三處に聚て陣を爲す、三路の軍馬同時に進撃し、呼聲天地に震ひ、賊大に奔潰す、官軍勝に乗じて北ぐるを逐ふ、三泐の大巢俱に守る能はず、官軍各自勇を奮て功を立て、連戰連勝向ふ所前なし、池仲寧、池仲安、高飛甲等の大賊黨殆ど盡く、唯だ張仲全等二百餘人、呼號痛哭して哀を請ふ、先生部下を遣はして往て之を驗せしむ、果然俱に是れ老弱且つ賊に従ふことも久からざる者にして、其情憐むべきものあり、乃ち其衆を撫順して良民と爲す、先生兵を用ふることに正月七日に起り、三月八日に至る、通計兩月にして賊巢を破ること三十八處、大賊首を斬ること二十九名、次賊首三十八名、從賊首二千餘名、俘獲八百九十名、其他獲收せる金銀器物甚だ多し、是に於て地理の狀勢を視察し、縣廳を立て、兵を留め、防守せしめて歸れり。

戦後の經營

是れより先き、二月、奏して小溪驛を移す、蓋し小溪驛は舊南康

府南安府の中央に當る、前年大庾山下の里民賊の讎殺を懼れて自ら城を築て防衛と爲さんことを願ふ、是年二月に至て奏して驛を其中に移せり、三月上疏して致仕を乞ひしも允されず、蓋し病を以て退職せんと欲せしなり、先生諸賊を討平する已に多く、武功顯はれざるに非れども猶ほ未だ大手腕を試みるの機に會せざるなり。

結論 先生の學說漸く世に弘まり、武功も亦た茲に成れり、武功は直接に學說に影響せずと雖も赫々たる勳勞は又た能く先生の勢威を高かめ一言一行をして自ら世に重きを爲すもの少からず、是れ武功の間接に文教宣揚を助くる所なり、況んや此間に於て苦辛經營せし所は皆な其の平素の修養に基けるものなるをや、且つ其の發明せし所の十家牌法、隊伍法、保甲法の如きは皆な一時の計に出で、能く後世の法と爲れるものなり、論俗四條、招賊諸書、戦後の經營の如き皆な先生の主義を發表するもの、宜しく熟思すべし。

第七篇 第二講學時期

本篇に述ぶる所は四十七歳四月より四十八歳五月に至る約一年間に於ける先の講學事蹟なり、此の間僅かに一年に過ぎざれども其の論説は陽明學上頗る重要なるものなり、何となれば古本大學傳習錄は陽明學の證典と爲り、朱子晚年定論は論難の焦點と爲ればなり、但し以上三書の説が此の一年間のみに起れるには非れども、此の間に發表せしは其の時機の熟せるものと見るべし。

正徳十三年四月師を班し學校を立つ、先生謂へらく、民風善からざるは教化未だ明かならざるに由る、今幸に盜賊稍平ぎ、民の困厄漸く息む、一般に風を移し俗を易ふるの事は未だ盡く擧ぐると能はずと雖も、姑且く其の淺近行ひ易き者に就て開導せば訓誨即ち行はれんと、告諭して南贛に屬する所の各縣の父老子弟をして、互に相戒告勉勵せしむ、學校を立て教師を延きて子弟を教へ、詩を歌ひ禮を習はしむ、街衢に出入するに、官長至れば俱に拱立して敬を爲す、先生或時は之を賞讚訓誘す、之を久うして市民も亦た冠服禮法を知り、朝夕に歌聲隘巷に達し、雍々然として漸く禮讓の風俗を成せり、五月和平縣を設けんとを奏す、六月都察院右副都御史に陞り、先生の一子を錦衣衛に廕せし百戸を襲がせらる、辭免し

たれども允されず。

古本大學

先生が賊壘を出入せしときは未だ寧居講授に暇あらざりしも、門人薛侃、歐陽德、梁焯、何廷仁、黃弘綱、薛俊、楊驥、郭治、周仲等二十餘人皆な集會講讀して散せず。

先生是に至りて凱旋して兵士を休め、始て意を學友同志に專にするを得て、日夜大學の本旨を攻究し、以て道に入るの方針を指示す。先生往年龍場に在りし時、朱子の大學章句は少く聖門の本旨に合せざる所あるを疑ひ、手づから古本大學を録して伏讀精思し、始て聖人の學は本と簡易明白にして大學は唯だ一篇と爲して原と經傳の別なく、誠意を以て主と爲し、之を以て致知格物の功と爲す、故に必ずしも一の敬の字を増さず、良知を以て至善の本體を指示す、故に必ずしも見聞を假らざることを悟れり、是に至て古本大學を刻し之が序を作り、又た古本大學旁釋を爲り以て普ねく世に示す、我邦に傳はる所の古本大學は京都府廳の藏板と爲れるあり、他にも亦た數種の板あり。

朱子晚年定論

又た朱子晚年定論を刻す、先生の序略に曰く、昔し貴州龍場

に謫官して夷に居り困に處し、心を動し性を忍ぶの餘り、恍乎として悟るあるが若し、之を六經(易詩書春秋禮樂)四子(四書)に證するに洞然として復た疑ふべきなし、獨り朱子の説に於て相抵牾するあり、恒に心に疾む、切に朱子の賢にして豈に其れ此に於て尙ほ未だ察せざるありしかを疑へり、留都に官するに及で復た朱子の書を取て之を檢求し、然後に其の晚歲固より已に大に舊説の非を悟て痛く悔い極め、艾て以て自ら誑き人を誑くの罪勝て贖ふべからずとするを知れり、世の傳ふる所の集注(四書集注)或問(孟子或問等)の類は乃ち其の中年未定の説なり、自ら咎めて以爲へらく舊本の誤は改正せんことを思ふも未だ及ばずと、其の諸種語類の屬は又た其門人が勝心を挾さみ以て己が偏見を附する者にして固より朱子平日の説に於て猶ほ大に相繆戾する者あり、而も世の學者は見聞に局して此を持循講習するに過ぎず、其の悟りて後の論に於ける槩乎として、其れ未だ聞くことあらざれば、則ち亦た何ぞ予が言の信せられずして朱子の心以て自ら後世に暴はるゝことなきを怪まんや、予既に自ら説の朱子に繆らざるを幸とし、又た朱子の先づ我が心の同然(義理の眞)を得たるを喜び、且つ世の學者徒に朱

子中年未定の説を守て復た其の晩歲既に悟るの論を求むるを知らず、競ふて相
 嗽々し以て正學を亂り自ら其の已に異端に入るを知らざるを慨き、輒ち採録し
 て之を集め、私かに以て同志に示す、庶幾くば吾説に疑なくして聖學の明かなる
 こと冀ふべし」と、以て先生の編纂の意見を伺ふべきなり、又た安之に與ふる書に
 曰く、留都の時、偶、饒舌に因て遂に多口(誹毀)を致し、予を攻る者四面を環る、朱子晚
 年悔悟の説を取り集て定論と爲し、聊か藉て以て紛議を解きしのみ、門人輩近ご
 ろ之を雲都に刻す、予初め之を聞て甚だ喜ばず、然かも士夫之を見て乃ち往々遂
 に開發する者あり、無意の中に此の一助を得て亦た頗る頰舌の勞を省く、近年程
 篁墩諸公嘗て道は一なり等の編あり、見る者先づ黨同伐異の念を懐く、故に入る
 こと能はず、反つて激して怒るのみ、今但だ朱子の自ら言ひし所の者を取て之を
 表彰して一辭を加へず、編頗の心ある者と雖も將に其の怒を施す所なからんと
 す、志の向ふ者あらば一たび出して之を指示すべし」と、是れ晚年定論を上梓せし
 當時の態度なり、案するに朱子晚年定論は明儒羅整庵之を難じ、清儒陸隴其、陸世
 儀等口を極て之を駁撃せり、然れども先生が晚年定論を編纂せしは朱子の學説

中、大體簡約にして主心的なる部分を取りし者にして、必ずしも何歳よりを中年
 とし、何歳よりを晩年と限れるにあらず、故に考證的に年月を以て先生を責る者
 は先生の眞意を知れる者にあらず、然れば、固より逐一之を辨明するの要なきな
 り、朱子晚年定論は今の傳習錄下卷の末に在り、

傳習錄上卷成る

八月門人薛侃傳習錄を上梓す、今の傳習錄上卷特に所

謂徐愛錄を云ふなり、蓋し先生の妹婿徐愛は先生に親炙すること特に長く、道を
 聞くことも亦た早し、徐愛は南京兵部郎中たりしとき病を以て職を去り郷に歸
 りて、陸澄と謀り田を耕し以て先生を俟てり、年纔かに三十一にして卒す、徐愛の
 先生に於けるは恰も顔回の孔子に於けるが如く、不幸短命なりしも、亦た寔に顔
 回に似たり、先生其の訃音を聞て大に慟哭し、其後ち徐愛の事を語る毎に之を悲
 傷せり、薛侃は徐愛が先生と問答筆記せし所の傳習錄一卷と序二篇とを得て、陸
 澄と各自一卷を録して之を虔州に出版す、先生の教旨漸く世に普及し四方より
 教を請ふ者益、輻輳す、初め射圃の館舎に寓居せしめしが、狹隘を告ぐるに至りて、
 乃ち濂溪書院を修繕して之に寓居せしむ、此時江西省の名士、鄒守益等も亦た贊

を執りて門人と爲れり、

慰勞宴

先生既に巨賊征討の大捷を奏聞して身心稍安靜なるを得たり、或日一大酒筵を張りて諸生を慰勞し、且つ曰く、此を以て諸君に報ゆと、諸生懼然として懼れて其の故を問ふ、先生曰く、始め吾れ都察院の執務堂に登り賞罰を施すことある毎に敢て意を肆まゝにせず、心中常に諸君に愧るあらんことを恐る、頃日諸君と相對し之を久うして此より前の賞罰猶ほ未だ當を得ざりしことあるを覺りて悔恨なき能はず、是に於て愈、其の過を求めて以て之を改めんことを思ひ、直ちに執務堂に登り賞罰の事を行ひて各事に當を得て諸君と相對する時に至りて、些少も増減するの必要なくして方さに始て我が心安し、此れ即ち一段の進歩にして諸君切磋の補助に由るなり、固より必ずしも事々に口齒を煩はすを爲さざるなりと、諸生斯言を聞き愈、反省して各畏れたり、蓋し先生自ら實歷する所を説て諸生を奮勵せしめしなり、

三教同異論

先生嘗て三教の同異を論じて曰く、仙家は虚に説き到る、我が聖人も豈に虚の上に於て一毫の實を加へんや、佛家は無に説き到る、我が

豈に能く無の上に於て一毫の有を加へんや、但だ仙家の虚を説くは恬澹養生の主旨より來り、佛家の無を説くは生死苦海を出離するの主旨より漸く進で空寂の本體上に來るも、仙佛二氏は共に未だ些子の故意を加ふるを免かれず、吾が良知の虚は便ち是れ天の太虚、良知の無は便ち是れ太虚の無形なり、日月風雷、山川民物等凡そ象貌形色あるは皆な太虚無形中に在りて發用流行し未だ嘗て天の障礙と爲らず、聖人の行動は只だ其の良知の發用に順ふのみ、天地萬物の理は皆な我が心に在り、仙佛二氏は此理を知らず故に未だ可ならざる所あるなりと以て先生が三教に就きての意見を知るべし、

郷約保甲法

十月郷約を擧ぐ、先生大征より歸りて後ち以爲へらく人民は既に面を格すと雖も未だ心を格さずと、及ち郷民の教約を立て、父老子弟に告諭して相警戒せしむ、其辭に曰く、近ごろ頑卒亂を唱へて遠邇を震驚す、父老子弟甚だ憂苦騒動す、彼れ冥頑無知、天命に逆ひ人倫に叛き、自ら誅戮を求むる者、深く之を思ふに實に憫悼するに足る、然れども亦た豈に獨り冥頑者の罪のみならんや、有司之を撫養するに缺ぐる所あり、之を訓導するに方なければなり、是れ又た均

しく責あり然りと雖も父老が平日に唱率飭勵する所以も寧ろ亦た未だ至らざる所あるか、今亂を唱へし巨魁は皆な擒滅に就き脅かされて従ひし無辜の民は悉く已に寛宥し、地方既に寧靜なりと雖も、然かも今を創し後を圖り、父老が其の子弟を教約する所以は此より以て豫じめ爲さざるべからず、故に今特に保甲の法、農兵組織の一法を爲し以て相警戒聯屬せしむ、父老は其の子弟を率る慎で之を行ひ務めて汝の隣里を和らげ、汝の親族を齊へ、徳義相勸め、過失相規し、禮讓の風を敦くし、醇厚の俗を成すべしと、先生の政治主義之に徴して略、知るべきなり、先生の保甲法は後世一冊子として傳はれりと聞けども、余は未だ之を見るを得ず、十有一月再び鹽を疏通輸送する方法を行はんことを請ふ、蓋し南贛地方の爲に廣(地方)の鹽を得んことを計りしなり、故に上疏中に臣竊に以爲へらく宜しく廣の塩を開き復し、著はして定例と爲すべしと曰へり、朝廷之に従ひ今に至て人民其の利を受くと云ふ、

正徳十四年、先生四十八歳、江西に在り、正月上疏して陞、廩の恩遇を謝す、蓋し三荆九連山の軍功を以て先生の官を陞し、其の子を錦衣衛に廩し、世襲千戸を副ふ、上

疏して辭免す、謂へらく、廩子は實に常典にあらず、私心終に未だ安からざるあり、疾病已に纏ひ報功を圖るに日なしと、上疏入りしも允されず、尋て上疏して致仕を乞ふ、蓋し祖母岑氏の疾危篤なるを以てなり、復た遂に允されず、

結論 古本大學及び傳習録は極て得易き書なれば、須らく之を求めて熟讀せらるべし、朱子晚年定論は吾人今日に於て陽明學を講究せんとするには必要なるものには非ず、若し便もあらば一讀するも可ならん、先生の三教同異論は以て其の三教に就きての達觀を窺ふべく、郷約は以て其の道德的政治主義の端緒を見るべし、先生の施政の方針が常に文徳を重んじて武力を避けんとするに在りしことは何人も容易に認め得る所なるべし、

第八篇 第二靖亂時期

本篇に述ぶる所は四十八歳六月より四十九歳十二月に至る約二年間に於ける先生の言動事功なり、此間の先生は宸濠の反亂、奸黨の讒問等種々の艱難に處して能く一生中最大の功勳を建てたり、先生の言動は一として吾人の鏡鑑たらざ

るは無けれども未だ此の時期の如く壯快にして有益なるものあらざるなり。正徳十四年六月福州の三衛の軍人進貴等衆を脅かして叛を謀る、先生勅命を奉じ往て鎮定せんとし、六月九日を以て行を啓く、十五日豊城縣に至る、知縣顧倬迎て寧王宸濠反すと告ぐ、先生遂に舟を返へし吉安府に至て義兵を起す、十九日疏して變を上つる、御史克嗣の飛報朝廷に達せし時、先生の知己、兵部尙書王瓊獨り曰く、王守仁の在るあり、寧王必ず擒に就かんと、請ふ是れより宸濠征討の顛末を詳述せん。

宸濠の權勢 抑も江西省南昌府寧藩は明室の皇族にして南方に雄視し世異志を蓄へ宸濠に至て奸惡尤も甚しく遂に叛するに至れり、宸濠性聰慧、詩史に通じ善く歌詞を爲す、然れども輕佻にして威儀なし、常に兵を喜び利を嗜む、既に王位を襲ぎて愈益驕横なり、道士李自然其の天子の骨相ありと諛ふるに及びて漸く異志を懷く、金を都下に致して先づ交りを内侍李廣に結び、正徳の初年又た交りを劉瑾等に結ぶ、瑾の黨力めて之が延譽を爲す、寧王又た都下の諸生を買収して己が孝行を列舉せしむ、朝廷璽書を賜ふて寧王を褒獎す、又た寧藩の府城の

基礎を廣めんことを謀り、故意に近傍に火を放ち延焼せしめ陽はに其の燼滅を救はんとして實は其の屋房を毀ち、然る後に價を抑へて以て其の地を買ひ、又た庄屋敷地を趙家園の地方に置き民業を侵かす、民爲めに堪ふる能はず、租税を收むるの時は毎に寨を立て衆を聚め相守りて民を怖れしむ、又た大盜吳十三、凌十一、閔廿四等を養ひ鄱陽湖中に於て客商の貨物を劫掠し預じめ軍資を蓄ふ、又た意を注ぎて遠近の權勢富豪の士に交はり、又た各處に名士を訪ひ求め、聘して門客と爲す、安福縣の舉人劉養正(字は子吉、幼にして神童の稱あり)進士の試験に赴かず、隱士の服を製して之を着け、詩文を以て自ら高ぶる、三司撫按官吏其門に遊び謁を得るを以て榮と爲す、宸濠厚幣を以て招致し、歲時餽問絶えず、遂に與もに親しむ、李士實は翰林官より侍中に至りて致仕す、宸濠と與もに婚姻の親家と爲る、士實頗る權術あり、諸葛孔明を以て自ら比す、濠用て謀主と爲す、又た承奉官劉吉、道士李自然、徐卿等黨與甚だ衆し、武宗皇帝子なきに因て濠其子二哥(次男)を以て皇嗣と爲さんと謀る、朱寧、臧賢諸宦者と力めて其の事に任ず、朝中六部九卿、科道官員亦た多く之が左右と爲る、其の事の重大なるに因り未だ敢て言を發せず、

李士實は濠が爲めに謀を兵部尙書陸完に通じ、請て復び寧府の護衛兵を置く、又た一面には、南京の鎮守太監畢眞をして南邊の官員等に寧王の孝行を唱へ舉げしむ、陸完吏部尙書に轉するに及で王瓊代りて兵部尙書と爲る、王瓊濠の必ず反するを知り、陸完に謂つて曰く、祖宗が寧府の護衛兵を改革せしは藩王不軌の謀を防ぐ所以なり、是れ正さに彼を保全する處なり、今や寧王再三護衛兵を回復せんことを要求す、知らず彼れ兵馬を要求して何事に用ひんとするや、異日恐らくは彼の變ありて必ず累を貴公に及ぼさんと、陸完大に悔い書を濠に與へて其の自ら己れが意を以て護衛兵を撤去せしめんことを欲す、濠從はず、却て護衛兵に名を借りて公然勇健の士を募り、朝夕府中に在りて鎗を使ひ棒を弄して調練す、兇暴既に斯くの如し、

宸濠の舉動を探る、先生、濠の反謀を聞き、乃ち其の賀節の禮に因て門人冀元亨をして往て拜謝せしむ、元亨字は惟乾人と爲り極て忠信なり、先生之を聘して其の長子正憲の師と爲す、故に特に之を遣はし、寧王の舉動を探り聽かしむ、宸濠素と交りを先生に結ぶの意あり、元亨が先生の門人なりと聞き、甚だ厚禮を

加へ漸く秘密事件に及ぼさんとす、元亨伴はつて知らざるが如くし、與もに致知格物の學を談じ以て寧王を開導し、其の不正の心を止めんと欲す、濠大に笑て曰く、人の痴なる乃ち此に至るか、と立どころに拒絶す、元亨潁州に歸りて之を先生に述ぶ、先生曰く、汝の禍此に在り、汝此所に留まらば寧王の怨毒必ず我に及ばんと、遂に人をして之れを衛りて家に歸らしむ、寧府の吏閻順、陳宣、劉良は濠が爲す所の不法を見て、私かに京都に詣りて之を訴ふ、濠の心腹朱寧、陸完與もに其の事を隠くし、人をして濠に報せしむ、濠即ち承奉官周儀の使はす所なりと疑ひ、強盜に假裝して盡く儀の家族を殺す、又た典仗官查武等數百人を殺し復た遍く京師の權臣を賂ひ、閻順等を殺さんことを求む、順等遠方に遁れて乃ち免かる、是に於て逆謀益々急なり、

賢妃婁氏 寧王の妃婁氏素と賢徳あり、大哥、三哥、四哥、長男三男、四男の三子を生む、寧王最も之れを敬重す、婁妃宸濠の不軌の志あるを察し、乃ち飲宴中に於て歌姫をして歌に託して之を諷諫せしむ、宸濠此の詞を聽きて悦ばず、婁妃問ふて曰く、殿下酒に對して樂まざるは何ぞや、濠曰く、我が心事は汝女流の知る所に

非すと、婁妃笑て曰く、殿下貴きこと親王と爲り、錦衣玉食、快樂常例に非ず、若し理に循ひ法を奉せば、永く國家の保障と爲り、世々富貴を失はず、此の外更に何の心事かあらんと、濠曰く、汝但だ小快樂の味を知るのみ、豈に大快樂の味あるを知らんやと、婁妃の曰く、願くば大快樂小快樂の別を聞かんと、濠曰く、大快樂は身萬乗の尊に登り、治は天下に臨み、玉食萬種なり、吾れ今、位は藩王に過ぎず、治は數郡に過ぎず、此れ小快樂に過ぎざるのみ、豈に吾が願を滿たすに足らんや、婁妃曰く、殿下の所見大に差へり、天子は萬機を總攬す、晏く眠り早く起き、心を勞し思を焦す、内は百姓の所を失ふを憂へ、外は四夷の未だ服せざるを愁ふ、藩王に至ては衣冠宮室、車馬儀仗、天子に亞ぎて豊富の奉ありて、政治の責任なし、是れ殿下の樂、天子に過ぐるなり、殿下は藩鎮の封を受け、更に分外の樂を希ふ、竊かに恐る志望大にして、謀畧疎なるを、福を求めて禍を得ば、其時之れを悔ゆるも、晚からんと、濠勃然として色を變じ、杯を地に擲ちて起つ、婁妃復た其弟、婁伯將を戒しめ、王に従ふて反逆を爲す勿れと曰ふ、伯將も亦た聽かず、宸濠陽春書院を造り、離宮と僭號し、鴆酒を用ひて巡撫王哲を毒殺す、守臣悚懼せざるはなし、有司の已に參謁する者に

諷して俱に朝服を用ひしむ、各官其の勢焰に懼れて亦た多く其の意に従ふ、時に鄱陽湖中屢、劫盜あり、官吏は盡く是れ寧王の竊かに養へる所なるを知れども、聲を吞んで訴ふる者なし、婁妃屢、諫むれども聽かず、兵部尙書王瓊預じめ寧王の變あらんことを憂ひ、各地の撫臣を督責し、兵を訓練して修復準備す、又た承奉官、周儀等の横死を以て江西省の撫官を責め、嚴に盜賊を捕ふ、南昌府、盜賊の一群を得たり、内に凌十一あり、凌十一は寧王の親信の人たるを認め得て、巡撫孫燧密かに之を王瓊に報ず、而かも宸濠は凌十一の黨を獄中より強劫して以て去らしめ、叛謀益、急なり、八月郷試の時、百官多く試験場に赴むくの後を待て、兵を擧げんことを約す、王瓊、凌十一の劫去せらるゝを聞き、怒て曰く、此の賊は正さに寧府の叛證と爲るもの、如何ぞ彼の劫去を許さんやと、有司に令して急に之を捕へしむ、濠事の洩れんことを恐れ、復た南昌府の諸生を諷して己れが賢德孝行を頌しめ、撫按官に迫り奏請文を具して、凌十一を赦さしむ、按察副使許達、巡撫孫燧に勸めて兵を發し、寧府を圍み、劫盜を搜り、若し一二人を捕へば、謀叛の事情を究問し、朝旨を請ふて、迫奪せば、其の叛亂の患を養成するを免れ得べしと曰ふ、燧猶豫して決せ

す、却つて濠の督促を被むる、孫燧已むを得ず、衆に従ひ名を署し、乃ち別に濠が不法の事を上奏す、濠も亦た孫燧の此密奏に及ばんことを慮り、預め心腹の勇者を北京の一路に伏せ以て盡く、江西省の奏章を劫奪せしむ、之が爲めに燧が七回の奏章は都て裂き棄てられて上聞するを得ず、唯だ寧王の孝行を保舉するの表章の達するあるのみ、時に江彬新たに寵幸を得、平虜伯に封せらる、太監張忠は朱寧と隙あり、遂に江彬に結託し、毎に寧王の事を發き以て朱寧を傾けんと欲せしも未だ其の機會を得ざりしが、寧王の保舉表至るに及びて、武宗張忠に問て曰く、保官は好く他の官職を降す、親王の意を保んずるに何を爲さんと欲するか、張忠對て曰く、王以上更らに進歩すべきなし、其の深意未だ測るべからずと、蓋し謀叛を諷するなり、御史蕭淮遂に直ちに寧王并に李士實、畢真等を詰問す、給事中徐之鸞、御史沈灼等連りに寧王の反状を上奏す、皇帝、親姻を念ふの情厚くして直ちに兵を加ふるに忍びず、駙馬都尉崔元、都御史顏願壽及び太監賴義を遣はし、往き諭して寧王の護衛兵を撤去せしめんとす、寧府心腹の林華、今や詔使ありて寧藩に至らんとするを聞くに及びて遂に駿馬に乗り晝夜奔馳す、路程、纔に十八日便ち寧

藩に至る、其の日は乃ち是れ六月十三日正さに宸濠の誕辰なり、諸有司入て拜賀す、濠酒宴を張りて款待す、林華伺候し、席の散するに至て方さに纔かに勅使來臨の事を上聞す、濠、李士實、劉養正等に謂つて曰く、今詔使遠くより來る此の事疑ふべし、恐らくは勅使先づ到らば便ち大事を成し難し、今當さに如何すべき、養正曰く、事急なり、明旦諸有司入て賀酒を謝せん、便ち兵威を以て諸有司を脅かすべし、士實曰く、須らく是れ太后の密旨と傳ふべし、此くの如くせば方さに好く障礙を停め得んと、時に閏廿四、凌十一、吳十三等亦た賀壽を以て畢く集る、夜密旨を傳へて各、兵を戒めて伺候せしむ、旦に及びて諸有司入て謝す、禮畢り濠出て露臺の上立ち、詐つて衆に言つて曰く、昔し孝宗皇帝、太監李廣の爲に誤られ、民間の子を養ふ、今上は即ち正統の天子にあらずと云ふ、我が祖宗の血食せざる者、今に十有四年、今や太后密旨あり、寡人に命じて兵を發し、今上の罪を討ち、共に大義を伸べしむ、汝等知るや否やと、

二烈士 是時巡撫孫燧身を挺んで出で、曰く、既に然かく太后の密旨あらば請ふ出だせ、吾れ之を觀んと、濠大聲して曰く、必ず、多言せざれ、我今南京に往か

ん、汝は駕を保護するを願ふや否や、燧曰く、天に二日なく民に二王なきは是れ天下の大義なり、此の外某の知る所に非ずと、濠手を戟して怒て曰く、汝既に我が孝行を保舉し、如何ぞ又た私かに人を遣はし我が不軌を謀ると誣奏せしや、是くの如きの反覆者豈に大義を知らんやと、左右を叱して退けしむ、按察副使許遠下より大呼して曰く、孫都御史は乃ち欽差勅命大臣なり、汝反賊敢て殺を擅まゝにするかと、濠怒て并に之を捕縛せしむ、遠燧を願て曰く、我れ先づ發せんと欲せしも、公我が言を聽かず、今果して制を人に受く尙ほ何をか言はんやと、因て大に濠を罵る、曰く、宸濠逆賊、今日汝我等を殺すも天兵一たび到らば汝が全家戮を受けんこと必せりと、濠二人を惠民門に拽き出さしめ首を斬りて衆に示さしむ、婁妃此の事を聞くに及びて急に内侍をして之を救はしめしも、已に及ぶなし、陽明先生孫許の二公を哭せる詩二首あり、

其一に云ふ

去下鳥紗做一場、
肯將言語塔前屈、

男兒誰敢墮綱常、
硬著肩頭劍下亡、

萬古朝端名姓重、
史官諱把春秋筆、

千年地裏骨頭香、
好好生生斷幾行、

其二に云ふ

天翻地覆片時間、
蘇武堅持西漢節、
忠心貫日三台見、
賣國欺君李士實、

取義成仁死不難、
天祥不受大元官、
心血凝氷六月寒、
九泉相見有何顏、

今や宸濠愈、反旗を掲ぐ、僉事潘鵬御史と爲りし時より寧王の賄賂を受け、之れと交通せしが故に、是に至て率先して萬歳を呼ぶ、參政王倫、季數禍を懼れ亦た相繼ぎて拜伏す、布政使梁宸、按察使楊璋、副使唐錦、都指揮馬驥、各目を以て相視て敢て聲を出さず、濠大喝して曰く、我れに順ふ者は生き、我れに逆ふ者は死なんと、四人覺えず膝を屈す、濠即日朝廷に擬して、諸官屬を置く、瑞州の知府王以方、素より宸濠の必ず叛するを知り、兵卒を練り城寨を修め、守禦の計を爲す、宸濠其の才能を慕ひ、屢人を遣はして禮を爲し之れを招かんと欲す、以方拒みて受けず、是に至て

適、公事あり、南昌城に到る逆黨之を擒にして寧府に送る。宸濠降を命ず、以方從はざるにより之れを獄に繋ぐ。宸濠又た檄を遠近に傳へ、正徳の年號を改め順徳の二字に改めんと擬す、只だ南京に位を正すを待て即ち改元せんとす、又た檄を作り乘輿(天子)を指斥して其の罵詈を極む、時に濠は死士を養ふこと二萬、四方の盜賊の巨魁を招くこと四萬餘、又た心腹の婁伯將、王春等を遣はし肆まゝに出で、兵を收めしむ、護衛黨與并に脅かされて從ひし人を合算せば共に七萬餘人、軍勢甚だ盛なり、又た江西省の布政司の印證公文を用ひ、人を遣はして天下の布政司に通行して親王三司等に兵を擧るの意を告諭し、一面には戰具を修理す、此一擧實に江西省の百姓を震怖せしめたり、

幸運 既に一言せしが如く是の時福州の三衛軍人進貴等衆を聚めて鼓噪す、朝廷陽明先生に命じて往て鎮定せしむ、先生六月九日を以て發し、十三日寧王の賀壽の宴に與からんとす、此れ乃ち常例なり、發する時に臨むで參隨官龍光等敕印を取りて後堂に留む、轎出で、倉卒に門を閉ぢ、勅印を忘る、行きて吉安府に至り、先生岸に登り勅印を取らんとすれども無し、乃ち中軍官を贛州に返へして印を

取る、此を以て沿道に時日を費し、六月十四日午後、漸く豐城に至る、此れ正に孫燧許遠害に遇へるの日なり、若し勅印を忘れずんば先生も亦た宸濠誕辰の祝宴に與かりて同く孫燧許遠と共に殺されしならん、豈に天幸に非ずや

征途に上る 豐城は南昌城(江西省の首府)を離るゝこと僅に十數里なり、寧王守臣を殺害し、半日を過ぎずして其の報豐城に至る、知縣顧宥先生に謁して江西省中の事を語り、兼て傳聞する所の語を述べて曰く、寧府已に兵千餘を發し、王都堂先生を邀へ取らんとすと、未だ果すや否やを知らずと、先生顧宥に命ずらく汝自ら去て地方を守れ、寧王の反情は京師久しく已に知る、日ならずして大兵將さに至らんとす、汝百姓を安慰して必ず憂慮せざるべし、我も亦た即日兵を起さんと、顧宥辭し去る、先生急に龍光を召し、問て曰く、顧宥の語を聞きしや否や、龍光對て曰く、未だ聞かず、先生曰く、寧王反せり、龍光驚て色を變ず、先生曰く、事已に此こに至る、惟だ急進を上策と爲す、此れより西北に進み瑞州に入り、彼地に到り檄を傳へ兵を起し賊を討つべし、別に他策なしと、是に於て迅速なる船を命じ、連夜進行す、船夫、寧王の反を聞き心膽俱に裂け、意行くを願はずして曰く、南風大に起

て進行し難し、且さに來日を待て風色を見ば如何と、先生親から船頭に至り香を焚き北を望み再拜して曰く、皇天若し生靈を憫み王守仁の社稷を扶くるを許さば願くば風を反へせ、若し天心反逆を助け、生民の塗炭の苦に遭ふに合せば守仁願はくば先づ水中に投じて餘生を望まずと、其の言、涙と與もに下る、從者俱に感動す、祈禱罷むとき、南風漸く息む、須臾にして橋上の小旗の飄揚するを見れば已に北風に轉せり、船夫又た日の晩るを言ふて行かず、先生大に怒り劍を抜て之を斬らんと欲す、參隨の者跪づきて宥を請ふ、乃ち其の一耳を割く、是に於て帆を張りて上る、行くこと數里を出でざるに日已に西山に沈む、先生船の大に遅るを見て從者をして潜かに漁舟を求めしむ、先生微服して漁舟に移る、惟だ龍光、雷濟相從ふ、勅印のみを帶び、其の衣冠儀仗は與もに大船に留め參隨蕭禹に命じ後ろに隨て至らしむ、漁舟破浪中に在て出入するに慣れ、速に進行せり、宸濠先生が南贛軍門鎮臺に馬を起すを聽て謂へらく、六月六日に發せば九日には到着すべし、如何ぞ未だ到着を見ざるや、道路通過し難きか、或は半途にして大風を豫知して轉じ去りしか、亦た知る可らず、王守仁は經濟の才あり、若し彼を得

て相助けしめば大事就る可しと、遂に内官喻才に命じて小船數十隻を以て之れを追ふ、行きて黃五腦(豐城縣に屬す)の地に至る、已に大船に及で蕭禹を捕ふ、禹曰く、王都爺(先生)已に去ること久し、我れを捕へて何の益かあらんと、喻才乃ち先生の衣冠を取り回つて寧王に復命せり、

宸濠の三策 先生漁舟に乗じて逕ちに臨江府に到る、有司俱に知らず、先生龍光をして岸に登て輪を求めしむ、臨江府の知府戴德孺急に來り迎へて接款し、先生を留め城に入て出軍の準備を爲さしめんとす、先生曰く、臨江府は大江の濱にして南昌城と相近し、且つ吾は敵軍の道路の衝に居る可らずと、德孺曰く、寧王の兵勢甚だ盛んなりと聞く、何を以て之れを禦がん、先生曰く、濠上策に出でんか、其の銳氣に乗じ我が不意に出で、直ちに京師に趨かば則ち國家危からん、若し中策に出で、逕ちに南京を攻めば楊子江の南北亦た其の害を被らん、若し江西省南昌城に據らば則ち勤王の師四方に集り魚の釜中に遊ぶが如し、死せずして何か爲ん、此れ下策なり、德孺曰く、老大人の明見を以て之れを度らば彼れ當に何の策に出づべきや、先生曰く、寧王未だ戰陣を経ず、心中必ず怯ならん、吾れ若し偽て

兵部尙書の命と爲し兵を發して南昌府を攻めば彼れ必ず居守して敢て遠く出でざらん、旬日の間に王師四集せば之れを破ること必せりと。

征討の準備 先生德孺に別れ進で新塗縣に至る、知縣李美將才あり、素より士卒を訓練して精兵千餘あり、來て先生を迎へ城に登らんことを請ふ、先生曰く、汝の意は甚だ善し、然れども狹隘の地は武を用ふるに堪へずと、李美船を具へ共に乗り返へりて吉安府に達す、吉安府の知府伍文定先生の至るを聞き、大に喜で急に來り謁す、先生暫らく南贛に回へり兵を徵せんと欲す、伍文定曰く本府の兵士糧食俱に準備す、唯だ須らく老大人の號令を發せらるべし、必ずしも又た回へらざれ、稽ふるに若し回へらば或は時日を誤らんと、先生乃ち吉安府に留り、上疏して具さに寧府の變を報告し、命を請て將に師を出し以て東西人民倒懸の苦を解かんとす、並に請て兩廣、差滿御史謝源、任希儒を留め、軍中に功を紀せしめ、一面に致仕を請ふの疏を上つる、鄉官王懋中等知府伍文定及び門人鄉官鄒守益等と一同協議す、便宜の制に遵ひ檄を四方に傳へ、濠の罪狀を暴はし、各兵を徵し王事に勤めしむ、又た龍光を安福縣に遣はし、劉養正が小兒を取り、吉安城中に至り供

給を厚くし、書を養正に遣り以て寧賊の心を疑はしめ、又た李士實の家屬を誘ひ心復の人に托して之れに語て曰く、吾れ只だ、勅旨に應じて兵を聚むるを名と爲すのみ、寧王の事成敗未だ卜知せず、吾れ安んぞ遽かに敵と爲すを得んやと、朝廷變報を得て大軍を發するの準備を爲す、先生自ら合書を作りて各處に投じ、各路の軍馬俱に南昌府に於て會し、江西省の各府縣速かに軍馬を調集し期を刻して應援せよと命す、亦た豊城に於て疑兵を張り、應援官兵の狀を爲さしむ。

宸濠の軍南康九江を陷る 最初、李士實、劉養正等果して宸濠に勸むるに、蘄州、黃州より直ちに北京に趨かん、然らずんば亦た須らく先づ南京、金陵に據るべし、根本既に定らば方さに天下に號令すべきを以てす、宸濠も亦た初め意中其の謀を聽かんと欲せしも、官軍大に集り且暮に將さに至らんとするを聞き、遂に敢て城を出でず、但だ城を守るの計を爲す、李士實復た宸濠に言て曰く、朝廷方に敢て城を出でず、安んぞ遽かに大軍を發するを得ん、此れ必ず守仁が我が兵氣を緩うするの計略なり、殿下反逆の名を負ひ、風馳電掣を務めずして却つて困して一隅を守り、徐ろに四方の兵の集るを待たば、大事必ず敗れん、宜しく兵を分て

九江府を撃つべし。若し九江府を得て内に二衛軍の調發するに足るあらば再び兵の一部を分て南康府を撃ち、殿下親から大軍を率ゐて直に南京に趨き、先づ帝位に即かば天下の富貴を貪るの徒必ず翕然として來り歸せん、此れ大業日を期して定むべきなりと、宸濠意尙は猶豫し一面には官軍の消息を探り、一面には先づ閔廿四、吳十三等を遣はし、各萬人を率ゐて官民の船を奪ひ、流れに順て南康九江二府を撃て之を取る、九江府の百姓門を開て以て賊兵を納る閔廿四、吳十三、兵を分て屯守して捷を報す、宸濠大に喜で曰く、兵を出だして纔かに數日にして連りに二府を取り、又た許多の錢糧軍馬を増す、吾が大事必ず成らんと、遂に徐九寧を遣はし、九江府を守り、陳賢に南康府を守らしめ、俱に大守の號を冒かさしむ、閔廿四、吳十三、兵を回へして大軍の征進に隨ふ、因て使を四方に遣はして府屬各縣を招く、降者は官を復すること故の如くす、恰も好し官軍を探れる者の報來る、報に曰く、各路の軍馬並に消息なし、王都堂王守仁は吉安府中に安坐す、聞く已に命を屬郡に發せしも、軍馬尙ほ未だ到らずと、

宸濠人を遣はして先生を招く

宸濠は投降せる參政季敷に謂て曰

く、汝曾て王守仁と同一軍中に在りたり、今能く我が爲めに吉安府に往き王守仁を招き降さば汝が功淺からずと、季敷即ち趙承芳及び旗卒十二人と同一檄文を齎らし、吉安府を諭し、并に先生の寧王に歸順せんことを説かんとす、先生先きに令を各路の領哨官に下して、任地を守らしめ、若し寧府の人の經過することあらば何人に拘はらず即ち縛して軍門に送りて究問せよと曰ふ、敷等行きて墨潭地方に至り、領哨官の爲めに止めらる、季敷喝して曰く、我は乃ち本省江西省の參政なり、汝何人ぞ敢て妨害するかと、領哨官曰く、此に至るは何の爲ぞ、季敷曰く、寧府の檄文此に在りと、旗卒、檄文を以て領哨官に觀す、領哨官遂に旗卒を捕ふ、季敷惶れて船を回へして逃る、領哨官謂へらく、參政は是れ大官なるを以て敢て輕々しく動かすと、唯だ旗卒五名を捕へて軍門に來る、先生問ふ、季敷何く在る、領哨官曰く、已に逃れたり、先生嘆して曰く、忠臣孝子と叛臣賊子は只だ一念の間に在り、季敷向きに功を立て賊を討す便ち是れ忠臣なり、今日は賊の驅使を奉す便ち是れ叛臣なり、舜と爲り、跖と爲るも毫釐の謬千里の差を生ずるのみ、豈に惜む可からざらんやと、吉安の知府伍文定、先生に兵を出して進征せんことを請ふ、先生

曰く、彼の氣は方さに鋭し未だ急に攻む可らず、必ず示すに自ら守て出でざるの形勢を以てし、其を誘ひ然る後ち其の後ろに尾して之れを圖かり、先づ南昌城を復して以て其の根城を撃たば彼れ聞きて必ず兵を回へし來り援はん、我れ因て邀へて之れを撃たん、兵法に所謂人を致して人に致されざるものなりと、乃ち兵を斂めて自ら守り人をして南昌城の消息を窺はしむ、季敷墨潭より逃れ回りて寧王に見え、旗卒擒にせらるゝの事を述べ、宸濠大に怒り、乃ち王守仁兵を出すの消息を問ふ、季敷罪を懼れ乃ち詐り答て曰く、王守仁は只だ自ら守るべし、安ぞ敢て殿下の敵と爲らんと濠之れを信せり、

宸濠の大軍發す

官軍未だ集らざるを以て乃ち兵萬餘を伏せ、宜春王拱櫟、其の子三哥、四哥(三男)と、同く發するを命じ、太監萬銳等に命じて堅く南昌城を守らしめ、多く砲弩の類を設け、又た兵の一部を城外に伏せ、以て城を突くの敵を防ぐ、自ら婁妃及世子太哥、宗室拱楨、劉養正、李士實、潘鵬等と七月二日を擇び兵を發して東に下り、弟宸濠を封して九江王と爲し、百艘を率ゐて前導せしむ、是の朝、宸濠宮に入り、婁妃をして舟に登らしむ、婁妃尙ほ未だ其の意を知らず、依て問て

曰く、殿下妾を邀へて何くに往くや、宸濠曰く、近日太后宣旨あり、各親王に許して南京に往き祖廟を祭らしむ、我れ汝と同く往き、久からずして便ち回へらんと、婁妃半信半疑にして只だ隨ひ行く、濠舟に登るの時壇を設け江伯を祭り命じて瑞州の知府王以方を斬り之れを以て犧牲(祭)に代ふ、牲を供ふるの時、机脚偶々折れ、以方の頭自ら跳りて地に覆へる、宸濠命じて之れを江に棄てしむ、舟始て發す、疾風暴雨雷電大に作る、前舟の宸濠暴雷を被りて死す、濠の意爲めに樂まず、李士實曰く事已に此に至る、殿下能く手を拱ぬきて止むべきか、天道は測り難し、慮るに足らざるなりと、濠酒を呼で痛飲し即ち椅子の上に醉臥す、夢に鏡に對すれば、其の頭盡く白く霜の如きを見る、猛然として驚き醒め、道士徐卿を喚て之れを問ふ、徐卿賀して曰く、殿下貴きこと親王と爲る、頭の白きを夢みしは乃ち皇の字なり、此行帝位を取ること必せりと、時に兵衆六萬人あり、號して十萬と爲す、盡く官民の船を奪ひて裝載し、旌旗江を蔽ふて下る、相連ること六里餘なり、賊兵沿江の各縣を攻掠し、將に安慶城に及ぼさんとし、投降者僉事潘鵬は安慶の人なるを以て先づ鵬を遣はし檄文を持し安慶に住て人民を諭し降さんとす、太

守張文錦都指揮楊銳を召して計を問ふ。銳曰く王都堂(先)前(生)きに命ありて堅く任地を守らしむ。大兵日ならずして且(ま)さに至らんとす。今潘鵬來りて降を勸む。當(ま)さに力めて之れを拒(ま)ぐべしと。楊銳城樓に上り潘鵬に謂て曰く、潘僉事は乃ち國家の守臣なり。奈何ぞ反賊の奴隸(な)と爲りて傳語するや。寧王本意あらば來て安慶城を打たんと。潘鵬曰く、汝且(ま)らく城門を開き我が言を聞け。語るべき所少(すく)なからすと。蓋し啗(く)はすに利を以てせんとしたるなり。楊銳曰く、門を開くを要せば、逆賊宸濠自ら來れと。遂に弓を彎(ま)て潘鵬を射んと欲す。潘鵬慚色面に滿ち退き回へりて宸濠に報す。宸濠怒て曰く、一個の安慶城何ぞ甚だ打ち難きや。李士實曰く、殿下速に南京に往き帝位に即かば何ぞ安慶城の下らざるを愁(うれ)へんやと。宸濠嘿然たり。船安慶城下を過ぐ。楊銳曰く、若し寧王直ちに南京に行かば便ち大事を成さん。當に計を以て之れを留むべしと。乃ち四隅に旗を建て、勦逆賊の三字を大書す。濠聞て之れを惡(にく)む。銳又た軍士及び百姓をして城頭に環立し、宸濠を罵らしめて曰く、反賊日ならずして天兵來らば全家滅亡せんと。宸濠舟中に在りて外面の喧(かたど)しきを聽き其の所以を問ふ。潘鵬曰く、此れ即ち楊銳が軍民をして殿下を罵らしむる

なりと。宸濠大に怒て曰く、我れ且(ま)らく安慶城を攻め下し楊銳を殺し然る後ち南京に往くも未だ遅(おそ)からずと。即ち其の西郭を掠(か)め遂に正觀集賢の二門を圍む。濠黃艦に乘じ黃石磯に泊し、親(か)から兵を督して戰ふ。安慶の城池堅固、又た兼て張文錦は楊銳と和し謀議已に久しく、多く砲石及び守城の器を積む。軍衛の卒百人に滿たず、城に乗する者は皆な民兵なり。市中の全戸より兵を調發し、老弱婦女も亦た戦具を發送せしむ。城に登る者は必ず石塊一二を帶び、石積んで山の如し、亦た釜を城上に置き、渴せば茶を煮て以て之を飲ましむ。賊來て城を攻めば、輒ち石を投じて之れを撃ち、或は注ぐに熱湯を以てす。賊敢て近づかず。賊凌雲樓を建て、城中を囓(か)ひ將さに城に乗せんとす。城中も亦た飛樓數十を造り、高所より城を射る。賊多く死す。銳又た死士を募り、夜其の營を劫(か)かす。賊衆大に擾(う)れ曉に至て始て定る。宸濠其の徒に謂て曰く、安慶城だも猶ほ且つ克つ能はず。安ぞ金陵(南京)を望んやと。是に於て親(か)づから土を運び、塹(ほ)を填めて必捷を期せり。

先生の術中に陥る 抑も先生曩(な)に南昌城の消息を探偵せしめし者皆な既に回へり報じ、寧王は七月二日を以て大兵を起し水路より下り、現今安慶城を

圍て之を攻め勢甚だ急なるを聽き得たり、又た其の南昌府の守備甚だ固く城外に又た伏兵ありと聞けども未だ何れの處なるやを知らず、先生、船を發し探偵者に重賞を與へ、再び伏兵の實否を探らしむ、衆將、安慶城を救はんことを謂ふ、先生曰く、今や九江、南康の二府皆な賊の據る所と爲り、南昌城中精悍の賊兵尙ほ一萬餘、食貨山の如く積む、我が兵若し安慶城に至らば賊必ず軍を回へして死闘せん、是れ腹背に敵を受くるなり、安慶城なる我が兵は僅に自ら守るに足るも、我を鄱陽湖中に援ふこと能はず、南昌城の賊兵、我が糧道を絶ち四方の援兵の來るも亦た希望すべからざれば大事去らん、今各郡の官兵漸次來集す、賊之を聞かば必ず已に震怖せん、因て力を并せ以て南昌城を攻めんには其の勢必ず勝たん、既に南昌城を破らば賊先づ膽を失はん、彼れ歸て南昌の根城を救はんとなれば即ち安慶城の圍は自ら解けん、濠も亦た擒にすべしと、時に鄒守益、先生に見えて曰はく、聞く宸濠は葉芳が兵を誘ひ夾みて吉安府を攻むと、先生曰く、葉芳必ず叛かざらん、と、守益曰く、葉芳は宸濠に従ひ封拜就職を望む、尋常の事例を以て推測すべけんやと、先生默然たりしが良久して曰く、天下盡く反せんも、我輩固より當に此

くの如く爲すべきのみと、守益惕然として一時胸中の利害洗ふが如し、先生其の家族を吉安城の官舎に留め、薪を聚て之を環らし、守者を戒しめて曰く、兵敗れば即ち之を火けよ、賊の辱むる所と爲るなかれと、遂に七月十三日、以て吉安府より軍馬を起し諸將と十五日を刻し齊しく臨江府潯陽地方に會せんとす、是に於て各屬府縣の兵將に至らんとす、初め先生高臺に登て師に誓はんと欲せしも積勞を以て病發して果さず、勉て一令を書し、知府伍文定、邢珣、徐璉、戴德孺四人を呼て之に授く、其の令詞に曰く、伍にして命を用ひざる者は隊將を斬り、隊將にして命を用ひざる者は副將を斬り、副將にして命を用ひざる者は主將を斬らん、先生曰く、軍中に戲言なし、此れは是れ實語相誑かざるなりと、伍文定等皆な暗々舌を吐けり、大軍行て豊城に至る、南昌府推官徐文英、偶々公務に因て南昌城外に在りて、獨り賊の難に與からず、奉新縣の知縣劉守緒と共に皆な壯兵を引て來り會す、悉く軍前に留て命を聽く、先生の病も亦た稍々癒ゆ、乃ち軍を分て十三哨隊と爲し、各々進攻屯守の宜きを以てし、各自任地に至る、發するに臨て命を用ひざる者數人を捕へて首を斬り以て狗ふ、各軍股慄せざるなし、

抑も宸濠安慶城を攻むること、十八日、城中機に随ひ變に應じて並に挫折することなし、宸濠正さに焦心するの際、忽ち南昌城急を告ぐるの報知を得たり、曰く王都堂(大將、總督の如し)の大軍已に豊城に至り將に南昌城に及ばんとす、南昌城の軍民震ひ駭き急に兵を分て歸り援はんことを乞ふと、宸濠大に驚き便ち安慶城の圍を解て歸らんと欲す、李士實曰く、若し殿下一たび回へらば人心離れん、宸濠曰く、南昌城は我の根城なり如何ぞ救はざると、劉養正も亦た曰く、今や安慶城の音信通せず、破るゝと、旦夕に在り、安慶城を得て以て我兵の屯止の所と爲し、然後ち南康九江二府の兵を調集し、齊く南昌城を救はゞ官軍、我が兵勢の盛大を見て戰はずして退かんと、濠二人の言を用ひず、遂に全く先生の術中に陥れり、

愈々宸濠を攻撃す、先生探卒を遣はして、南昌府の伏兵千餘人なること、及び其の所在地を知り、乃ち劉守緒等をして精兵四百を率ゐ間道より之を襲ひ其の不意に出でしむ、賊の伏兵一時に潰敗し、齊しく南昌城に奔る、城中の兵驟かに王都堂の兵至り、伏兵を殺すと聞き、人々驚駭し、相通告して俱に畏避の念を懐く、二十五日早朝各哨軍隊俱に期定地に向て進發す、先生復た約束を爲して曰く、

一鼓して城に附け、再鼓して城に登れ、三鼓して克たすんば其伍を誅し、四鼓して進まずんば其將を誅せんと、各哨統兵官先生の軍令嚴肅なるを知て、一たび鼓聲を聞て呼喚して並び進む、伍文定の兵、梯を掛けて先登す、守城の賊兵、我が勢の盛なるを見て皆な戈を倒にして狂走し、城中喊聲大に振ふ、各路の官兵城門を開て俱に入る、遂に宜春王拱欄及び寧王の子、三哥、四哥、並に太監萬銳等千有餘人を擒にす、宮人皆な火を縱つて自ら焚死す、哀むべし、眷屬百餘人化して一陣の煙灰と爲る、火勢猛烈にして、居民の房屋を延焼す、先生大隊の軍兵を統率して城に入り、令を各官に傳へ道に分て火を救ひ、居民を撫慰す、火熄むの後ち、伍文定等皆な來て參見し、降參者を率て堂下に拜せしむ、先生部下に令して南昌城の府庫を封じ、大小衙門の印九十六顆を搜り得たり、府中の人心始て安し、是に於て宸濠に通せし者胡濂、劉斐等及び南昌知府鄭璣、同知縣何繼周等皆な自ら投降す、先生俱に之を安慰す、古人詩あり之を證す、

皖城方逞螳螂臂 誰料洪都巢已傾

赫赫大功成一鼓 令人千載羨文成

第八篇 第二靖亂時期 愈々宸濠を攻撃す

先生又た寧王已に安慶城の圍を解き兵を沅子港に移し先づ兵二萬を分ち凌十
一、閔廿四をして之を分率して疾く南昌城に趨かしめ自ら大軍を帥る後ろに隨
て進むことを探知す、時に二十二日なり、先生此報を聞き衆將を集めて計略を議
す、衆皆な曰く、賊の勢強盛なり、我亦た今既に南昌城守るべきあり、且に宜しく兵
を斂て城に入り壁を堅くし釁を觀て四方援兵至るを俟て然後に之を圖るべし
と先生笑て曰く、然らず、賊勢強きも未だ大敵に逢はず、唯だ爵賞の餌を以て人を
誘ふて兵と爲すのみ、故に義勇の心なし今進むも逞うするを得ず退くも歸る所
なく、其の元氣已に沮喪す、若し奇兵を出して其の惰りて歸らんとするの衆を擊
ち一たび其の銳を挫かば將に戰はずして自ら潰敗せんとす、所謂人に先ては人
を制するものなりと適、撫州知府陳槐、進賢知縣劉源清、兵を率ゐ來て戰を助く、先
生乃ち伍文定、邢珣、徐璉、戴德孺をして各々兵五百を率ゐ、四路に分て並び進まし
め、又た余恩をして兵四百を以て鄱陽湖上に往來し、賊兵を誘致せしめ、又た陳槐、
王軾、劉守緒、劉源清等をして各兵百餘を引て四面疑兵を張り、伏兵を設け、伍文定
等の賊と鋒を交ふるを俟て、然後ちに合撃せしめんとす、部隊の配當已に定り、乃

ち倉を開て大に城中軍民等を賑はす、又た宗室郡王將軍或は内應を爲して變を
生ずるを慮り、親しく慰諭し、以て其心を安んせしめ、且つ告示を出して曰く、

南昌城七門内外軍民雜役人等に示す、真正に逆を爲して赦されざる者を除く
の外、寧府より脅かされ指揮、較尉等の官を僞授せられし者及び嘗て一たび亂
に従ひ雜色人夫に應じ、家族の南昌城に在る者各、安居して業を樂み、逃竄する
勿れ、父兄弟能く犯罪者を報告し、善に遷り惡を改め、惡徒を擒獲し、軍門に詣
て捷を報する者あらば一體に功を論じ、賞を給せん、賊より逃れ回へりて投首
する者は其元罪を免せん、其の軍器を收藏するあらば數を盡くして官に送る
を許さん、各々宜しく過を悔ゆべし、徒らに滅亡を取る勿れと、

二十餘通を寫し城門の内外各處に掲示し、以て軍民の黨を解散す、廿三日宸濠の
先鋒凌十一、閔廿四、已に樵舍地方に至り、風帆江を蔽ふ、前後數里、我兵、軍令を奉じ
夜に乗じて進む、伍文定、正兵を以て其前に當り、余恩、其後に繼ぎ、邢珣、兵を引て賊
背に繞り出づ、徐璉、戴德孺、左右翼を分て各自攻撃し、以て其の勢を分つ、二十四日
早朝、北風大に起り、賊兵鼓譟し、風に乗じて前み直に黃家渡に通る、南昌城を離る

、こと僅に三里、伍文定の兵纔に戦ひ即ち伴りて敗走し余恩も僅に交戦し亦た伴りて退く、賊兵志を得て各船前を争て利に趨く、前後相連続せず、邢珣の兵、後より進み直に其中を貫く、賊船大に亂る、伍文定、余恩、兵を督して之に乗じ、徐璉、戴孺勢を合て夾み攻む、四面伏兵紛々擾々、呼譟して至る、鄱陽湖上總て是れ官軍、殆ど餘地を遺さず、賊の先鋒凌十一、閔廿四は爲す所なく、唯だ江湖の民家を却掠するに過ぎず、官軍の強勢を見て心膽俱に落ち急に舟を回へし、賊兵大に潰え、官軍追撃すると數里、擒斬二千餘級、凌十一、箭に中て水に落ち、賊徒水に死する者一萬餘人、閔廿四、士卒數千を率ゐ退て八字腦の寨を保つ、部下の兵士漸次逃亡す、宸濠敗を聞て大に懼れ、盡く九江南康二府の守城の兵を發して軍勢を益す、先生實狀を探り得て曰く、賊兵已に撤去し九江南康二府空虚なり、九江府を回復せずんば南康府の兵終に敢て九江府を越て以て我を援けず、南康府を回復せずんば、我兵も亦た南康府を踏えて以て賊を窮追すること能はざらんと、乃ち撫州知府陳槐をして兵四百を率ゐ、饒州知府林瑛の兵を合せて九江府を攻めしむ、適々建昌知府曾璉の兵も亦た到る、即ち曾璉をして兵四百を率ゐ、廣信知府周朝佐の兵を合

せて南康府を取らしむ、二十五日宸濠褒賞の格を立て以て將士を激勵す、先づ敵の先鋒に當る者は賞銀千兩、陣に對して傷を受ける者は賞銀百兩とす、令を傳へ力を并せて大に戦ふ、其日北風更に大なり、賊船風に乘じ奮撃す、伍文定兵を率て賊の頭陣を打ち風勢の不順なるに因て部兵數十人を殺さる、先生、官軍將に退却せんとするの狀あるを望見し、急に令牌を取り、劍を將て中軍官に付し、領兵官伍文定の頭を斬て衆に示さしめんとし、且つ暗囑して曰く、若し能く力戦せば姑らく之を緩くせんと、伍文定令牌を見て大に驚き、親から軍器を握り、船頭に立て、軍士を督勵し、銃砲を放つ、風逆にして火其の鬚髯を燎くも、顧みず、軍士皆な身を棄て、奮戦す、邢珣等の兵俱に至り一齊に砲を發す、砲聲天地を震動す、宸濠の副船撃破せられ、閔廿四も亦た砲彈を被て死す、濠大に駭き將に他所に移らんとす、賊遂に潰敗し、擒斬復た二千餘、溺死する者算なし、濠乃ち兵を聚て樵舎の地に屯し、舟を連絡して方陣と爲し、四面敵に應じ、盡く金銀を出して將士を賞勞し、來日に敵に死せんことを約す、先生乃ち密かに火攻の計を爲し、邢珣をして其の左を撃ち、徐璉、戴孺をして其の右を撃たしむ、余恩等各官、兵を分ち四面暗伏して只だ

火の發するを望見し、一齊に合戦す、二十六日早天宸濠方さに群臣を朝せしめ諸將力戰すること能はず、以て連敗を致すを責め、先づ三司各官楊璋、潘鵬等十餘人を召し之を斬て以て軍法を明かにせんと欲す、楊璋立どころに辯じて免を求めんとし、正に爭論の際に在り忽ち四邊喊聲大に擧るを聞く、伍文定、官軍を引き小船を用ひ荻を載せ風に乗じて火を縱つ、火烈しく風猛く賊船を延焼す、恰も、赤壁古戦の狀に似たり、各路の伏兵、火煙を望見し力を并せて來り撃つ、賊船四面皆な火なり、棋枰二人火を被て焚け奔りて船室を出で、官軍の殺す所と爲る王春、吳十三も亦た擒獲せらる、先生、人をして、大牌を持し各軍に諭さしむ、牌詞に曰く、逆賊宸濠已に擒にせらる、諸軍縱まに殺す勿れ、降を願ふ者は聽せと、各軍之を聞て、信に以て然りと爲し、勇氣百倍す、濠の軍氣を失はざるはなく、争て小船を見て命を逃る、

宸濠の末路

宸濠事の成らざるを知り亦た遁亡せんと欲し、婁妃と泣別して曰く、昔人の國を亡すは婦人の言を聽くに因り、我は賢妃の言を聽かざるを以て此くの如きに至ると、婁妃哽咽して聲を出すこと能はず、但だ云ふ、殿下自愛珍

重し給ひ、妾を以て念と爲す勿れと言ひ畢り、宮女數人と鄱陽湖中に投じて死す、宸濠の心腸將に斷絶せんとす、萬銳小舟を求め來る、濠服を變じて萬銳及び宮女四人と同じく小舟に乗り、兵戈を冒して走る、萬安知縣王冕、先生の密計を受け漁船數隻を假裝して蘆葦中に散伏して之を窺ふ、宸濠不幸にも是の漁船を認め喚て曰く、漁翁我を渡さば當に厚報あるべしと、濠既に漁船に乗る、船上一呼聲あるや、乘船皆な至る、宸濠遂に免かれざるを知り、亦た水に投じ淺處に逢ふ、水中に立て死するを得ず、兵士長竿を用て其衣を挽て之を執ふ、是時伍文定、邢珣等勝に乗じて進入し、先づ世子大哥及び宮眷等其黨李士實、劉養正、喻才、李自然等百餘人を擒にし、前後俱に擒獲し、一も漏るゝなし、王綸、季穀、水に赴て死す、擒斬共三千餘人、水に落ちし者二萬有餘、衣、甲器械、財物、浮屍、數里に横たはる、復た兵を分ちて殘賊を昌邑及び吳城に搜り、各處擒斬殆ど盡く、湖口知縣章玄梅先生を迎へて城中に坐せしむ、察院王冕宸濠の縛を解き城に入て功を獻す、濠遠近の街衢、行伍整肅なるを望見し、笑て曰く、此れは是れ我が家の事なり、何ぞ王都堂の此等の心を勞するやと、既に先生を見て遂に手を拱きて曰く、濠は事を誤れり、死は自ら甘心す、

勤王敢在汾淮後

戀闕真隨江漢東

群醜漫勞同吠犬

九重端合是飛龍

涓埃未盡酬滄海

病懶先須伴赤松

是日先生命を傳へ師を班へし暫らく南昌城に回る、城中官軍の凱旋を聽て軍民聚觀する者萬餘人宸濠坐して小橋の中に在り其餘の賊黨俱に囚車に乗り前後軍兵擁衛し各兵鎗刀鞘を出で甲冑鮮明なり進で中街に至る兩傍看る者歡聲沸くが如く祝意を表せざるはなし曰く我等今日方さに倒懸の苦を脱せしは皆な王都爺の賜なりと先生都察院に到り馬を下り大に衆官を會して商議す將寧王並に世子郡王將軍儀賓大師國師元帥都督指揮等の賊官を除去し大に將士の戰功を論ず御史諫源任希儒明白に審驗して紀功冊を製す先生三十日を以て捷報を上まつる、

後人詩あり先生の功を稱して曰く、

指揮談笑却萊夷

千古何人似仲尼

旬日之間除叛賊

真儒作用果然奇

案するに宸濠は六月十四日逆旗を擧げしより七月二十六日に擒獲せらるゝに至るまで前後四十二日先生七月十三日吉安府に軍馬を起してより二十六日成功に至るまで纔かに十有四日のみ古より禍亂を平定する未だ此くの如きの神速なる者あらず世人は但だ成功の易きを見て先生の軍略の妙を知らざるなり初め先生南昌城に入るや日に都察院に坐し中門を開き前後を見るべからしめ士友に對し學を論じて輟まず諜者走りて前軍利を失すと報ず座中皆な怖るゝの色あり先生出で諜者を見退て座に就き復た緒言を接し神色自若たり之を頃らくして諜者走りて賊兵大に潰ゆと報ず坐中皆な喜べる色あり先生出で諜者を見退て座に就き復た緒言を接し神色亦た自若たり衆皆な先生の度量に服せり門生鄒守益入見し賀して曰く且に喜ぶ老師百世の功を成し名千歲に掲がると先生曰く功何ぞ敢て言はん且つ喜ぶ昨晚沈睡せりと蓋し先生寧王の叛報を聞きしより後ち日夜焦心苦慮し是に至て始て枕に安んずるを得たらん先生一律を賦して曰く、

甲馬秋驚鼓角風

旌旗曉拂陣雲紅

但だ婁妃は毎々我に叛く勿れと苦諫せり、乃ち賢妃なり、已に水に投じて死す、望むらくは善く之れを葬れよと、先生即ち中軍官一人を遣して視せしむ、至れば只だ漁舟に一屍あるを見る、全身衣服皆な絲を以て密々縫ひ合はす、漁人寶貨の身に在るを思ひ、正に搜らんと欲せしとき、中軍官に認めらる、乃ち婁妃を取り來て盛斂し、湖口縣の城外に埋葬し、今に至て稱して賢妃墓と爲す。

諸將を慰勞す 是日衆官俱もに來て相見る、先生堂を下り伍文定の手を執て曰く、今回賊を破るに、足下の功多きに居る、本院即ち首列に當つ、必ず不次の拔擢あるべしと文定曰く、聖天子の洪福と老大人の妙算に依る、我れ何の功かあらんと、先生曰く、足下が陣を斬て先頭せしは人の共に知る所、必しも謙に過ぎざれと、其餘邢珣、余恩等各々溫言を以て慰勞す、衆官歡喜して退く、翌日先生正に軍中に在て軍務を整理す、中軍官報して曰く、知府陳槐、曾璵等、兵を分て南康九江二府を攻め賊兵出で戦ひ俱に官軍の敗る所と爲る、陳槐は陣上、徐九寧を斬り、知縣何士鳳門を開き以て官師を迎へ、城中の餘賊を盡して誅戮を行ふ、南康府の百姓、官軍城に逼ると聞き共に陳賢を殺す、二府悉く平ぐと、是に至て賊黨俱に盡く。

案ずるに宸濠は六月十四日逆旗を擧げしより七月二十六日に擒獲せらるゝに至るまで前後四十二日、先生七月十三日吉安府に軍馬を起してより二十六日、成功に至るまで纔かに十有四日のみ、古より禍亂を平定する、未だ此くの如きの神速なる者あらず、世人は但だ成功の易きを見て、先生の軍略の妙を知らざるなり、初め先生南昌城に入るや、日に都察院に坐し中門を開き、前後を見るべからしめ、士友に對し學を論じて輟まず、謀者走りて前軍利を失すと報ず、座中皆な怖るゝの色あり、先生出で、謀者を見、退て座に就き復た緒言を接し、神色自若たり、之を頃らくして謀者走りて賊兵大に潰ゆと報ず、坐中皆な喜べる色あり、先生出で、謀者を見、退て座に就き復た緒言を接し、神色亦た自若たり、衆皆な先生の度量に服せり、門生鄒守益入見し、賀して曰く、且に喜ぶ、老師、百世の功を成し、名千歳に揚がると、先生曰く、功何ぞ敢て言はん、且つ喜ぶ、昨晚沈睡せりと、蓋し先生寧王の叛報を聞きしより、後ち日夜焦心苦慮し、是に至て始て枕に安んずるを得たらん、先生一律を賦して曰く、

甲馬秋驚鼓角風

旌旗曉拂陣雲紅

勤王敢在汾淮後

戀闕真隨江漢東

群醜漫勞同吠犬

九重端合是飛龍

涓埃未盡酬滄海

病懶先須伴赤松

是日先生令を傳へ師を班へし暫らく南昌城に回る、城中官軍の凱旋を聽て軍民聚觀する者萬餘人宸濠坐して小轎の中に在り其餘の賊黨俱に囚車に乗り前後軍兵擁衛し各兵鎗刀鞘を出で甲冑鮮明なり進で中街に至る兩傍看る者歡聲沸くが如く祝意を表せざるはなし曰く我等今日方さに倒懸の苦を脱せしは皆な王都爺の賜なりと先生都察院に到り馬を下り大に衆官を會して商議す將寧王並に世子郡王將軍儀賓大師國師元帥都督指揮等の賊官を除去し大に將士の戰功を論ず御史誅源任希儒明白に審驗して紀功冊を製す先生三十日を以て捷報を上まつる

後人詩あり先生の功を稱して曰く

指揮談笑却萊夷

千古何人似仲尼

旬日之間除叛賊

真儒作用果然奇

一難去て又た一難 抑も最初先生上まつりし所の寧王反逆の報疏、朝廷に達するや、兵部尙書王瓊之を見て、之を五府六部の大臣に通じ、皆な來て左順門の一堂に會議す。諸臣中又た曾て寧王の賄賂を受け、彼と暗に通せし者あり、又た寧王の勢の大なるを見、彼の大事を成すを恐れ、各自徘徊觀望し、尙ほ敢て濠の反逆を明言せざる者あり、王瓊色を正うして曰く、豎子素と不義を行ふ、今倉卒亂を造す、自ら滅亡を取らんのみ、都御史王守仁、上游江の上流に據る、必ず能く賊狀を知り、不日當に捷報至ることあるべし、其の京軍の出征を請ひしは、特に兵威を張らんとするの策のみと、乃ち頃刻に十三疏を作り、首めに宸濠の屬籍を削らんとを請ひ、名分を正して賊と爲し、天下に布告す、且つ忠臣義士能く義兵を擧げ、反賊宸濠を擒にする者あらば封するに侯爵を以てせんと曰ひ、先づ賊に通する逆臣朱寧、臧賢を捕へて法廷に送り、罪を正す、又た檄文を南京、兩廣、浙江、江西の各路の軍隊に傳へ、要害に分據し、一齊に勦殺せんとす、朝廷、安邊伯許泰を遣はして軍務を總督し、總兵官に充て、平虜伯江彬、太監張忠、魏彬俱に提督官と爲る、左都督劉暉、總兵官と爲り、太監張永、機密を贊畫し、並に宸濠反逆の事情を視察せしむ、兵部侍

郎王憲兵糧を監督し、先づ江西省に往く、征討大軍行て臨清地方に至る。時に江西に捷報あり、曰く、宸濠已に擒にせらる。之を聞て、許泰、江彬、張忠等先生の偉勳を嫉み、且つ己が功なきを恥ぢ、乃ち密疏して御駕親征、便に順ふて南方の勝景を遊覽せんことを請ふ。武宗大に喜び、遂に自ら稱して總督軍務威武大將軍總兵官、後軍都督府太師鎮國公と爲り、江西に往て親征せんとす。廷臣極諫すれども聽かず。或は諫を以て罰杖を被て死せし者あり、御駕遂に發す。大學士梁儲、蔣冕、扈從す。九月十一日、先生南昌府に馬を起し、宸濠等逆黨を囚率し、期に先ち官吏を遣はして上疏す。略に云く、

「逆賊宸濠、神器を睥睨し、陰謀久しく蓄へ叛亡を招納し、鞏毅の動靜を探りて日に漏らす所なし。廣く奸者を置く、臣下の奏文は百に一も通せず。謀を發するの始め、豫じめ大駕必ず將に親征せんとするを料り、先づ沿途に於て奸黨を伏せ、博浪、荆軻、張良、荆軻刺客の故事の謀を爲さしめんとす。今や逆賊踵を旋さずして遂に已に擒と成る。法宜く率ゐて闕下に赴き、式て天誅を昭かにすべし。部下の各官に令して護送せしめんと欲すれども、恐くは舊と賊が潛布せし所の殘

徒、隙に乗じて竊かに發し、或は意外の虞を致さば臣死して餘憾あり、況んや賊を平げ俘を獻するは國家の常典、亦た臣子の常職なり。臣謹で九月十一日に於て親から官軍を率ゐ、宸濠并に宮眷、逆賊の囚虜を護送して闕に赴かん」と。先生行て常山の草萍舖に至り、御駕親征の事あるを聞き大に驚て曰く、東南民力已に竭く、豈に騷擾に堪へんやと、乃ち筆を索めて詩を壁上に題し、次日早天、里程を兼て進む。詩に曰く、

一戰功成未足奇

親征消息尙堪危

邊烽西北方傳警

民力東南已盡疲

萬里秋風嘶甲馬

千山曉日渡旌旗

小臣何事驅馳急

欲請回鑾罷大師

時に聖駕已に淮徐地方に至る、許泰、張忠、劉暉等先生の疏の到るを見て密に奏して曰く、陛下親征し給ふも賊の擒にすべきなし。豈に天下の人をして笑話せしむべけんや、且つ江南の遊は何を以てか名と爲さん、今や逆賊黨與俱に盡く釜中の魚の如し、宜く王守仁に密諭して宸濠を鄱陽湖中に釋放し、御駕の到るを待て親

から之を擒にし、他日史上に陛下の英武を傳説し、名を萬代に揚げしむべしと、武宗原と是れ功名を希へるの人彼の妄説を聴き、果然威武大將軍の牌面を用ひ、錦衣千戸官を遣はし宸濠を追取せしめんとす、先生行て嚴州に至りしとき牌面に接す、或は言ふ、威武大將軍は即ち今上皇帝なり、牌の到るは聖旨と一般なれば禮當に往て迎ふべしと、先生曰く大將軍の品級は一品に過ぎず、文武官僚相統屬せず、我何ぞ迎ふることを爲んやと、衆皆な曰く、迎へずんば必ず罪を得ん、先生曰く、人子は父母の亂命に於て告語すべからず、當に涕泣して之に隨ふべし、從諛するに忍ひずと、三司官切ろに相勸む、先生已むを得ず、參隨をして勅印を負ふて出で同じく迎へて以て入らしむ、勅印を以て牌面に對す、是れ先生の妙策なり、中軍官問ふ、錦衣官御旨を奉じて此に至る、當に何の謝儀を送るべきや、先生曰く、五金に過ぎざれ、中軍官曰く、恐くは彼怒て納れず、奈何せん、先生曰く、彼の意に任せんと、錦衣千戸官果然大に怒り拒んで受けず、次日即ち來て辭別す、先生其手を執りて曰く、下官、正徳初年に在て錦衣獄に下ること甚だ久し、貴衙門の官司更極て多し、思ふに未だ財を輕んじ義を重んずること公の如き者を見ず、昨日の薄物は余

が鄙意に出づ、只だ禮の備はらんことを求むるのみ、公の納れざるを聴き我をして惶愧せしむ、下官は他の長所なし、單に只だ幾篇の文章を爲るを知る、他日常に公の爲めに其の事を表彰し、後世をして錦衣官に公の如き高士ありしを知らしめんと、錦衣官唯々、一語を出す能はずして、竟に別れ去る、先生竟に其の牌旨を奉せず、宸濠を以て彼に與へず、錦衣官怒て星夜に回報す、許泰、江彬等大に怒り遂に謗言を造て曰く、王守仁先きに寧王と交通し、曾て門人冀元亨をして往て寧王に見えしめ、彼に兵三千を貸すを許し、後ち事勢の成るなきを見、然後に寧王を討ち、以て己が罪を掩へりと、太監張永、素と先生の忠を知り力めて辯雪を爲し、且つ請ふて先つ探查を爲す、先生、杭州に至りしとき、張永先づ在り、先生、張永と相見る、張永曰く、許泰、江彬等閣下を誹謗す、只だ閣下、捷報を獻するの甚だ早きに因て其の南行を阻ぐ此を以て悦ばずと、先生曰く、西南の民久く宸濠の害毒に遭ふ、今や大亂を経て繼くに旱災を以てし困苦已に極まる、若し京軍又た到り責るに供餉を以てせば窮迫の激する所、勢必す山谷に逃れ聚りて亂を爲し、奸黨群應して、土崩の勢を成さん、然後ち更に兵を興し之を伐つことを思ふも亦た難からずや、張永深

く、以て然りと爲し、徐に曰く、余の此の行や、正に群小の聖聽を盡感するが爲に中に居て調停せんと欲す、閣下の功を掩ふに非ず、但し皇上の聖意も亦た巡遊名なきを恥つ、閣下但た將に聖意に順て猶ほ幾分を挽回すべし、苟も之に逆らば、徒に群小の怒を激せん、何ぞ大事を救はんやと、先生曰く、老公の見る所甚た明かなり、下官は功に居るを願はず、願くは悉く彼等捕虜を譲りて下官休職を乞て去るを得ば足れりと、乃ち宸濠及び逆黨囚人を以て張永に交付し、遂に上疏して休職を乞ひ、從屬者を屏ぞけ、去て病を西湖の淨慈寺に養ふ、張永、武宗皇帝の前に在て備さに王仁守心を盡して國の爲にするの忠を言ひ、江西地方の反側未だ安からず、僅に事なきは全く彈壓に頼る、王守仁の休職して自ら便にするを聽すべからずと上奏せり。

三奸人に接す 抑も諸奸臣等先生の門人冀元亨を捕へて南京の法廷に付して拷問を極む、並に一語も先生に波及することなし、奸謀乃ち空く止む、張忠、許泰等亦た密かに奏す、寧王の餘黨尙ほ多し、臣等願くは親しく南昌府に往て搜捕し、以て天威を張らんと、武宗復た之を許す、其の後ち先生、南昌府の任地に赴くに及

ぶころ、張忠、許泰等も亦た至り、京軍二萬を率ゐる街に填ち巷に塞がる許泰、江彬、張忠、都察院に坐し、安りに自ら尊大を粉ふ、先生往て之を拜す、許泰等傍らに坐して之を見て、先生をして坐せしむ、先生佯はりて知らざる真似して傍座を以て下に移し、自ら上座に踞り、許泰、江彬等をして主位に居らしむ、許泰、江彬等且つ愧ち且つ怒り語を以て先生を諷刺す、先生交際の事體を以て之を諭し、然後ち一言を發せず、先生退て門人鄒守益に謂て曰く、吾れ一上座を争ふに非ず、一たび體を彼等に屈せば、便ち當に其の節制を受け、舉動の自由を得ざるを恐るゝのみと、許泰、江彬等言を餘黨を搜捕するに託し、無辜の民を毒害し、富家には賄賂を索め、意に滿れば方さに釋し、又た京軍を縱まゝにして民家に占居し、市井の財物を掠奪し、糧を索め、賞を要め、或は先生の名を呼で謾罵し、或は故意に衝突を爲し、此を以て隙を生し、先生と紛事を企てんとす、又た好て、武宗の面前に在て先生を誹謗す、先生毫も對抗せず、務て待つに禮を以てし、預じめ市人をして鄉村に移居し、以て其の流害を避け、僅に老人を以て家を守らしむ、先生自ら金帛を出して不時に京軍を慰勞し、病者は之が醫藥を供し、死者は之が棺殮を爲す、京軍皆な王都堂是れ好人と稱

せざるはなし、許泰、江彬等、先生の軍心を買ふを怪み、嚴に京軍に禁して軍門の慰勞を受くるを許さず、先生乃ち内外に傳示すらく、京軍は家を離れて苦勞す、汝等居民當に主客の禮を厚くすべしと、百姓、京軍に遇へば、皆な敬を致し、或は酒食を獻す、京軍の人人之れに感じて、復た掠奪の事を行はず、時に十一月冬至將に近からんとす、先生、百姓に諭示すらく、新に宸濠の亂に遭て横死者甚た多し、深く憫むべしと爲す、今や冬節近きに在り、凡そ喪家は俱に奠を具すること禮の如くし、官人、役に在る者も給暇三日なるべしと是に於て居民家々墳に上ぼり酒を供へ、哀哭の聲、遠近相接す、京軍之を聞て家郷を思はざるはなく、或は涙を垂るゝに至る、皆な長官に向て叩頭して歸郷を求む、眞に是れ、楚歌一夜起、吹散八千兵の狀なり、辱かしめんとして却て辱かしめらる、張忠、許泰、劉暉等、自ら北人の長する所は騎射に在り、先生は南人なれば決して未だ習學せざるを思ひ、一日演武に託し、先生と射技を較べんと欲す、先生能はずと謙遜す、再四之を強ふ、先生曰く、某は書生なり、何ぞ敢て諸公と藝を較せん、諸公請ふ之を先きにせよと、劉暉先生を以て果して射を習はずとし、意氣甚だ豪なり、許泰、張忠に謂て曰く、吾等先

づ射て、然後に王老先生の射を看んと、軍士を千百二十歩外に設く、三人、鷹行叙立す、張忠中に居り、許泰左に在り、劉暉右に在り、各自意を注て準備す、北軍南軍と兩邊に分れ、眼を張て射を望む、各人弓を彎くこと、滿月の如し、箭の發すること、流星の如く、一發、矢毎に叫聲起り、遂に九矢を放つ、單に許泰の一箭射て、鶴の上に在り、張忠の一箭、鵠角に在るのみ、彼等は北人射を善くすと曰ひ、心滿ち氣驕りたるも、其技只た此の如くにして、自ら愧色あり、自ら言ふ、聖駕に隨ひしより、久く弓矢を執らず、手指便ち疎を生ず、必ず王老先生の射を教へられんことを求むと、先生復た謙讓す、三人相強て、先生の射を試みんことを要め、射て中らずんば、自己便ち其の慚を掩飾すべしとす、先生強ひられて、中軍官を顧み、弓矢を取り來り、手を舉げて、許泰、江彬等に對して曰く、下官固より初學、笑はれて休まんのみと、先生獨り立ちて、射場の中に在り、武官等、傍らに環立し、三人眼を光らし、笑を含て觀る、先生神閑に氣定り、左手は泰山に托するが如く、右手は嬰兒を抱くが如く、麤的一箭、正に紅心に中る、京軍連聲喝采して、其の巧妙を稱す、許泰、江彬等、心中に快からず、而も言ふ、是れ偶然に中ると、先生又た兩矢を發す、皆な俱に的中る、京軍先生三

發三中を見て歎呼地を動かす、許泰等便ち先生の手を執りて曰く、王老先生久く軍中に在り果然習熟せり、已に長する所を見る必しも又た射ざれと遂に樂ますして散す、是夜劉暉私に心腹の人を遣はして京軍の評語を窺はしむ、各自云ふ王都堂人と爲り甚た好く、武藝も亦た精はし、彼等南軍の士は第一流の王都堂に服事し好て功を建て業を成し、人の爲に一世を枉げずと、劉暉之を聞て快々として一夜睡らず、次日早天、許泰、張忠を見て曰く、京軍の心俱に王守仁に歸附す、奈何すべきや、許泰、張忠乃ち商議して軍を班へす、前後良民數百を殺害し、皆な評して逆黨と爲し、首級を取て功を論ず、京軍江西の南昌城を離るゝや、百姓始て復た歸て業を樂しむ、時に武宗の御駕、淮陽より京口に至り、前大學士楊一清の家を館す、許泰等來り謁して但た云ふ逆黨已に盡くと、遂に聖駕に隨て江を渡り驛を南京に駐め、江山の勝景を遊覽せらる、

讒謗を被る 江杉等三人間に乘じて先生を讒謗して曰く、王守仁は兵を專にして衆心を得たり、將來必ず江西省に割據するの事あらんと、張永極力辯護して先生の忠を言ふ、賴て、武宗、張永の言を信じ之に就きて問はず、許泰等又た心腹

の人を遣はし屢々僞旨を發して先生を召し只た先生の馬を起し將に南都に近からんとし遂に擅まゝに任地を離るゝの罪を歸するを要めんとす、先生其の僞旨を知て竟に赴かず、正徳十五年正月、先生尙ほ南昌城に留る、張忠、許泰等三人、武宗の宴に侍す、武宗の言、天下太平に及ぶ、三人同聲對へて曰く、只だ江西の王守仁早晚必ず反せん甚だ憂ふべしと、武宗問て曰く、汝、王守仁必ず反せんと謂ふ、何を以て驗と爲すや、三人曰く、彼は兵權手に在り、人心歸向す、去歲臣等京軍を率ゐて南昌城に至る、彼又た私恩小惠を以て軍士の心服を買ふ、若し臣等速かに軍を班へさずんば京軍も亦た多く彼に歸順したらん、皇帝若し肯へて信せずんば只た須らく詔使を遣はして彼を召し給ふべし、彼必ず來らざらんと、武宗果然詔を發して先生を召して面見せんとす、張永先生の人品を重んじ、又た先生の忠を憐み密かに人を遣はし星夜に馳せて先生に報せしめ、盡く告るに三人の奸謀を以てす、先生詔を得て即日馬を起し行きて蕪湖に至る、張忠先生の來るを聞て拜謁の時、啓奏する所あるを恐れ復た人をして旨を矯て之を止めしむ、

進退維れ谷る 先生蕪湖に留ること半月、或夜默坐して水波の岸を拍ち汨

泪波の聲として聲あるを聞き歎して曰く一身を以て謗を蒙る死せば則ち死せんのみ老親を如何せん門人に謂て曰く此時若し一の孔ありて以て父を竊みて以て逃るべきあらば吾れ亦た終身長く往て悔いずと先生進退維れ谷り己むを得ずして九華山に入り毎日草庵中に端坐す一日微服して重ねて化城寺に遊び地藏洞に至る回顧す二十七歳の時此洞に於て一老士を見て共に三教の理を談せしことを今年四十九歳覺えす相隔ること二十二年なり功名の心羈絆して自由なるを得ず進て聖上に面見して奸佞を掃除するを得ず退て林泉に歸臥して心を講學に専らにするを得ず覺えす凄然長嘆して筆硯を取て詩一首を題す其詩に曰く

愛山、日日望山時

忽到山中眼自明

鳥道漸非前度險

龍潭更比舊時清

會心人遠空遺洞

識面僧來不記名

莫謂中丞喜忘世

前途風浪苦難行

又た巖中に僧ありて危坐するを見て問て曰く何れの時此こに到れるや僧答て

曰く已に三年と先生謂へらく吾儒の道を學ぶの人肯へて此の如く精專凝靜な

らば何ぞ成るなきを患へんと復た一詩を賦して曰く

莫怪巖僧木石居

吾儕真切幾人如

經營日夜身心外

剽竊糠粃齒頰餘

俗學未堪欺老衲

昔賢取善及陶漁

年來奔走成何事

此日斯人亦啓予

張忠等既に先生の行を阻げて反つて先生の來朝拜謁せざるを奏す奸邪真に憎むべし武宗張永に問ふ張永密奏して曰く王守仁已に蕪湖に至り江彬等の爲に拒がる守仁は忠臣なり今や衆人功を争ふて害せんことを謀るの意ありと聞き其の官職を棄て山林に入て道を修せんと欲す此人若し去らんか天下の忠臣更に肯へて朝廷の爲めに力を出す者なからんと武宗感動して曰く守仁は道を學べるの人何ぞ反せんやと遂に詔を降して先生に命じ江西省の巡撫を兼ね期を刻して速かに歸り事務を執らしむ先生遂に二月に於て南昌府に還へり三月江西省の租税を寛にせんことを乞ふ是時祖母岑太夫人鞠育の恩ありて臨終のと

き面訣するに及ばざりしを以て乃ち三たび上疏し歸省して弔墓せんことを請ふ。俱に允されず。五月江西に大水あり、上疏して自ら彈劾す。按ずるに是時武宗の御駕猶ほ南畿に留れり、諫を進むるに由なければ、姑らく地方の災異を陳述し以て自ら彈劾して君心の開悟して意を萬民に加へんことを希ひしなり。

格物説及び學者用力法

六月復び贛州に還らんとして泰和縣を過ぎし

時少宰羅整庵(名は欽順)書を以て學を問ふ。先生告ぐるに左の説を以てす。曰く、學は内外なし。格物は其心の物を格すなり。正心は其の物の心を正すなり。理の凝聚を以て言へば則ち之を性と謂ひ、其の主宰を以て言へば則ち之を心と謂ひ、其の主宰の發動を以て言へば則ち之を意と謂ひ、其の發動の明覺を以て言へば則ち之を知と謂ひ、其の明覺の感應を以て謂へば則ち之を物と謂ふ。故に物に就て言へば之を格と謂ひ、知に就て言へば之を致と謂ひ、意に就て言へば之を誠と謂ひ、心に就て言へば之を正と謂ひ、所謂理を窮めて以て性を盡くすのみ。其の功は一なり。天下に性外の理なく、即ち性外の物なし。之を學ぶこと明かならざるは皆な世儒が理を認めて内と爲し物を認めて外と爲すに由る。將に反觀内省と講習討

論とを以て分ちて兩事と爲す。朱陸の岐ある所以なり。然れども陸象山の致知は未だ嘗て専ら内を事とせず、朱晦庵の格物は未だ嘗て専ら外を事とせずと、整庵深く之に嘆服す。先生の答書は載て今の傳習錄第二卷に在り。其書格物を謂ひ、學者力を用ふる方法を指示すること極て詳かなり。就て一讀すべし。

啾々吟を作て人を諭す

六月先生の贛州に至りて大に士卒を閲し、戦法

を教ふ。江彬人を遣はし來て先生の動靜を窺はしむ。蓋し隙を索めて先生を陥れんと欲するなり。先生と相知る者俱に反省して危疑を蹈むこと無からんとを請ふ。先生從はず。啾啾(聲)吟を作り、之を解きて曰く、

君不見東家老翁防虎患、
虎夜入室啣其頭。
西家兒童不識虎、
執竿驅虎如驅牛。
痴人憊噎遂廢食、
愚者畏溺先自投。
人生達命自灑落、
憂讒避毀徒啾々。

且つ曰く、吾れ此に在て童子と與もに詩を歌ひ禮を習ふ。何の疑ふべきかあらんと。門人陳九川等も亦た難を避くべきを以て言を爲せり。先生曰く、公等何ぞ學